

令和2年第2回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	7
付議事件並びに結果	8
令和2年4月30日	
出席及び欠席議員	9
地方自治法第121条の規定により出席した者	10
本議会に出席した事務局職員	10
議事日程	10
議会運営委員長報告について	11
会議録署名議員の指名について	12
議案の上程について	12
市長の提案理由の説明	12
報告について	22

令和2年第3回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	25
付議事件並びに結果	26
令和2年5月19日	
出席及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により出席した者	28
本議会に出席した事務局職員	28
議事日程	28
議会運営委員長報告について	29
会議録署名議員の指名について	30
議案の上程について	30
市長の提案理由の説明	30
報告について	41

令和2年第4回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	43
付議事件並びに結果	44

令和2年6月10日

出席及び欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により出席した者	48
本議会に出席した事務局職員	48
議事日程	48
諸般の報告について	49
議会運営委員長報告について	51
会議録署名議員の指名について	52
議案の上程について	53
市長の提案理由の説明	53
報告について	57
請願について	59

令和2年6月12日

出席及び欠席議員	61
地方自治法第121条の規定により出席した者	62
本議会に出席した事務局職員	62
議事日程	62
諸般の報告について	63
議案質疑について（議案第37号～議案第38号）	64
（議案第39号～議案第44号）	67
（議案第45号～議案第48号）	68
（議案第49号～議案第54号）	69

令和2年6月16日

出席及び欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により出席した者	74
本議会に出席した事務局職員	74
議事日程	74

一般質問について	75
緒方 寿光 議員	75
矢ヶ部広巳 議員	88
藤丸 正勝 議員	98

令和2年6月17日

出席及び欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により出席した者	110
本議会に出席した事務局職員	110
議事日程	110
一般質問について	111
新谷信次郎 議員	111
今村 智子 議員	121
近藤 末治 議員	127

令和2年6月18日

出席及び欠席議員	137
地方自治法第121条の規定により出席した者	138
本議会に出席した事務局職員	138
議事日程	138
一般質問について	139
三小田一美 議員	139
佐々木創主 議員	150
白谷 義隆 議員	161

令和2年6月25日

出席及び欠席議員	173
地方自治法第121条の規定により出席した者	174
本議会に出席した事務局職員	174
議事日程	174
議会運営委員長報告について	175
各委員長報告について	176
総務委員長報告について	176
建設経済委員長報告について	177

教育民生委員長報告について	178
議案の上程について	182
議員提出議案の提案理由の説明	182

第 2 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
4 月 30 日	木	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第 2 回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 30 号	専決処分の承認について（専決第 1 号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第 5 号））	2 . 4 . 30	承 認
議 案 第 31 号	専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）	2 . 4 . 30	承 認
議 案 第 32 号	専決処分の承認について（専決第 4 号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	2 . 4 . 30	承 認
議 案 第 33 号	専決処分の承認について（専決第 5 号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）	2 . 4 . 30	承 認
議 案 第 34 号	令和 2 年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について	2 . 4 . 30	原案可決

報 告

報 告 第 1 号	専決処分の報告について（専決第 2 号 和解及び損害賠償額の決定について）	2 . 4 . 30	報 告
報 告 第 2 号	専決処分の報告について（専決第 6 号 和解及び損害賠償額の決定について）	2 . 4 . 30	報 告

柳川市議会第2回臨時会会議録

令和2年4月30日柳川市議会議場に第2回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
総	務	武	田	真	治
財	政	田	中	勝	裕
税	務	古	賀	順	一 郎
健	康	田	島	雅	彦
子	育	竜		晴	美
観	光	山	田	秀	太
商	工	古	賀	和	明
消	防	堤		義	弘

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
						森		康	貴

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第30号 専決処分の承認について(専決第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算(第5号))

議案第31号 専決処分の承認について(専決第3号 柳川市税条例等の一部を改正する条例)

議案第32号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例）

議案第33号 専決処分の承認について（専決第5号 柳川市消防団員等公
務災害補償条例の一部を改正する条例）

議案第34号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について

日程（4） 報告について

報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額
の決定について）

報告第2号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額
の決定について）

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令
和2年第2回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程に入る前に報告いたします。

本臨時会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場の空間を広く取り会議を行いま
すので、あらかじめ報告いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

おはようございます。令和2年第2回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る4月
28日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第30号から議案第34号までの5議案の一括上程であ
ります。

提案理由の説明後、5議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いた
しまして、質疑終了後、5議案とも即決といたしております。

日程4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番佐々木創主議員及び14番諸藤哲男議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第30号から議案第34号までの5議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程3、今回御提案いたします議案第30号から議案第34号までの5議案について御説明申し上げます。

まず、議案第30号 専決処分の承認について（専決第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第5号））について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国の予備費を活用した財政措置が示され、本市としても、この財政措置のうち、全額国の補助による保育所等安全対策事業費を活用した感染拡大防止策として保育所の空気清浄機等の購入補助を行うこととしました。

この補助金につきましては、3月議会終了後に国からの交付予定額等が通知されたことから、令和元年度柳川市一般会計補正予算（第5号）を令和2年3月24日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

予算の規模といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に9,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33,964,713千円といたしましたものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出の3款・民生費、保育所等安全対策事業補助金9,900千円を増額補正しております。

歳入においては、その財源として13款・国庫支出金、保育所等安全対策事業費9,900千円を増額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費補正で全額翌年度への繰越措置を行っております。

次に、議案第31号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市税条例等の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応する措置などの改正を行ったものであります。

次に、議案第32号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、国民健康保険税の基礎課税分、介護納付金課税分の限度額の改正及び減額における軽減基準額の改正等を行ったものであります。

次に、議案第33号 専決処分の承認について（専決第5号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を令和2年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の引上げなどの改正を行ったものであります。

次に、議案第34号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、我が国では、蔓延阻止のため、私権制限を含む緊急事態宣言が4月7日に福岡県を含む7都府県に出され、16日には緊急事態宣言の対象が全国に拡大されました。

このような状況の中、本市においても地域経済や市民生活が甚大な影響を受けており、支

援を緊急に実施する必要が生じたので、感染防止対策、生活支援対策及び経済対策を柱とする補正予算を編成いたしました。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,934,204千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39,416,204千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費は6,584,153千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業に係る経費を計上しております。

3款・民生費は99,980千円を増額補正しております。

内容としましては、休校中の家計負担を軽減するため、市内在住の小・中学生に柳川産の米、ノリを配付する子育て家族へのがんばる応援米・応援海苔に係る経費、子育て世帯臨時特別給付金事業に係る経費を計上するものです。

4款・衛生費は15,771千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るマスクや消毒液などの購入費、市内医療機関への支援策として感染症対策用の陰圧式エアートント購入費等を計上しております。

7款・商工費では234,300千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した事業者等を支援するがんばる応援金事業費として、中小事業者へのがんばる応援金及び川下り船頭へのがんばる応援金を計上しております。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款・国庫支出金では6,669,853千円を増額補正しております。

内容としましては、全額国の補助である特別定額給付金事業費及び子育て世帯臨時特別給付金事業費を計上するものです。

18款・繰入金では264,351千円を増額補正しております。

財政調整基金を取り崩し、繰り入れることで財源措置しているものでございますが、今後、国から交付される予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額が示された後、財源を振り替える予定にしております。

以上、5議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、5議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩

いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時32分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより5議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

17番（藤丸正勝君）

議案第30号ですね、柳川市一般会計補正予算（第5号）の保育所等安全対策事業費として9,900千円の財政措置をどういうふうにしたかということで、まず第1番に、この9,900千円の補助対象保育所数はどれだけか。

また、これに対して無認可保育所というのがありますけど、その無認可保育所の取扱いはどういうふうにしますか。

それから、これが繰越明許ということになっておりますけど、この繰越明許の事業期間はいつまでか。

補助対象保育所は20か所とかなんか聞いておりましたけれども、その保育所に対する財政措置は均等に配付されるのかということ。

それから、この補助事業は空気清浄機で、保育所によりまた事業内容が違うかですね。空気清浄機ということでありましてけれども、事業内容はそこそこで違うのかということがございます。

それから、新型コロナウイルス感染症対策ということがございますけど、これが繰越明許となっておりますと、いつまで　これが収束した後にこの事業が使われるんじゃないかと思っておりますけど、使うなら今じゃないかということをお伺いいたします。

それから、柳川市独自の基金繰入金264,351千円、市独自の分なんですけど、これは非常に申請が複雑というようなことで、以前から市にいろんな請求をする場合は書類が煩雑、複雑ということ聞いておりますけど、この申請書類というのはどういうふうにして申請する事業者に給付されるかと。また、この申請書類の提出や受付場所、これはどこどこということ確定しているかということをお伺いします。

それから、この申請書類を市が受け付けた、そうした場合は最短どれぐらいで給付ができるか、見通しをお伺いいたします。

それから、川下り船頭に1人頭50千円支給ということで、これは個人に支給するわけでしょう。こういう補助金を個人に支給するということはできるかということです。これは市

長独自でやっているのか、市の施策ですかということをお伺いたします。

ちょっと質問が多くなりましたけど、答弁をお願いいたします。

子育て支援課長（竜 晴美君）

藤丸議員の質問にお答えいたします。

まず1点目に、この補助事業について施設は何施設かということでございますけれども、20施設でございます。

続いて、無認可の保育所はどうなっているかという御質問でございますけれども、現在、運営している無認可の保育所は4事業所ございまして、その施設につきましては県が直接監査事務をしている関係で、市町村を介さずに県のほうで事業を対応するということになっておりますので、県の事業となります。

3点目に、繰越明許の期間はいつまでかという御質問でございますけれども、繰越明許の期間につきましては、今年度、令和2年度末まででございます。

4点目に、金額的には均等割になるのかという御質問でございますけれども、均等割ではなくて、上限500千円で、その範囲内で各施設が必要な額ということになっております。

5点目に、同じものを購入するようになっているのかという御質問だったかと思っておりますけれども、基本的にはマスクとか消毒液、それと、体温計、空気清浄機、あと、殺菌保管庫など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の用品として各施設が必要と判断したものをそれぞれ購入することができるようになっております。

6点目としまして、感染が収束した後に購入するような形になるのではないかというお話だったかと思っておりますけれども、3月の段階で各施設、各保育園、見積書を徴取していただいて、それをつけて補助金申請をしていただいております。一部の施設では納品も3月末にあっておりますし、発注はしてございますので、この感染拡大防止をする今の期間に、そう遠くない期間までには納入がされるものと思っております。

以上です。

総務部長（平田敬介君）

私のほうからは市独自の経済対策についての御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、市のいろんな申請は複雑ということで、過去にこれまでいろいろ市の申請が複雑だと。今回のものはどのようにして申請者に届いて、どのようにして知らせていくのかということだろうかと思っておりますが、申請書類は5月1日から受け付けられるようにしてございまして、申請書類等につきましては、3庁舎でも配付できるようにしてございまして、特に、大和庁舎の2階にはがんばる応援金事業実施本部を置いてございまして、そちらのほうでの受付になるかと思っております。

本日、議会で議決いただきますと、柳川商工会議所、それから、柳川市商工会、観光協会、おもてなしカード会、料飲組合など関係団体を職員が回りまして、事業内容の説明と必要な

申請書類などを渡して説明していきたいというふうに考えております。また、市のホームページにも載せまして、申請書類はそちらのほうからもダウンロードできるように準備を進めております。

それから、提出や受付場所はどこかと。先ほど申しましたとおり、中小事業者へのがんばる応援金、それから、川下り船頭へのがんばる応援金、こちらはいずれも大和庁舎2階のがんばる応援金事業実施本部で受付をいたします。こちらのほうは5月2日から6日までまた連休に入りますが、実施本部には2人ずつ朝8時半から17時まで詰めて、職員がおるようにいたしております。

それから、市が受け付けたら最短でどれくらいで給付になるのかということでございますが、中小事業者へのがんばる応援金につきましては、5月1日に届いた分につきましては、5月8日金曜日に振り込めるように最短で準備をしたいと思っております。

それから、ちょっと参考ですけど、1人100千円の国の施策分ですが、こちらのほうは5月1日には 正確に申しますと、本日、参議院を通過いたしましたら、5月1日、あしたには申請書類を郵送で各世帯にお送りいたしまして、5月7日から受付をするようにしております。そちらのほうは最短で5月15日には振込ができるように体制を準備しているところでございます。

川下り船頭1人50千円につきましては、産業経済部長に答弁のほうを引き継ぎたいと思います。お願いします。

産業経済部長（松藤満也君）

川下り船頭個人への1人50千円の補助ができるかという御質問だったかと思いますが、まず、給付の概要でございます。船会社と船頭との間で、川下り事業が回復する際に船頭として実働することに合意をいただいた場合に、各船会社を通じて1人当たり50千円を給付したいと考えております。

要件でございますが、明日、5月1日現在で船会社の正社員としての雇用関係があること、2つ目に、昨年1年間において船会社に船頭として60日以上の実働の実績がある方、それと、途中で船頭になられた方については、月の平均を十二月して、それが60日になるような方ということで、その3つのいずれかの条件をクリアした方に対して船会社を通じて1人当たり50千円を給付したいと考えております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

保育所等安全対策事業費として、対象保育所が20か所ということでございます。また、無認可保育所の取扱いとしては、これは県のほうが事業対応するというので、無認可保育所に対しては柳川市のほうでは事業内容は分からないということですかね。

それから、繰越明許費の事業期間が令和2年度といいますと、来年3月までということでは

すか。これじゃちょっと、もう収束したらどうするかということなんですよ。やはり使うなら今じゃなかろうかと。今でしょうということですね。その辺はもう少し考えて、独自の施策でやってもらいたいということを思っております。

それから、保育所の補助を均等割かという質問に対しては、上限500千円ということで、この内容としては、いろいろ見積りが出ておるとは思いますけど、何が一番多かったですか。見積りを取ったということでもありますけど、やはり保育所としては今何が必要ということをお聞かされていると思いますけど、その500千円の中でどういうのが必要かということをお聞きいたします。

それから、これは早急に、前年度、3月いっぱいでの見積りを出しているから、コロナに関わらない見積りなんかもあると思うんですよ。コロナに対する補助事業として、この事業に合った見積りが出ておるとは思いますけど、中にはそうではなかったんじゃないかということもありますけど、その辺をお聞きいたします。

それから、柳川市独自の事業として、申請書類はどういうふうに出すかということですが、これは3庁舎でやるということですが、そのほかにいろんな商工会、商工会議所、各種団体のほうには説明だけで、そういう各種団体のほうでの受付もあるわけですか。ただ説明に行くだけで、申請は3庁舎で受け付けるかということをお聞きいたします。

また、各事業所を対象にしたホームページを作成されるということでございますので、どちらのほうがいいかですね。各3庁舎申請と、このホームページのほうとはどちらのほうで早く給付ができるかと。ホームページはただ案内だけかと。

それから、大和庁舎のほうではがんばる応援金と川下り船頭の分の受付ということですが、ということは、小学生、中学生に米、ノリの配付、それと、感染症拡大防止対策支援、これは柳川庁舎か、3庁舎全部でやるわけですかね、その辺の回答をお願いいたします。

それから、受付が5月1日からということですが、最短で来週の金曜日と。本当にこれはできますか、今から連休がありますので。スピード感があっていいことですが、できなかつたらということもありますので、やはりこれははっきりしたところの回答をお願いいたします。

それから、川下り船頭個人に1人50千円ということですが、この川下り業者は現在7社ですかね、6社ですかね、ちょっと私も分からないけど、そのうち実際に事業をやっている会社は何件か。休業しているところが何件かあると思いますけど、そうした場合は、5月1日時点で正社員の登録がなければならぬということですが、この正社員というのは年間何日働いたら正社員にされるか。これはちょっと正社員には該当しないんじゃないかなと思うんですけど、正社員じゃなかったら、この予算は流れると。年間60日以上ですかね、そっちのほうの実績で配付するのか。

私はこの事業はいい事業とは思わないわけですね。私はこういう1人50千円やるよりも、ほかにみんな困っておるわけですよ。やっぱり会社が倒産までいっていないけど、大きい会社でも休み、休業ということで、また、派遣切り、アルバイトも切られるということで、みんなこういうふうな離職というか、生活にですね、今度アパートに入っている方たちなんかはアルバイト、派遣でおられる方たちもおらっしゃるわけ。だったら、私はそういう方たちへの1人20千円ぐらいの手当であれば、200名ぐらいの人が少しでも救われるんじゃないかなろうかと思って、この川下り船頭1人50千円、これはちょっと私は見直した方がいいんじゃないかなろうかと、そういうふうには思っているところでございます。

あとの答弁をお願いします。

子育て支援課長（竜 晴美君）

藤丸議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目に、何が一番購入したもので多かったかという御質問だったかと思えますけれども、20施設のうち12施設で空気清浄機を購入してございます。ただ、その12施設におきましても、空気清浄機のみではなくて、ほかの用品も併せて購入という形になっております。ほかの8施設につきましては、空気清浄機以外のものを購入ということになっております。

2点目に、コロナウイルスの感染拡大防止で必要ない用品ももしかしたら購入されるのではないかという御質問だったかと思えますけれども、見積りの分を整理いたしますと、手が挙がっているのが、消毒液、非接触型も含めた体温計、あと、先ほど言いました空気清浄機、それと、殺菌保管庫、あと、ハンドソープ、そういったものが挙がっておりますので、必要でないものの購入ということはないかと思えます。

以上です。

総務部長（平田敬介君）

藤丸議員のほうから、申請書類は3庁舎に置くと、それから、いろんな団体を回られるが、申請は各団体でも受け付けられるようにされるのか、また、3庁舎でも受け付けられるのかというようなことでしたが、申請書類は3庁舎に置きます。実際、申請の受付は大和庁舎の2階に置くが、がんばる応援金事業実施本部のほうに原則郵送で受付をするようにいたしておりますので、そちらに届きまして支払いの事務処理に入ることになってございまして、どこかの庁舎で受け付けるということではございまして、申請受付は郵送で大和庁舎2階のがんばる応援金事業実施本部のほうに送っていただきたいと思っております。

それから、すみません、応援米・応援海苔のことを最初の答弁でお答えしておりませんでした。応援米・応援海苔、小・中学生全員に1人当たり5キロの米と秋ノリを10枚、それから、両開漁協さんからはノリのつくだ煮小袋の5袋を提供いただきましたので、それらにつきましては5月2日、3日、土曜日と日曜日に当たりますが、こちらのほうは在籍中の学校のほうで保護者などに取りに来ていただいてお渡しするようにしております。

なお、これは申請とかは必要ありませんので、子供さんの分はその学校のほうに用意をしております。2日、3日、土日で取りに来られなかった方の分は大和生涯学習センターのほうに移しまして、そちらのほうに4日から11日まで取りに来ていただく期間をつくっております。連休期間中もそちらのほうに職員が出向きまして、保護者の方にお渡しをするというように手配をしているところでございます。

それから、感染症対策費のことはどうなっているか、こちらのほうはどこの庁舎でやるのかというようなことでしたが、こちらの事業内容は、主に健康づくり課、それと、子育て支援課が一部関係している事業でございます。そちらの2つの課がですね、エアータントを購入しましたら健康づくり課のほうで医療施設への貸出しを進めていく、それから、保育所への消毒薬の配付は子育て支援課を通じて各保育所のほうにアルコール消毒液を配付すると。マスクについては、基本、備蓄に回しまして順次必要に応じて使っていく。体温計につきましては、非接触式70台を購入いたしまして、保育所、学童保育所など必要とするところには無償貸与、それと、避難所になるコミセンとかに1つずつは置いておきたいというふうに考えております。

それから、5月1日受付、5月8日に本当にできますかということでございますが、5月1日に中小事業者へのがんばる応援金の受付をできた分につきましては、5月8日に振り込めるように手作業でも進めるということで今しておりますので、5月8日振込を成し遂げたいと思っております。

以上、私のほうからお答えいたします。

続いて、産業経済部へバトンタッチします。

産業経済部長（松藤満也君）

船頭の正社員は月何日とかいう決まりがあるのかという御質問だったと思いますが、これは船会社と雇われた人の関係だと思っておりますので、そういう規定があるのかというのはここで答えできる状況ではございません。

何で船頭に50千円払うのかというところの議論だというふうに思いますが、目的としまして、本市を訪れる観光の目的のトップは川下りでございます。年間40万人の方が川下りを利用していただいております。柳川のシンボリックな事業でございます。今後、新型コロナウイルス感染症の終息後には観光による市全体の底上げが必要でありまして、この川下りが重要な役割を担うというふうに考えております。したがって、川下り船頭の離職を防ぎ、川下り事業を継続させるためには川下り船頭へのがんばる応援金は必要だというふうに考えております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

保育所等安全対策事業費の件はよく分かりました。

そしてまた、柳川市独自の事業として、給付が最短5月8日ということでございますので、市民の皆さんには早くこれを周知徹底させるように啓発をお願いしたいということでございます。

それから、今の川下りの件なんですけど、柳川市は川下りが観光の目玉ということでございますけれども、私はこれはやはり差別じゃないかと思うんですよ。そげん思わんですか。個人にこういうふうにして給付されるんだったら、やっぱり何かのもらうようなことを考えれば、私は船頭だったからこれが給付されたと、何でこれが船頭、船会社にだけ これは個人的に、だしたら、柳川市内で事業をしている方たちは、私は話を聞いたが、何でこういう特定業者、特定個人にやるかということをしかりと言われました。それは柳川は観光で成っていていると思うですよ。それは観光を守らなきゃいけないと思うけど、やはりこういう金が絡むと、個人に何でやるかというようなことが出てくるわけですよ。だから、こういうことは差別をするなと私は言いたいということでございます。

これ以上言ったらいかんから、職員の皆さんたちはこれから大変忙しい時期を迎えて、また、これが大変な仕事とっておりますので、感染しないように、しっかりと体に気をつけて、この柳川市独自の事業に邁進してもらいたいと思っております。

以上です。

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第30号 専決処分の承認について（専決第1号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第5号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第31号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第32号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第33号 専決処分の承認について（専決第5号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第34号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程４．報告について。

報告第１号 専決処分の報告について（専決第２号 和解及び損害賠償額の決定について）及び報告第２号 専決処分の報告について（専決第６号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

先ほどの審議で補正予算を含めまして全会一致で御承認いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告第１号及び報告第２号 専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定により令和２年３月31日付、令和２年４月17日付でそれぞれ専決処分をしましたので、同条第２項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和２年１月24日午前８時40分頃、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会からの派遣者が柳川市三橋町今古賀70番付近で作業を行うに当たり、公用車を路上に駐車するためバックさせたところ、後方から追従していた相手方車両の前方部に公用車の後方部が接触し、相手方車両前方を破損及び相手方を負傷させたものです。

この事故に係る損害賠償額を、報告第１号については320,947円、報告第２号については265,875円と決定し、相手側と示談いたしましたところであります。

なお、報告第１号、報告第２号ともに損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和２年第２回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 佐々木 創 主

柳川市議会議員 諸 藤 哲 男

第 3 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
5 月 19 日	火	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第3回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 35 号	専決処分の承認について（専決第7号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	2 . 5 . 19	承 認
議 案 第 36 号	令和2年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	2 . 5 . 19	原案可決

報 告

報 告 第 3 号	専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）	2 . 5 . 19	報 告
--------------	-------------------------------------	------------	-----

柳川市議会第3回臨時会会議録

令和2年5月19日柳川市議会議場に第3回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
総	務	武	田	真	治
財	政	田	中	勝	裕
税	務	古	賀	順	一郎
健	康	田	島	雅	彦
子	育	竜		晴	美
観	光	山	田	秀	太
水	道	田	中	安	幸
商	工	古	賀	和	明

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範								
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森		康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第35号 専決処分の承認について(専決第7号 柳川市税条例の一部を改正する条例)

議案第36号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について

日程(4) 報告について

報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第3回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和2年第3回柳川市議会臨時会の会期日程等について、昨日、5月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。まず、会期であります。本日1日間としております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第35号及び議案第36号の2議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、11番河村好浩議員及び13番高田千壽輝議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第35号及び議案第36号の2議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、日程3、今回御提案いたします議案第35号、議案第36号の2議案について御説明申し上げます。

まず、議案第35号 専決処分の承認について（専決第7号 柳川市税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及びこれに関連する政令等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、柳川市税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、1年間徴収を猶予できる特例を設けるなどの改正を行ったものであります。

次に、議案第36号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、緊急事態宣言が4月7日に福岡県を含む7都府県に出され、16日には緊急事態宣言の対象が全国に拡大されました。

このような状況を受け、本市においては、地域経済や市民生活への緊急対策を実施するための補正予算を4月30日の臨時議会にて承認いただきました。その後、5月4日に緊急事態宣言が延長された一方、同14日には福岡県を含む39県について緊急事態宣言の解除がなされました。

事態は目まぐるしく動いておりますが、そのような中であっても、本市の地域経済の状況、とりわけ中小事業者の経営状況の悪化は進み、さらなる支援が喫緊の課題となっております。また、緊急事態宣言は解除されたものの、油断することなく、感染防止に引き続き取り組むことが感染の第2波を防ぐためには不可欠であります。

このようなことから、中小事業者等に対する支援や感染症拡大防止を柱とする第2弾の緊急対策のための補正予算を編成しました。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242,547千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39,658,751千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

3款・民生費は24,209千円を増額補正しております。

内容としましては、ひとり親家庭を支援するため、ひとり親家庭へのがんばる応援金事業に係る経費を計上するものです。

4款・衛生費は25,301千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策として、PCR検査センターの運営に対する協力金及び医療機関に対する感染症拡大防止のためのマスク、消毒液、防護服などの資材購入に対する支援金などを計上しております。

7款・商工費では186,560千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した事業者等を支援する中小事業者へのがんばる応援金の追加交付に係る経費、飲食店支援のための柳川のがんばる飲食店応援ウェブサイトの運営に係る経費などを計上しております。

また、安心して柳川観光に来ていただくため、タクシーや観光バス、宿泊施設の感染防止対策に対する支援金を計上しております。

10款・教育費では6,477千円を増額補正しております。

内容としましては、市内居住の高校生に対し、長期化した休校中の学習支援のため、1人当たり3千円分の図書カードを配付する経費を計上しております。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款・国庫支出金では296,764千円を増額補正しております。

内容としましては、緊急対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものです。

18款・繰入金では54,217千円を減額補正しております。これは国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額が示されたため、財源を振り替えるため、財政調整基金繰入金の減額を行うものであります。

なお、参考までに申し上げますと、本市が独自に取り組む緊急対策の第1弾と第2弾の合計額は506,898千円となります。その財源は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金296,764千円及び財政調整基金210,134千円で措置しております。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

ここで質疑をされる議員へ申し上げます。

質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをないようをお願いしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）

議案第36号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第2号）、10ページ、2、歳入、18款・繰入金は、1項、財政調整基金からの繰入れということになっております。それに関連して、今後の市の財政が大丈夫であるかどうかということについて質問したいと思います。

質問内容ですけれども、説明いたしますと、新型コロナウイルス感染症緊急対策第1弾として、4月30日、臨時議会において264,351千円を財政調整基金から取り崩しています。そして、今回、第2弾として242,547千円を緊急対策費として充てるわけですけれども、これは先ほど市長からも説明がありましたように、国庫補助金、地方創生臨時交付金296,764千円を充てます。それで、結果的には財政調整基金からの繰入れが210,134千円ということになります。

今後もさらに追加の緊急対策等が予想される。さらには国全体の経済、柳川市の経済、非常に厳しい状況の中で、今後も追加の緊急対策並びに財政的にも非常に厳しい状況が予想される中、今回、財政調整基金から繰り入れる金額が財政調整基金全体の何%になるのか。そしてまた、今回、補正をした結果、財政調整基金繰入総額は1,149,134千円となります。この総額についても財政調整基金の何%になるのかについて質問したいと思います。

財政課長（田中勝裕君）

新谷議員の財政調整基金に関する御質問にお答えをいたします。

議員御承知のことと思いますけれども、改めて財政調整基金の位置づけをまずもって申し上げたいと思います。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税減収に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるものであり、このような予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕がある年度に積立てを行う基金、これが財政調整基金ということになります。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、それに伴う感染拡大防止や経済対策の必要性については改めて申し上げるまでもありません。市といたしまして今実施すべき緊急対策について、4月30日に決定していただきました補正予算（第1号）、さらに、今臨時会にお願いをしております補正予算（第2号）として取りまとめを行い、速やかに応援金の交付等を実施したいと考えているところでございます。

その財源といたしましては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するとともに、それで不足する財源については財政調整基金を繰り入れることにいたしております。

現在の新型コロナウイルス感染症対応に財政調整基金を繰り入れて今後の財政は大丈夫かという趣旨での御質問だと思いますが、これまで経験したことのないような感染症への対策と感染拡大に伴う地域経済の疲弊の状況を鑑みれば、平年においては支出することのない大きな予算が必要な緊急対策のために、今、財政調整基金を活用することは制度の趣旨に沿ったものであると考えているところでございます。

次に、財政調整基金の現在高を申し上げますと、令和元年度末時点で5,160,920千円となっております。この金額は予算ベースでございまして、決算段階ではこの額より多くなるというふうに見込んでおります。

一方で、財政調整基金として本市が積み立てておく目標値としましては、標準財政規模の20%が目安になるものと考えています。金額にいたしますと約32億円ということになります。

令和2年度の当初予算におきまして、財政調整基金繰入れを939,000千円計上しており、新型コロナウイルス感染症の緊急対策第1弾及び第2弾で210,130千円を繰り入れることにしていますので、あくまで予算ベースでございましてけれども、令和2年度末時点の基金残高は4,023,000千円となります。

御質問がございました緊急対策のために繰り入れる財政調整基金の額は基金残高の何%に当たるかという点でございまして、これにつきましては4.1%ということになります。また、令和2年度予算における財政調整基金繰入総額の基金残高に占める割合、これにつきましては22.3%でございまして。

なお、緊急対策に要する財源については、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を第一に考えております。5月1日に第1次配分額の通知がございましたけれども、本市に対しては296,000千円が配分されております。この交付金については、各自治体において多額の緊急対策の経費が必要になっている状況があることから、交付金の増額を福岡県市長会を通じて県知事に要請を行ったところであり、また、国におきましては、第2次補正予算において増額のための予算措置が検討されていると聞いております。

このようなことから、本市に対しましても配分額の増額が見込めるのではないかというふ

うに考えるところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

財政調整基金の現在の総額と、それと、今回の緊急対策並びに補正の総額として何%占めるのかについて分かりました。しかし、今、柳川市の財政について、中期財政計画では財政調整基金及び減債基金からの繰入れを行うことによって収支を保っているということは、財政計画として大きな課題であるという指摘がなされています。私のほうとして、緊急対策費を削れとか抑制しろと言うつもりは毛頭ありません。しかし、今回の財政調整基金を中心にした繰入れということが今後の市の財政全体にとってどのように影響してくるのかということも私たちがきちんと認識しておかなくてはならないというふうに思います。

先ほど指摘しました中期財政計画での指摘、財政調整基金及び減債基金からの繰入れを行うような財政というのは大きな課題ということについて確認したいと思えますけれども、その指摘については財政課としてどのように受け止めてあるのでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

現在策定しております中期財政計画におきましては、新谷議員御指摘のとおり、財政調整基金を毎年約5億円以上繰り入れることによって収支を保っている状況でございます。

財政調整基金、これにつきましては、先ほども言いましたように、緊急の際の経費ということでございまして、平時の支出に充てるというのはなるべく慎まなければいけないというふうに思っています。そういったことから、今後、行財政改革等をしっかりと進めながら収支の改善を図ってまいりたいと思えますし、現時点におきましては、その財政調整基金を繰り入れること、そのことについては大きな課題であるというふうに思っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今朝の新聞等のマスコミ報道では、日本全体のGDPが2期連続マイナスとなり、年率でマイナス3.4%、これは今後の予想としては、民間の調査機関等ではリーマンショックを超えるマイナス20%という予想もあります。国全体の経済がこれだけ厳しく、景気後退という状況になり、そしてまた、九州・沖縄の経済も悪化しているという報道がなされています。そういう経済の非常に厳しい状況の中で、今後さらに感染の第2波、第3波に伴う追加対策費、そういうことも必要です。ですから、財政が非常に厳しい中でも、やはり緊急対策費は是が非でも必要ですし、そしてまた、市民、労働者の生活も非常に逼迫している点からいうと、こういう緊急対策費は市民の生活、労働者の生活を守るためにも最大限必要だというふうに思います。そういう点から、財政調整基金繰入れに頼る緊急対策費ということでは、賄えなくなってくるのも目に見えているところだと思えます。

そういう意味で、今後、緊急対策費としても、市の財政全体の中からひねり出せるところはひねり出すという覚悟が必要だろうと思いますし、そういう点では、私たち議員も身を切る、執行部も身を切るというぐらいの今後の財政の方向についての覚悟、気持ちが必要ではないかというふうに思っています。

そういう点で、今後の緊急対策費に充てる歳入について、市長のほうとしてもどのような今後の見解をお持ちか、最後にお聞きしたいと思います。

市長（金子健次君）

今回のコロナ禍については大変な事態というふうに思っておりますし、専門家の間では第2波、第3波が秋に来るんじゃないかと、そういう予想がされております。今回、財調のほうから繰り出しましたけれども、地元代議士のほうにもお願いをいたしまして、私自身が福岡県の市長会の副会長をさせていただいておりますので、そういう面では福岡県知事に対して、また、県知事会の中でもその声が届きまして、今度の2次補正では地方に対してのその分の交付金が増額をされるというふうにお聞きをいたしております。そういう国からの交付金を十分に活用しながらやっていきたいというふうに思います。

なるべく努めて、財調は50億円ぐらいありますけれども、そういう面では非常時の災害時のために蓄えておりますので、市民に対してそれが十分賄えるような形で使うときには使っていかなければならないと、また、蓄えるときは蓄えていかなければならないと、そういう考え方でおります。

新谷議員の個人的ないろんな考え方について述べられましたけれども、報酬のことを言っているというふうに私は理解をするんですが、そのことについてはいろんな形で、それぞれの首長さん方が検討なされていると思いますけど、私は慎重に対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（樽見哲也君）

ほかに質疑はございませんか。

17番（藤丸正勝君）

議案第35号、専決第7号の税条例の一部改正、それから、議案第36号の一般会計補正予算（第2号）の4款の上水道費、また、7款・商工費ということでございます。

まず、議案第35号、税の徴収猶予制度の特例ということでお聞きをいたします。

徴収猶予の対象は市民税ほかいろいろあると思いますけど、幾つの税が猶予の対象になるかということ。

それから、それを判断する材料ですね、これが収入が前年度比20%以上減少した場合ということで、この20%の判断材料、この基本的なことをお聞きしたいと思います。

それから、その猶予制度というのは世帯が対象か、事業者が対象か、ここんにきははっき

りとどちらか、お伺いいたします。

それから2番目に、固定資産税の軽減措置です。来年度、固定資産税の課税標準額を2分の1、また、ゼロということで、これが本年2月から10月までの任意の3か月の売上高ということになっておりますけど、この軽減措置はどのような事業者が対象か。

それで、この申請方法、これはどうしたらこういう軽減措置が受けられるかということをお伺いいたします。

それから、議案第36号、一般会計補正予算、4款の上水道費です。減免減収補填3,900千円、これはどういうふうな方が対象か。

それと、7款・商工費の飲食店支援事業費5,000千円の運営委託料、これが3,500千円、印刷製本費が1,500千円、この分についてお聞きいたします。

税務課長（古賀順一郎君）

まず、猶予の制度について御説明いたします。

猶予については、市税全ての税目が該当いたします。

猶予の期間については、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間が対象となっておりますので、国保税については7期までが対象となっております。

それからあと、収入に関してですが、あくまで納税義務者の収入に対しての猶予となっております。それから、事業主、事業者、個人でも対象となっております。

次に、固定資産税の減免の関係なんですけれども、こちらは令和3年度分の固定資産税に限った軽減措置でございます。これを受けるためには、税理士や公認会計士等の認定経営革新等支援機関の認定を受けて市へ申告したものが適用とされております。税理士や公認会計士などがその対象になるかと思えますけれども、どういうものかと申しますと、会計帳簿等により売上高の減少を確認いたしまして、その要件を満たしているかどうかを確認していただき、それを基に来年1月末までに市へ申告していただくことになっております。固定資産税については、償却資産と家屋だけが対象となっております。

現時点では確認書類自体がまだ個別に示されておられませんので、情報が入り次第、お知らせしていきたいと考えております。

以上です。

総務部長（平田敬介君）

藤丸議員の御質問にお答えします。

4款の上水道費の減免減収補填3,900千円の対象は何事業者、どういうところかという御質問でございました。

市内の宿泊事業者に対しての減免ということで、16事業者さんいらっしゃいましたけれども、主に観光客の方がお泊まりになられるという12のホテルに絞って検討をいたしました。その12のホテルのうち、ルートインさんにつきましては、ホテル誘致条例に基づきまして既

に半額を減免しておりますので、ルートインさんを除く11のホテル、旅館の水道料、6月請求分から3月請求分までの10か月分を半額にするということにしております。

以上です。

産業経済部長（松藤満也君）

飲食店の支援の関係でございます。

この事業につきましては、飲食店のテイクアウトや宅配情報を集約したサイト「TAKE OUT やながわ」の運営とチラシや新聞折り込みなどで店舗への集客を促し、地域の消費で地域経済を潤していきたいというふうに考えておるところでございます。

運営委託先としましては、市内全域をカバーする商工団体、もしくは観光団体を考えているところでございます。

続きまして、印刷製本費につきましては、第1弾のチラシ、約30店舗を紹介したものでございますが、5月16日に新聞折り込みをさせていただきました。第2弾としまして、6月1日号の市報に折り込んでいきたいと。目標は100店舗を目指していきたいというふうに考えております。将来的には食べるだけじゃなくて、柳川ならではの泊まるとか体験するとか、そういうものを集約して、冊子とかウェブとか、そういうもので情報発信していきながら、やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

徴収の猶予制度の件なんですけど、税は全てということでありました。それと、国民健康保険は10期で払っているということで7期が対象と。この全ての税金というのは、ほかに幾つあるですかね。全てと言われても、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、5つですかね。全てと言われてもちょっと分からなかったから、後で教えてください。

それから、これが市民だけではなくて業者も対象だということで、この中で、猶予と減免もあるというわけですね。1年間の猶予と税の減免、これもあるというわけですね。その辺の確認をお願いしておきます。

それから、固定資産税の軽減措置です。これは申請するには公認会計士とか認定する人がおると。帳簿を確認するとか、そういうふうなことをしなければならないということ。この固定資産税の軽減措置というのは、事業者に対しての軽減措置ですか。個人には関係ないわけですね。その辺をもう一回はっきりしてください。

そうした場合、まだそういう申請書類が確定していないというようなことを今さっき言われたけど、これだけ議案として出た以上は、そこまで決定していると思って私は質問しているけど、だったら、すぐに申請しようと思っても、まだ申請は今のところはできないというわけですね。その確認をお願いします。

それから、補填するということやったですかね。減収分を補填とありますが、この補填と

というのは金を払って 誰が払うか知らんけど、この補填というのは金は返さなくていいというわけでもんね。そいけん、その補填というのは誰がどこにこのお金を補填するかということをお伺いいたします。

それから、上水道費の件なんですけど、宿泊業者ということで今お聞きいたしました、ここは以前から要望書とかなんかも出ておりましたですね。その中で、12業者の方が対象ということで、この宿泊業者の方たちへの給付を見ていますと、国からも申請すれば1,000千円、2,000千円のやつがあると。どちらかがあると。それと、国、県に確定した書類を持ってきたら、市のほうからもまた200千円来るというわけでしょう。それプラス部屋数に対して20千円ですね。それプラス100千円と。非常に手厚い給付になっておるなと私はちょっと感じましたけど、これだけ一つの業種、業者に対してこんなに厚い手当が何で出されるかなというふうなことをちょっと思っておったから、この辺の予算の組替えとかなんかをする予定はあるかということをお聞きいたします。

それから、飲食店支援事業費の5,000千円、これは非常に無駄じゃなかろうかと思っております。運営会社に3,500千円、新聞チラシとか今いろいろ言われたけど、これは今一番何を欲しいかという、飲食業界はあした店を開店するための資金がやっぱり必要と思うんですよね。そのためにいろいろこちらのほうも、国、県に出されている方はあるかもしれないけど、この柳川市として時間短縮、休業したら100千円上乘せの200千円という金額が出ますけど、やはりこれを一業者に厚い手当を出すよりも、もっともっと裾野を広げた手当を出したらどうかということでございます。

今4点ですね、税務課のほうから答えをお願いいたします。

税務課長（古賀順一郎君）

先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、猶予に関しては、税目は市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、国民健康保険税、6税目全てでございます。

それから、猶予の対象者といたしましては、個人でも事業者でも大丈夫でございます。

それから、猶予に関しては今年度に限った特例措置でございますので、これは納期限より1年間の猶予と。それから、減免については令和3年度分の課税に対する措置でございます。こちら個人でも事業者でも大丈夫でございます。

それから、減免についての手続の関係なんですけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、売上高の減少の確認ができる書類としか示されておりませんので、現時点では受付ができない状況でございます。固定資産税が1月1日が基準日となっておりますので、それに向けた詳細が示されるのではないかと考えられます。

以上です。

総務部長（平田敬介君）

上水道費の補填関係の御質問で、ホテルの事業者には国の持続化給付金、50%以上減収になれば1,000千円、もしくは法人であれば2,000千円があるし、それから、藤丸議員おっしゃるとおり、市からはそこには200千円の加算をするということ。それに加えて部屋数掛ける20千円プラス一律100千円に水道料の減免、非常に手厚いんじゃないかということでございますが、1つは、全ての事業者さんは、個人事業主で1,000千円、法人で2,000千円、これは50%以上減収になれば国から出ますし、30%から50%未満の個人事業主には県から250千円、また、法人の場合は500千円というようなのがあります。それに加えて市から200千円をするということでありまして、手厚くといえますか、そこに加えてホテル事業者さんにしているのは1部屋掛ける20千円と一律100千円、それと水道料ということでございます。

観光柳川という柳川市がコロナで疲弊した市全体、いろんな事業者さんが疲弊していますので、いろんな事業者さんに係るように、一律200千円ということで100千円増やして、減収したところ全てを対象にやると。それが約4億円使っていきます。ただ、この柳川で、観光柳川、特に、これから宿泊を伸ばしたい、そして、使ってもらう消費額も増やしたいという方向性がある中で、いざコロナが収まったらホテルがない、泊まる場所がないということであればどういったことになるかということも考えまして、この柳川の地でどこにもう少し力を入れて支援が必要かというのを、ずっとこの第2弾を検討する中で執行部側としていろいろと検討させていただきました。その結果がこの客室の規模に応じた支援と、固定費として非常にかかっているという要望もありましたので、下水道を含めて検討をしましたが、下水道は12事業者のうち4事業者しか下水道には加入していない。ほかは合併浄化槽で、その委託料を自分のところで払ってありますので、下水道は除かせていただいて、水道使用料、一月の使用料の減免額も上限150千円ということでしておりまして、大きなところにだけ偏ることなく考えさせてもらいましたので、そのような考えでここに支援を充てると。もう一つ、タクシーの支援ということも、観光客をお迎えする柳川として安心して来ていただくという姿勢もそこから伝わるんじゃないかなということで、こういう支援策を考えさせていただきました。

予算の組替えの予定はあるのかということで、これは今後、全体的に不要不急の事業を見直しまして、予算の組替えというのは当然考えていかなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

産業経済部長（松藤満也君）

飲食店の支援に関しましては、今どうしても飲食店へ行くことへの敬遠が続いております。収束すれば自然と戻っていくとは思いますが、第2波、第3波が来たときにはまた同じような状況になっていく。そのためにしっかり準備をしていきたいという思いでございます。

そういう生活様式が変わる中で、この機会を捉えて、柳川にこんなに飲食店がたくさんあるんだということも知っていただいて、総合的に柳川の情報を、うちだけじゃなくて、外にも発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

税務課長（古賀順一郎君）

すみません、1点漏れておりました。

固定資産税の軽減措置の減収分につきましては、国のほうから新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金にて補填されることとなっております。

以上でございます。

17番（藤丸正勝君）

徴収の猶予ということでもありますけれども、これは1年間、延滞金なしで猶予と。それと、来年度には減免もあるということですね。これがちょっとはっきりしていなかったもので、減免というのがあるということでお伺いいたします。

それから、固定資産税の軽減措置の分なんですけど、令和2年2月から10月までの3か月の売上高ということ、これは今申請はされないと。やっぱり固定資産税の評価が1月1日現在ですから来年度になるということですかね。その辺を言わないと、やっぱり分からんわけです。10月までの3か月間といたら、すぐでも申請をされるだろうというような感じになりますからですね。これは1月1日の評価に対しての来年度ということですね。その辺をはっきりしてもらいたいと思っておったところでございます。

それで、減収分は補填ということ、これも国のほうからの緊急対策の分で補填するというわけですかね。

それから、飲食店応援事業の分です。これが柳川市内、市外、多くの方たちが来てもらいたいということでございますけど、私は5,000千円も使わず、広報でどんどんやったら、店が開けば、みんな収束したら店に行く。そして、その宣伝は、やっぱり人の口で、柳川のあそこに行ってみなさい、あそこがよかですよという宣伝が一番効くんですよ。広告よりもですね。広告に5,000千円も出すごたんなら、ほかのほうに私は使ってもらいたいという意見ですけどね。これは柳川市の広報でも十分いいんじゃないかと私は思います。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 専決処分の承認について（専決第7号 柳川市税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第36号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程4．報告について。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年5月7日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和2年4月6日午前11時30分頃、柳川市クリーンセンターにおいて、柳川市職員が有明生活環境施設組合との協議を終え、駐車していた公用車の助手席に乗車しようとしたとき、左隣に駐車してあった相手方車両の運転席ドアに公用車の左側ドアが接触し破損したものであります。

この事故に係る損害賠償額を188,077円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

以上、御報告申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第3回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽見哲也

柳川市議会議員 河村好浩

柳川市議会議員 高田千壽輝

第4回柳川市議会（定例会）日程表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6月10日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
6月11日	木	考 案 日	
6月12日	金	本 会 議	議 案 質 疑
6月13日	土	休 会	
6月14日	日	休 会	
6月15日	月	考 案 日	
6月16日	火	本 会 議	一 般 質 問
6月17日	水	本 会 議	一 般 質 問
6月18日	木	本 会 議	一 般 質 問
6月19日	金	委 員 会	
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	
6月22日	月	委 員 会	

6月23日	火	事務整理日	
6月24日	水	事務整理日	
6月25日	木	本会議	採決・閉会

第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 37 号	令和2年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	2.6.25	原案可決
議 案 第 38 号	令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	2.6.25	原案可決
議 案 第 39 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	2.6.25	原案可決
議 案 第 40 号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2.6.25	原案可決
議 案 第 41 号	柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2.6.12	原案可決
議 案 第 42 号	柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2.6.12	原案可決
議 案 第 43 号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	2.6.12	原案可決
議 案 第 44 号	柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2.6.25	原案可決
議 案 第 45 号	財産の取得について	2.6.25	原案可決
議 案 第 46 号	財産の取得について	2.6.25	原案可決
議 案 第 47 号	財産の処分について	2.6.25	原案可決
議 案 第 48 号	令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2.6.25	原案可決
議 案 第 49 号	柳川市公平委員会委員の選任について	2.6.12	同 意

議案 第50号	柳川市教育委員会委員の任命について	2.6.12	同意
議案 第51号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2.6.12	同意
議案 第52号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2.6.12	同意
議案 第53号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2.6.12	同意
議案 第54号	柳川市固定資産評価員の選任について	2.6.12	同意
議案 第55号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	2.6.25	原案可決

報 告

報告 第4号	継続費繰越計算書について	2.6.10	報告
報告 第5号	繰越明許費繰越計算書について	2.6.10	報告
報告 第6号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	2.6.10	報告
報告 第7号	柳川市土地開発公社の経営状況について	2.6.10	報告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書	2.6.25	採 択

令和2年6月10日（水曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

令和2年6月10日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
				和	庁
				舎	長
				松	藤
				満	也
				袖	崎
				朋	洋

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
								庶	務
								係	長
						森		康	貴

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について（令和元年12月分、令和2年1月分、2月分、3月分）

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第37号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第38号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第39号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

議案第43号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 財産の取得について

議案第46号 財産の取得について

議案第47号 財産の処分について

議案第48号 令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第51号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第52号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第53号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第54号 柳川市固定資産評価員の選任について

日程（４） 報告について

報告第４号 継続費繰越計算書について

報告第５号 繰越明許費繰越計算書について

報告第６号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第７号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程（５） 請願について

請願第５号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、3月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

議員の皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、市長会総会や広域で構成する協議会などの会議は全て中止、もしくは延期となっている状況でございます。また、市内各種団体の総会等についても中止となっております。

このような状況でございますので、今回は新型コロナウイルス関連の動きを中心に御報告をさせていただきますが、その前に、新火葬施設「有峰苑みやま柳川」について御報告いたします。

新火葬施設「有峰苑みやま柳川」は工期約1年半、総事業費約2,050,000千円をかけまして建設し、完成いたしました。4月1日から業務を開始し、順調に稼働しているところでございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症関連について御報告させていただきます。

まず、国においては、感染拡大防止のため4月7日に福岡県など7つの都府県で緊急事態宣言が発令され、4月16日には全国に地域が拡大されました。また、福岡県では、緊急事態宣言の発令を受けて、4月14日から事業者の皆様には休業協力要請がなされたところです。さらに、5月4日には、感染者数は減少傾向にあるものの、そのレベルは十分でなく、医療現場などに配慮する必要があると判断され、5月6日までだった緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長することが発表されました。

しかし、その後、全国的に感染者数の減少が見られたことから、5月14日には福岡県をはじめとする39の県で、さらに、5月25日には残りの全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されました。

それを受けて、全国的に休業要請の緩和や学校再開など、徐々にですが、日常の生活に戻りつつある状況になりました。ところが、県内では北九州市でクラスターの発生など、予断を許さない状況であります。

本市においては、柳川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を2月18日に設置し、感染者を絶対に出さないという強い気持ちで感染防止に努めてまいりました。しかしながら、4月5日に1例目の発症者が確認されました。このため、市内小・中学校の休業延長や市内公共施設等の閉館、各種イベント等の中止を決めたところです。また、感染者が確認された以降は毎日8時30分から関係部課長を集めた会議を開催し、対応を協議してきたところでございます。

その後は、国の緊急事態宣言、県の休業協力要請などに基づき、様々な感染拡大防止に努めてまいりました。その結果、4月20日の4例目以降、市内では新たな感染者は確認されておりません。

本市独自の緊急対策については、4月30日、さらに5月19日の2回の臨時会で新型コロナウイルス感染症緊急対策のために予算の議決をいただき、約5億円の支援を市民の皆様、事業者の皆様にお届けさせていただいたところでございます。

次に、福岡県市長会の動きを御報告します。

まず、4月15日に福岡県知事に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関する延べ367項目に及ぶ要望書を提出しました。

5月13日には福岡県市長会の正副会長会議が開催され、新型コロナウイルス対策に関して、福岡県市長会として国、県に対して積極的に経済支援を求めていくことといたしました。

なお、5月7日に大牟田医師会、柳川山門医師会合同によるドライブスルー型PCR検査センターが設置され、本市からも受付事務を行う職員の派遣を行っています。引き続き大牟田市、みやま市と連携しながら派遣を行ってまいります。

最後になりますが、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様、また、これまでにマスクや消毒液など多くの御支援をいただいた市民の皆様、市内団体、企業の皆様がこの場をお借りいたしまして改めて厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

国の緊急事態宣言は全国で解除になりましたが、引き続き気を緩ませることなく、市民の皆様とともに、本当の終息に向けて頑張っていく決意であります。今後も議員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告といたします。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和2年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る6月8日に議会運営委員会を開催いたしまして協議いたし、その結果を報告いたします。

まず、会期であります。本日、6月10日から6月25日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、11日は考案日、12日を議案質疑、13日、14日は休日で休会、15日は考案日、16日、17日、18日を一般質問といたしております。一般質問の提出の関係で時間変更があるかもしれないということを言っておりましたが、9名で3日間、3名ずつということで、開会時間を10時、3人目の終了予定が12時20分ということで決定しております。続きまして、19日を委員会、20日、21日は休日

で休会、22日を委員会、23日、24日は事務整理日、25日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第37号から議案第54号までの18議案の一括上程であります。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願ひすることにしてあります。

日程5が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第5号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第37号及び議案第38号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第37号は総務委員会に審査を付託、議案第38号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第39号から議案第44号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第39号は総務委員会に審査を付託、議案第40号は教育民生委員会に審査を付託、議案第41号から議案第43号までの3議案は即決、議案第44号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第45号から議案第48号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第45号から議案第47号までの3議案は総務委員会に審査を付託、議案第48号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第49号から議案第54号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、6議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告申し上げまして、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、２番橋本憲之議員及び12番荒木憲議員を指名いたします。

日程第３ 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程３．議案の上程について。

議案第37号から議案第54号までの18議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程３、議案第37号、議案第38号の補正予算２議案、議案第39号から議案第44号までの条例案６議案、議案第45号から議案第48号までのその他４議案及び議案第49号から議案第54号まで人事案件６議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第37号 令和２年度柳川市一般会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算（第３号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919,776千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40,578,527千円としようとするものであります。

今回の補正予算においても、臨時会において議決いただいた第１号及び第２号補正予算に引き続き、新型コロナウイルス感染症緊急対策のための予算を計上しております。

本市の緊急対策第１弾では中小事業者へのがんばる応援金などに264,351千円を計上し、第２弾ではひとり親家庭へのがんばる応援金などに242,547千円を、今回の第３弾では地元消費拡大支援や小・中学校の学習支援などに593,966千円を計上しております。

総額で1,100,864千円の新型コロナウイルス緊急対策予算となりますが、予算を御決定いただきましたら、必要な支援をできるだけ早く届けるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

１款．議会費は、市議会から新型コロナウイルス感染症緊急対策の財源とするために申出のあった視察研修旅費3,300千円を減額補正しております。

２款．総務費は217,000千円を増額補正しております。

内容としましては、ピアス跡地売却代金について、公共施設維持整備等基金への積立てを行うものです。

３款．民生費は85,222千円を増額補正しております。

内容としましては、高齢者や障害者福祉施設、学童保育所等での新型コロナウイルス感染症拡大防止策に対する支援金などを計上するものです。

4款．衛生費は39,467千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症が心配される中、妊婦さんが安心して出産できるように妊婦さんへの応援金を計上するほか、分別すれば得をする仕組みづくりの一環として、ごみ袋価格改正に伴う新たなごみ袋作成経費などを計上しております。

6款．農林水産業費は13,000千円を増額補正しております。

内容としましては、農漁業について、生産施設の感染症拡大防止対策に対する支援金及び価格下落、売上げ低迷への対策に対する支援金を計上しております。

7款．商工費では78,322千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した事業者等を支援するがんばる飲食店等家賃応援金、地元消費拡大支援のためのがんばる商店街やなぼ活用事業、柳川観光V字回復キャンペーンなどを計上しております。

8款．土木費では46,090千円を増額補正しております。

内容としましては、歩行者の安全確保のための道路整備事業費、西鉄柳川駅自由通路西口エスカレーター修繕に係る経費を計上しております。

9款．消防費では16,479千円を増額補正しております。

内容としましては、避難所の感染拡大防止対策のための備品等購入に係る経費を計上しております。

10款．教育費では427,496千円を増額補正しております。

内容としましては、G I G Aスクール構想における児童・生徒1人1台端末の導入に係る経費、オンライン授業導入に向けた条件整備に係る経費などを計上しております。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

13款．使用料及び手数料では17,825千円を増額補正しております。

内容としましては、ごみ袋価格改定及び直接搬入手数料見直しに係る歳入増額を計上するものです。

14款．国庫支出金では公立学校情報機器整備費補助金など176,674千円を増額補正しております。

15款．県支出金では地域密着型施設等整備補助金など47,502千円を増額補正しております。

16款．財産収入では217,000千円を増額補正しております。

内容としましては、ピアス跡地売却代金を計上するものです。

18款．繰入金では440,716千円を増額補正しております。

財政調整基金を取り崩し、繰り入れることで財源措置しているものでございますが、今後、国から交付される予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分額が示された後、財源を振り替える予定にしております。

なお、参考までに申し上げますと、本市が独自に取り組む緊急対策の第3弾までの合計額は1,100,864千円となります。3号補正時点での財源は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金296,764千円及び財政調整基金841,000千円で措置しております。

19款・繰越金では1,141千円を減額補正しております。

21款・市債では道路整備事業費について21,200千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では複数年かけて行う北原悌二郎作品修復事業につきまして追加を行っております。

第3表 地方債補正では道路整備事業費について変更を行っております。

次に、議案第38号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、必要な額を増額するものです。

歳出においては、2款・保険給付費を3,000千円増額し、その財源として、歳入において4款・県支出金を3,000千円増額しております。

このため、歳入歳出それぞれ3,000千円を増額し、補正後の予算額を8,926,771千円とするものであります。

次に、議案第39号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の整備を行うものであります。

主な改正内容を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に関するもの、長期譲渡所得の特別控除の創設などであります。

次に、議案第40号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、関連する本市条例の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について改正を行うものであります。

次に、議案第41号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものです。

改正内容を申し上げますと、これまで放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援

員は、保育士の資格を有する者等で、都道府県知事、または指定都市の長が行う研修を修了した者としていましたが、当該研修に中核市の長が行うものを含めることとするものであります。

次に、議案第42号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金を支給できるよう、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本市条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現在、令和4年春に稼動する新ごみ焼却処理場の建設に係る本市の負担割合の削減及び施設長寿命化に向け、可燃ごみの減量に市民一丸となって取り組むため、分別すれば得をするごみの排出・分別システムを構築しております。本案は、その一環として、市指定の可燃ごみ袋及び資源物専用袋の価格等を改定することにより、市内から排出される可燃ごみの減量と資源物分別の促進を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、近年、本市内においても進行する防火対象物の高層化への対処のため、放水塔付消防ポンプ自動車を購入するものです。

去る5月19日、令和2年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加5者による指名競争入札を実施しましたところ、消費税10%を含む97,350千円で株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役、倉重功が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第46号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防団第3分団及び第11分団の消防車両更新のため、消防ポンプ自動車2台を購入するものです。

去る5月19日、令和2年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加5者による指名競争入札を実施しましたところ、消費税10%を含む39,820千円で株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役、倉重功が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第47号 財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、市内大和町鷹ノ尾の市有地、いわゆるピアス跡地を売却しようとするものです。

ピアス跡地につきましては、企業誘致など、市の活性化に寄与する用途に活用するとの方

針の下、活用に向けた条件整備を進めておりましたが、本年1月に市有地の売却に係る公募型プロポーザル実施要綱を定め、3月17日に応募者によるプレゼンテーションを実施しました。その結果、株式会社シギヤマ家具工業を代表事業者とし、同社のグループ企業2社を構成員とする共同事業者を優先交渉権者に決定しましたので、株式会社シギヤマ家具工業、代表取締役、嶋山国廣と土地売買契約を締結するものです。

なお、売却する財産は、市内大和町鷹ノ尾字東小袋625番2ほか2筆で、用地総面積2万3,802.89平方メートル、売却額は217,000千円であります。

次に、議案第48号 令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

処分の内容については、令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金570,428,395円のうち110,000千円を減債積立金に積み立て、7,000千円を建設改良積立金に積み立て、100,507,946円を自己資本金に組み入れ、残余を令和2年度に繰り越すものであります。

次に、議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市公平委員会委員の稲又義輝委員の任期が令和2年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会委員の田中麻子委員の任期が令和2年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第51号から第53号までの柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これら3議案は、本市固定資産評価審査委員会の3名の委員の任期が令和2年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に議案第51号では武藤かよ子委員、議案第52号では川口敬司委員、議案第53号では山田敏昭委員を再度選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号 柳川市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市固定資産評価員に古賀順一郎税務課長を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうかよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程４．報告について。

報告第４号 継続費繰越計算書について、報告第５号 繰越明許費繰越計算書について、報告第６号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第７号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程４、報告第４号から第７号まで御説明申し上げます。

まず、報告第４号 継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度から令和２年度の４か年にわたって設定した市民文化会館整備推進費について、令和元年度の執行残額1,873,505,160円を、別紙、継続費繰越計算書のとおり繰越りましたので、地方自治法施行令第145条第１項の規定により報告するものであります。

次に、報告第５号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和元年度一般会計補正予算（第３号）等において御承認いただきました繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり個別施設計画策定事業費ほか24件、937,874,186円を令和２年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであります。

次に、報告第６号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和元年度柳川市水道事業会計予算で実施することといたしておりました磯島地内橋梁改良に伴う水管橋本設工事及び県道久留米柳川線寺分橋改良工事に伴う配水管本設工事並びに番所樋管改築工事に伴う配水管仮設工事について、関係部署との協議の結果、工期を延長したことに伴い、令和元年度内で完了することができなかつたため、地方公営企業法第26条第１項及び第２項の規定により、別紙、水道事業会計予算繰越計算書のとおり18,147,800円を令和２年度へ繰越しましたので、同法第26条第３項の規定により報告するものであります。

次に、報告第７号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものです。

令和元年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は873円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は73,384円となっており、収入支出差引き72,511円の純損失を生じております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金を保有しており、固定資産は保有しておりません。固定負債についても負債はございません。

令和２年度事業については、土地造成事業費として63,396千円を計上しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（樽見哲也君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会

令和2年6月12日（金曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

令和2年6月12日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	三
消	防	長	松	藤	敏
学	校	教	育	課	長
		古	賀		洋

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
						森		康	貴

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 全国市議会議長会の表彰状伝達について

日程(1) 議案質疑について

議案第37号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

議案第38号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第39号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第44号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第45号 財産の取得について
- 議案第46号 財産の取得について
- 議案第47号 財産の処分について
- 議案第48号 令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第51号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第52号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第53号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第54号 柳川市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告について。

第96回全国市議会議長会定期総会において、伊藤法博議員、私、樽見哲也が議員25年の特別表彰を、佐々木創主議員が議員15年表彰を受けていますので、ただいまから全国市議会議長会会長に代わりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

伊 藤 法 博 殿

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第96回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします
令和2年5月27日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

樽 見 哲 也 殿

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第96回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

令和2年5月27日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

佐々木 創 主 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第96回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和2年5月27日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（樽見哲也君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第37号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、議案第38号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

1番（白谷義隆君）

私は議案第37号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についての10款・教育費、1項・教育総務費の備品購入費の学習用タブレット端末購入費についてお尋ねをいたします。

このタブレット購入はオンライン授業導入を目指すものであるとのことですが、目標として、実施時期はいつ頃を想定してあるのでしょうか。

また、先日の説明によれば、オンライン授業を行うには各家庭での通信環境整備が必要だということですが、各家庭における整備状況等の調査はなされているのでしょうか、あるいは調査される計画はありますか。

また、全ての家庭で環境整備が整うまでオンライン授業は実施されないのでしょうか。

また、環境が整わない家庭への補助等についての考えはありますか。

それと、これは確認ですが、オンライン授業に向けた学校現場の環境整備は今回の補正予算で全て整うのでしょうか。今後、新たな費用が必要になることはないのでしょうか。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

白谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、オンライン授業の実施目標時期につきましての御質問でございます。

まず、学校と家庭との同時双方向でのオンライン授業ということで申し上げますと、来年度は実証実験を行いながら、できるだけ早い段階で再びの臨時休校に備えて実施できる環境、体制をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

2点目、各家庭におけるオンライン授業実施のための条件整備、状況の把握についてでございます。

学校を通じまして児童・生徒の家庭にアンケートを取っておりますが、約8割の家庭にWi-Fiがあるということは把握をいたしております。約8割の家庭でインターネットに接続できる環境でございます。ただし、これが動画視聴などに十分に対応できるのか、詳細な調査を今年度中にさらにまた行いたいというふうに考えております。実現に向けましてどのような対策が求められるのか、検討材料にさせていただきたいというふうに考えております。

3点目、各家庭での通信環境が整うまで実施しないのかというふうな御質問でございますが、再びの臨時休校など、家庭とのオンライン授業が求められる状況がいつ来るのかというのは分からないところでございますが、今回の端末の導入後にそういった状況になった場合は対応ができるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。また、導入前であっても、できる環境のある家庭、できる範囲でやるということは考えていきたいというふうに思っております。

4点目の環境整備が整っていない家庭への補助はということでございますが、家庭での通信環境が整わない、そういった家庭がある場合は、Wi-Fiルーターの貸出し、通信費の補助、こういったメニューについて、国の補助を考慮しながら、その時点でできることを考えていきたいというふうに考えております。

それから最後に、学校現場の環境整備は今回の補正で全て整うのか、追加はないのかというふうな御質問でございますが、学校内でのオンライン授業の環境は今回の整備で整うというふうな形になります。ただ、パッケージで今ついているものよりさらに高度なもの、例えば、デジタル教材等が新たに必要になる、そういったことが出てきますと、そういった費用がまたさらにかかるということは考えられますが、学校内での必要な条件整備は今回の補正予算で整うというふうに考えております。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

3点目、全ての家庭で環境整備が整うまでオンライン授業は実施されないのかどうかという質問の中で、先ほどの答弁はそろそろまでは実施されないと理解してよろしいんですかね。よくははっきり分からなかったんですが。

学校教育課長（古賀 洋君）

仮に準備が整う前にコロナの緊急事態宣言等が出されて学校が臨時休校になったというふうな事態が起こった場合に、まだ準備ができていないからといって全ての家庭でこういったものを取り組まないというわけではなく、仮に自前でパソコンが用意できる、通信環境が用意できるといった家庭に対して、例えば、授業の動画、こういったものを送るというふうなことは考えられると思います。そういった環境がない家庭に対しては家庭訪問をする、こういったことが再度の臨時休校になった場合に考えられる方法かと思っています。全てでできないから全く何もしないというわけではなく、できることは取り組む、こういったことができないか、そういうことを今検討しているというふうな状況でございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

学校が休校になれば、今で8割の家庭が整っているから、8割の家庭を対象にオンライン授業を進めていきたいと。そして、環境が整わない家庭への補助等については国のメニュー等を考えながら対応をしていきたいというふうに理解してよろしいんですかね。

学校教育課長（古賀 洋君）

そのとおり考えております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第37号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第3号)については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第38号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第39号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第44号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第39号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第40号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第41号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第42号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第43号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第44号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第45号 財産の取得について、議案第46号 財産の取得について、議案第47号 財産の処分について及び議案第48号 令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての以上4議案を一括議題といたします。

4 議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第45号 財産の取得については、総務委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第46号 財産の取得については、総務委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第47号 財産の処分については、総務委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第48号 令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について、議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について、議案第51号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第52号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第53号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第54号 柳川市固定資産評価員の選任についての以上6議案を一括議題といたします。

6 議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。6 議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第49号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり稲又義輝氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり稲又義輝氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり田中麻子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中麻子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第52号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第53号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委

員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号 柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり古賀順一郎氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀順一郎氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分 散会

令和2年6月16日（火曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

令和2年6月16日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

順位	質問者	質問事項
1	16番 緒方 寿光	2. 感染症流行下における「自然災害」に対する危機管理は万全か 3. 本市の「道の駅」整備へ向けての計画はあるか
2	15番 矢ヶ部 広巳	1. なぜ川下り船頭だけ 2. マイナンバーカードの浸透は 3. 新規採用者の指導は 4. 水質浄化対策に
3	17番 藤丸 正勝	1. 小中学校の休業による教育の遅れに対する対策 2. 緊急コロナ対策 今後柳川市の施策は

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問に入ります前に、今、この時におきましても、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かわれている医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様に対し、心から感謝と敬意を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、厳しさを増すばかりであります。また、第2波、第3波の流行が懸念をされている中であります。そのような中におきまして、私は今回3点の質問を行います。

1点目に、新型コロナウイルス感染症による本市の経済への影響とコロナ復興へ向けて本市としてどのような方針を立て、本市の経済を立て直していくのか、2点目に、既に梅雨入りしておりますが、コロナ感染症流行下における自然災害に対する本市の危機管理体制は万全の体制となっているのか、3点目に、道の駅整備へ向けての具体的な計画はあるのか、以上の3点になります。

これから先の質問は自席にて一問一答にて行います。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症対策により質問時間が40分と削減されております。執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁を切にお願いします。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず初めに、新型コロナウイルス感染症におけます本市の経済への影響とコロナ復興へ向けての本市の施策をお聞きします。

新型コロナウイルスの関連倒産、負債額10,000千円以上、5月15日時点で全国で152件となっておりまして、法的整理91件、事業停止61件となっているようです。業種別にはホテル、旅館が最も多く、飲食店も多いとなっております。

そこで、今年に入りまして、5月末までに市内の企業の倒産は出ているのか、そして、休業や解散の件数が分かれば教えてください。また、業種別が分かれば答弁をお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

緒方議員のほうからは倒産件数はどうなっているのかということでございますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、飲食業や宿泊業だけでなく、製造業や建設業など、様々な業種において経済活動に支障が生じているという状況でございます。

市内事業所の倒産状況についてでございますけれども、現在のところ倒産をしたと、そういう情報は聞いておりません。しかしながら、今後、経済の低迷が長引くと予想されておまして、厳しい状況が続くであろうと懸念をしているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

倒産はこれから夏場に向けて増えていこうと経済界の方はおっしゃっていますので、やはり気を引き締めて対応する必要があると思います。

本市においては3,000弱の事業所がありまして、従業員は大体2万2,000人ぐらいですかね、そう記憶しているわけですが、今回、持続化給付金、そして、雇用調整助成金、雇調金を活用された市内の企業が現時点で何社になるのか、そして、企業総数を含め、活用された割合と申しましょうか、そこを聞かせていただければと思います。端的に結構ですので、

お願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

市内の事業者数につきましては、約3,000事業所であるというふうに認識をいたしております。

持続化給付金、また、雇用調整助成金は国が行っている制度でございますけれども、経済産業省が報道機関向けに発表した内容でお答えを申しますと、まず、持続化給付金でございますけれども、6月8日までに180万件を超える申請があったというふうに聞いております。そのうち3分の2に相当する約120万件の1兆6,000億円が支給されたと……（「市内の状況を」と呼ぶ者あり）

市内の状況でございますけれども、6月12日現在のところで、がんばる応援金の申請でお答えをいたしますと、国の持続化給付金を申請されたのは468件ということでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

持続化給付金については、今、市の商工会議所3階の大ホールにサポートセンターがあります。しかしながら、予約をしないとそこには行けないというような状況ですので、もう少し何がしの相談窓口があってもいいのではないかと私は考えます。

そして、雇用調整助成金についても、申請のサポートがないわけですよ。全国的に相談件数からいいますと支給決定された件数が約7%の低調になっているということで、非常に事業者からは、特に売上げが本当に減って窮地に立たされている中で、サポートがなければ申請も諦めざるを得ないというような声も多々聞くわけであります。

そのような意味からも、雇調金のサポート窓口として、当然、柳川市も商工会議所とも連携しながら相談窓口をつくるべきじゃないかと。その考えがあれば、方針があればお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、総合相談窓口が必要ではないかということであろうかと思っておりますけれども、お答えをいたします。

市では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実施するに当たりまして、4月23日付で事業の実施体制や相談窓口の一本化を図るということで、大和庁舎にがんばる応援金事業実施本部を設置いたしました。現在、がんばる応援金事業実施本部が総合相談窓口として市民の皆様からの問合せとか相談に対応しているところでございます。

今後も商工会議所とか、そういったところと連携しながら、より迅速かつ丁寧な対応に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

では、確認ですが、雇用調整助成金の相談なんかもその窓口でいいということですか。
商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

雇用調整助成金の相談窓口の件でございますけれども、基本的にはこの事業実施本部で相談を受けていきたいと考えておりますけれども、この雇用調整助成金につきましては非常に専門性が高いと、そういうようなハードルが高いものとなっております。しかしながら、しっかりと市民の皆様方にはできる範囲のところに対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

40分しか質問の時間がないので、端的に明確に答えていただけませんか。よろしく
お願いします。

失業者が全国で2万933人に上っている中で、雇用情勢が急速に悪くなっている中でどんどん増えてきています。特に、非正規社員の失業が目立っているわけですが、柳川市の現況は今どうなっていますか。そして、その失業者に対する支援策はどのように考えていますか。方針をお聞かせください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、失業率についてお答えをいたします。

まず、直近の失業率でございますけれども、国が公表した失業率で申し上げますと、令和2年4月で2.6%というふうになっておりまして、令和元年12月と比較いたしますと2.2%から0.4%増加をしていると、そういう状況でございます。

大牟田ハローワーク管内での失業率というものが把握できておりませんので、柳川市は分かりませんが、恐らく国と同等の形で推移をしているものと、そういうふうと考えております。

失業対策につきましては、本市におきましても重要な課題であると考えておりますので、三橋庁舎のふるさとハローワークとか、大牟田ハローワーク、県の子育て女性就職支援センター、そういったところとしっかり連携を図りながら、労働力を必要とする企業との円滑なマッチングに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

マッチングをやるということですが、失業で困っている人も結構出てきていますし、これから夏にかけてどんどん増えると思います。

そのような意味では、今、三橋のほうでハローワークの窓口として連携してされているんですかね。それも含めて、やはり3庁舎ぐらいで、柳川庁舎も大和庁舎も1つずつぐらい窓

口を構えてマッチングの支援をしていくというぐらいのことが私は必要じゃないかと考えておりますが、市長の考えが何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

失業対策につきまして、3庁舎でのマッチングが必要ではないかということでございますけれども、今、基本的には三橋庁舎のふるさとハローワークで頑張っておりますけれども、柳川庁舎、大和庁舎におきましてもそういう求人の情報を設置いたしまして、そういった意味で3者連携いたした雇用対策を打っているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

ぜひ支援を厚くお願いしたいと思っております。

先ほど私が総合窓口、相談窓口、専門的な窓口が必要じゃないかというのは、今回、国の第2次補正予算が成立して、企業支援、特に、守りの対策を手厚く配分されているわけですが、この雇調金についてが従業員1人当たりの助成額1日8,330円が上限だったものが、今回、15千円となるということでありまして、特に、中小企業に勤務して休業手当を支払われていない休業者の方々はどうするのか、どうしたらいいのかと。国がここについては直接支援金を給付する制度を設けているわけですが、そしたら、柳川市としても市民の皆さんに周知徹底して、やはりそういう相談窓口ぐらいは私は必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。そして、家賃支援給付金も同時に第2次補正で組んであるわけですが、ここもかなり手厚い支援が国として創設されているわけですね。ここもやはり市としてもこういう制度があってこうですというぐらいの周知徹底を再度行って、今後、総合窓口もつくりながら対応していくべきではないでしょうかね。

せっかくの制度がある中で、それが分からなければ活用されないわけですので。これから夏にかけて、本当に雇用が大変な状況になると思いますよね。そのような中で、やはり柳川市として何をやるのかということは、先ほどから申していますように、総合窓口をつくって対応もしていくと。分からないことがあればぜひ指導もしますよというぐらいのものをつくらなければ、この制度はなかなか活用されないと思うんですよね。

ここについて、何か市長の考えがありましたら教えていただければと思います。

副市長（酒見勇次君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、この新型コロナウイルスの地域経済への影響につきましては、国、県、そして、柳川市でもがんばる応援金事業を行って支援をしております。たくさんの情報がございます。そういった情報を分かりやすく市民の方、そして、事業者の方にお伝えすることは大変重要なことだと思っております。

既に市のホームページでも特設のページを設けまして、各支援事業をなるべく分かりやす

くお伝えできるように努めております。その中でも雇用調整助成金についても触れさせていただいております。また、広報「やながわ」、広報紙におきましても、5月1日、そして6月1日、そしてまた7月1日でもこれらの支援事業について特集を載せる予定にしております。

議員から御提案がありました総合窓口の設置につきましては、現在は大和庁舎で行っておりますけれども、多くの市民の方の問合せにお答えができるように、しっかりとどういう体制がいいのかを検討してまいりたいと思っております。その中では、国の支援、専門的な知識が必要とされますけれども、なるべくしっかりとお答えできるようなこともやっていきたいと思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

副市長よろしく申し上げます。ぜひ早急に市民の相談に応じられるような体制をつくっていただきたいと思っております。

この質問ではもう一点質問がありまして、コロナによってテレワークがどんどん増えているわけなんですけど、特に、柳川市の地場企業のテレワーク支援、例えば、在宅勤務の導入支援事業などのチャンネルがあると思いますけれども、やはりこういうものもこれから大事になっていくと思います。

特に、在宅勤務、ウェブ会議、様々な研修、そこもこのテレワークを活用してやっていこうというやる気のある中小企業もおられるみたいですので、ぜひ中小企業の生産性を高めるためにも、この厳しい中で売上高も相当下がっているところもあるとお聞きしておりますので、そこの支援をやはり市としても考えていくことが大事ではないかと思っておりますが、テレワーク支援について何か市として考え、方針がありましたらぜひ聞かせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、在宅勤務や人との接触が少ない場所での勤務など、会社に出社せずに働くテレワークが推奨されていると、そういうところでございます。

今後は新しい生活様式が求められておりまして、市内事業所においてもテレワークや交代で勤務するローテーション勤務など、様々な取組がなされていくものと考えております。

本市といたしましては、働き方改革推進支援助成金など、国、または県が行うテレワークに係る助成金の活用を勧めながら、市が実施する支援の方法について今後しっかり研究をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますが、今の段階ではこれから研究するという段階ですかね。コロナ復興をするに当たって、やはりこういう中小企業、地場企業に対して、こういう支援は積極的に行うべきじゃないでしょうかね。どうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

今の段階で、具体的にどういった形で支援をしていくのかということは今後しっかり検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

16番（緒方寿光君）

それは前向きに検討するということですか、それとも、調査研究だけして、どうするか迷いながら検討するののかも考えていくということですか。はっきり教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

新しい勤務体系といいますか、営業体制につきましては、そういうものが求められておりますので、市としても重要なことであると思っておりますので、しっかりそこあたりは検討していきたいと、このように考えております。

16番（緒方寿光君）

よろしく申し上げます。

次に、観光業の状況についてお聞きしますが、インバウンドもゼロに近いと、そして、国内観光客もほとんど来られていないような状況ですが、この2月から5月までの観光客の入り込み客数、そして、観光消費額、ほとんど減少していると思えますけど、業種も分かれば、ぜひ端的に、簡単に答弁をお願いします。

観光課長（山田秀太君）

まず、実態でございますけれども、宿泊、川下り、観光バス、タクシーなどにつきましては、2月が概数で80%減、3月が90%減、4月の緊急事態宣言後はほぼゼロの状況ということでございます。

宣言の解除後につきましては、旅館は全体的に前年比1割ぐらいの戻り、川下りは1割に満たないという状況でございます。

申し訳ございませんが、業種別には統計を取っておりません。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

ぜひ業種別にも統計を取っていただく必要があるんじゃないでしょうかね。今現在、観光業で店を開かれています中で、この際やめようか、いや、継続しようか、いや、もう休業しようか、この辺を非常に真剣に悩んである店の方もおられますので、やはりそういった意味では、ぜひ2月から5月までについてはもう少し突っ込んで調査をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしくお願いたします。

それと、これまで年間観光入り込み客数140万人ということで、そのうち訪日観光客23万人、そして、年間観光消費額66億円ですよね。消費額1人4,873円、宿泊数9万人ということでございますが、私はこれから2年間においては、ここの数字はなかなか厳しいものがあると。当然のことながらコロナ感染が拡大しておりますし、第2波、第3波、そして、世界ではコロナが相当広がっている地域もありますので、ここについて、今回、柳川市においては、観光振興計画を昨年3月に立てられたんですかね。そういった意味では、やはり外国人向けの施策は少し立ち止まって考えて、逆に、歴史とか文化だとか、柳川のそういうものを磨いていくと申しませうかね、そういうところにお金をかけていく。そしてまた、今後、近隣自治体との連携が非常に重要になってくると思いますけれども、ここも積極的な活動が必要になってくると思うんですよね。

そこで、質問しますけれども、観光振興計画の修正も必要だと思いますし、これからどういう修正を行っていくのか、そこを聞かせていただけませんか。

観光課長（山田秀太君）

観光振興計画の変更についてでございますが、今後10年間の計画ということになっております。

議員御指摘のとおり、コロナウイルス感染症の影響で、外国人観光客数、観光消費額につきましては、今後、2021年に短期計画の検証を予定しておりますので、そのときに見直す必要を感じておるところでございます。

特に、旅行者の方々が安全・安心を求める意識が強まっておるという状況でございますので、インバウンドの重視から近隣の個人客向け施策への転換とか、質を高める施策とか、そういったものを重視してまいりような形にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

今回、柳川観光V字回復キャンペーンを企画されておりますけれども、それに併せてコロナ感染症対策をしっかりとって、やはり観光振興に対してこの部分は非常に柳川として大事な部分ではないかと思うわけです。

そこで、観光客に対してだとか観光業者に対して、コロナ感染症対策をどのような形でされようとしているのか、お聞きしたいと思います。

観光課長（山田秀太君）

コロナの第2波、第3波が懸念される中で、まず、移動の制限を前提にコロナ感染症の安全対策をしっかりとやるということが大前提であるというふうに考えております。

このため、市民の皆様でありますとかお客様に対して、コロナ感染症の対策は既存の「おもてなしの心日本一」事業の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。その中で、市民向けに、例えば、フェースシールドをつけて受入れをやっていくとか、観光客の

お客様にマスクの着用を促していくとか、そういった対策を早急に打っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

今、課長のほうから質を重視していく観光を目指すということでありました。特に私が思うのは、やはり柳川の掘割を再度見直して、川下りコースの中で単なるコンクリート護岸で固めるのではなくて、やはり風情ある護岸も今後大事になってくると思いますし、そして、白秋先生の名前をお借りして恐縮かもしれませんが、やはり川に沿って、クリークに沿って散策道路も整備をしていくと。白秋散策道でも何でもいいと思いますけれども、白秋先生の名前をお借りして、やはり散策道も回遊性のある、例えば、小田原では駅から降りて歩いて、また最終的に駅に戻れるというぐらいの散策道路を整備してあるわけでございます。質を重視するというのであれば、やはりこの辺をてこ入れする必要があると考えます。

そして、庭園探訪ツアーが非常に人気だと聞いております。30名の定員に250名の参加希望があったということで、ここについても課題はいろいろあると思いますけれども、庭園所有者の方に対しても、庭を手入れするのは非常にお金もかかりますので、例えば、固定資産税などの負担が大きい部分については多少減免も考えていくとか、手入れも少し柳川も支援をやっていくとか、中心部に20か所ぐらいあると思いますので、ここもやはりてこ入れをして、質を重視するのであれば、やはり考えて進めていく必要があると思っておりますが、ここについて何か市長のほうで考えがあればお答えしていただきたいと思っております。

観光課長（山田秀太君）

まず、庭園の観光につきまして、緒方議員御指摘のとおり、昨年、福岡市で開催されております庭園ゼミでも定員以上の応募がありまして、関心がとても高いということが明らかになったところでございます。

本市には国指定名勝の庭園、城下町に受け継がれた多くの庭園など、地域資源に恵まれておりますので、議員御指摘の保全と活用についての検討につきましては、お客様の多様なニーズに沿った形で構築できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

コロナ対策を置かれた観光振興に向けまして、柳川が今後どういう形で観光誘客を進めていきたいと考えているのか。例えば、国内を重点的にリピーターを増やしていくとか、訪日観光客は2年ぐらい戻らないと思いますので、そこは取りあえず立ち止まって違う方向性でいくとか、観光に対して様々な復興をやっていかなければならない時期だと思っております。

市長におかれましては、何かこの観光の復興に対しまして、観光振興に対してこれからど

うやっていくんだという所信等々ありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えをしたいと思います。

緒方議員が心配しておるように、私自身も2年か3年くらいはかかって、元の140万人という観光客が訪れるのは時間がかかるというふうに分析しております。恐らくインバウンドで40万人の方が韓国や台湾からおいでになりましたが、今はゼロに近い状態になっておりますし、川下りのほうも、また宿泊関係もゼロに近いと。

そういう中で、どうやって回復をしていくかという課題でございますけれども、今考えなければならぬのは、やっぱり近場の、県内ではまず最初に30分から60分以内の近場の人たちをどうやって取り込むかということと、もう一つ今考えておりますのが、福岡県内、県外でもいいんですけれども、修学旅行関係の誘致を積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今回、柳川市は4名の感染者が出ました。これから感染者を出さないということで、感染症の対策を講じてまいりたいと。一人も出さないということで、柳川に行ったら安心して宿泊ができる、安心して川下りができるということに全力を傾けていきたいというふうに考えているところでです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

次に、順番はちょっと逆になりますけれども、先ほど市長から答弁いただいておりますので、私の質問は道の駅の整備についてお聞きしたいと思います。

今回、このようなコロナの感染拡大によって、柳川としてどうやって生きていくのかと、人をどうやって寄せていくのか、立ち寄っていただくのかという意味においては、訪日の観光客が非常に厳しくなると思いますので、私は柳川市の今回のコロナの起爆剤としても、道の駅を整備するというぐらいの方針があってもいいのではないかと思います。

今、この時期において、柳川の道路網は大変よくなりました。そして、3年前のこの6月議会だったと思いますが、市長からも鋭意検討していきたいという答弁もいただいておりますので、この道の駅整備についてのこれまでの協議の経緯と今後の市長の方向性をぜひ聞かせていただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

これまでの3年間の取組につきましては、柳川農協、有明漁連、柳川商工会議所、柳川商工会、観光協会等の柳川市の各産業分野の代表で構成をいたします柳川ブランド推進協議会

の中におきまして、柳川の農産物、有明海で取れるノリをはじめとする水産物、柳川ブランド認定品等の柳川の特産品の今後の販路開拓、拡大等について協議がなされたところでございます。その中で、首都圏におきます販路拡大はどのようにするのか、また、地元での販売方法として、直売所や道の駅について等の議論がなされたと、そういうところでございます。

また、そのブランド推進協議会の下部団体になりますけれども、幹事会というところにおきましては、道の駅うきは、また、道の駅くるめ、さらには民間で経営をいたしておりますみづまの駅等の視察を行いながら、道の駅の運営形態、また、運営状況、道の駅が抱える課題と、そういったものについて情報収集をしてきたところでございます。

道の駅の整備につきましても、柳川の各産業分野の代表で構成されております柳川ブランド推進協議会でも引き続き今後も議論がなされていくものと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

そのような経過があるということであれば、やはりいつぐらいにこの道の駅整備を考えているのかだとか、一体型、様々なやり方もいろいろありますけれども、これから商工団体にどうやって打診をしていくのかと、そういう考え方もあっていいと私は思っております。

そのような意味で、市長におかれては、3期目のスタートに当たり、この道の駅の整備について鋭意検討したいというお言葉をいただいておりますので、市長の任期があと1年切られたんですかね、この時期において、やはり方向性をはっきり打ち出していきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

私も何回かこの道の駅についてお答えをさせていただきました。今、みやまのほうで道の駅ができておまして、今後、有明海沿岸道路沿いの大川のほうにも道の駅が予定をされております。

道の駅はぜひ必要だというふうに思いますし、今、古賀課長が答弁いたしましたように、いろんな柳川市の農産物がありますし、海産物もあります。そういう意味では、私が考えるのは、443号の延伸をされた道路が整備されたところに持ってきたが一番いいんじゃないかというふうに思っております。これも道の駅の実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ前向きに計画を進めていただいて、実現に向けて進んでいただきたいと強く要望させていただきます。

残り6分になりましたので、最後の質問をさせていただきます。

今、コロナ感染症が流行している中で、自然災害、豪雨災害、台風災害、様々な想定がされるわけですが、避難所において、やはり密にならないだとか、様々なこれまでとは違う状況が生まれてきていると思います。

そのような中で、コロナ感染症対策を打ちながら避難所運営をやる、ここの部分の本市の具体的な運営と申しましょうか、そこについて聞かせていただきたいと思いますが。

総務課長（武田真治君）

緒方議員の御質問にお答えします。

コロナ禍での避難所の運営ということですが、まず、避難所運営マニュアルというのは前からあり、毎年、必要な箇所は改定しておりますけれども、今回、従来の避難所運営マニュアルに加えまして、新型コロナウイルス感染症対応の避難所運営マニュアルを追加する形で5月31日に作成をしております。

具体的に避難所運営をどうするかということでございますけれども、まず、受付時に避難者に消毒液等で手指の消毒を行っていただきます。これはマニュアルにもずっと書いているところなんですけれども、次に、マスクの着用を確認し、着用がない場合は着用をお願いし、もし持参されていない方がいらっしゃる場合はこちらのほうからマスクをお渡しします。また、体温測定を行いまして、避難所の受付用紙に検温結果と、あと、せき症状などを記入していただいて、健康状態のほうをチェックします。

3密対策といたしましては、換気用扇風機を活用して、複数の窓、出入口の換気を1時間に2回以上行って、換気に努めたいと思っております。また、対人距離を2メートル確保したいと思っております。

そのときに、例えば、発熱やせき症状の方がいらっしゃったといった場合は、2階建ての避難所であれば2階の部屋に誘導して、あと、平家建ての場合は可能な限り別室を準備いたします。狭くて別室が準備できない場合は、1部屋に複数の者が避難する場合がありますので、対人距離2メートル、1人当たり4平米を必ず確保すると。しかし、距離の確保が困難な場合は、簡易テント内に簡易ベッドを設置して対応する予定です。こういった物品については、今度の補正予算で買う予定としております。

また、第2次避難所の開設時は体育館などではパーティションで間仕切りを行い、発熱者等には簡易テント内に簡易ベッドを設置して対応したいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

運営は概略分かりましたけれども、今、市民の方が一番不安になってあるのは、やはりコロナ流行下において密にならないように、今、第1次避難所が21か所、第2次避難所が28か所あるわけなんですけど、その第1次、第2次と分けずして、やはり同時に開設をして、できれば地区別ぐらいに割当てをするというぐらいの考え方でいかなければならないのではない

かという意見が相当出ております。

そういう第1次避難所、第2次避難所、コロナ流行下において、どのような開設を考えてあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

総務課長（武田真治君）

1次、2次避難所と区別せずに同時に開設する必要があるのではないかと御提案ですが、柳川市の第1次避難所の数は近隣の市と比べましても多い数です。大川市が8か所、みやま市が10か所となっていますが、本市は先ほどおっしゃいましたとおり21か所、また、前年の災害時の避難者数の平均は、昨年8月28日の大雨の際が1避難所当たり5.3人、9月22日の台風17号のときが10.2人となっており、自主避難においては第1次、第2次避難所を同時に開設せずとも、第1次避難所だけで十分なスペースを確保できるのではないかと考えております。

ただ、大規模災害とか、避難の長期化、そういったものが見込まれるときは、避難者が多くて避難所での十分なスペースが確保できない場合は1次、2次避難所を同時に開設するケースもあることを想定しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

災害時の要支援者のための福祉避難所、これは今、柳川、大和、三橋の保健福祉センターが開設されることになると考えておりますが、密にならないように、さらに受入先に民間の福祉施設も指定するようにすべきではないかと。そこを含めて、市の方針がありますか。ありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思いますが。

総務課長（武田真治君）

障害者等の避難施設としては、市は令和元年6月24日に社会福祉法人学正会、社会福祉法人たからばこと、災害時における福祉避難施設としての要支援者の受入れに関する協定を締結しております。

この協定を締結したことにより、そういった福祉施設に大規模災害時の障害者等の要支援者受入先としてお願いするということが可能となっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

時間が参りましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時52分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番矢ヶ部広巳でございます。まず、コロナ対策で日夜を分かたず精力的に汗をかいておられる執行部の皆様に心から感謝と敬意を申し上げます。私は何人もの方から大変喜ばしい、うれしい電話、メールをいただきました。それは柳川市は100千円をもらうのが非常に早かった、よそはまだ来とらんそうですよ、助かりました、ありがとうございました、市長によるしゅう言うてくれんかんもということでございました。

片や隣のまちで悲しい悲しい事故が発生をいたしました。かわいいかわいい盛りの小学5年と2年の兄弟が取り返しのつかないことになってしまいました。コロナがなかったら、この2人は学校へ行っていただはずです。コロナで学校が休みやったばかりに、あんなことが起きてしまいました。私は声を大にして訴えます。コロナが本当に憎いです。柳川市も水路の危険箇所を点検していただきまして、再発防止に取り組んでいただきますように心からこいねがうものであります。

私は最初に、なぜ川下り船頭さんだけか、次に、マイナンバーカードの浸透について、さらに、職員の新規採用者への指導について、最後に、水質浄化対策について、以上4項目をあらかじめ通告いたしております。

あとは自席で質問をします。議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

それでは、最初の質問に入ります。

なぜ川下り船頭さんだけかと。

4月28日にコロナ緊急対策第1弾で、年間60日以上勤務する川下り船頭さんに対して1人当たり50千円を柳川市は交付をされました。このことに対して、市民の多くの方から私は苦情をいただきました。たくさんの方が泣いておられます。泣いておられるのは、何も船頭さんだけではありません。

そこで、質問をします。

何で川下り船頭さんだけでしょうか、お尋ねをいたします。

観光課長（山田秀太君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、新型コロナウイルス感染症の緊急対策第1弾といたしまして、市議会臨時会におきまして川下り船頭へのがんばる応援金を上程させていただきました。

なぜ川下りの船頭だけなのかという御指摘でございますが、川下りはこれまで柳川観光のシンボルとして多くの観光客に利用していただき、一昨年も40万人以上の方に御利用いただいております。

この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、観光業全体が90%以上の落ち込みを見せる中、コロナ終息後、観光産業を底上げするには川下りは重要な役割を果たすことになると考えたところでございます。そこで、収入がなくなった船頭さんの離職、転職を防ぐためにも今回の施策を講じたところでございます。

もちろん観光業は川下りだけで成り立っているわけではございませんので、新型コロナウイルス感染症緊急対策の第2弾といたしまして、宿泊事業者やタクシー、観光バス事業者、飲食業の皆様へ支援策を講じ、今議会には第3弾といたしまして、柳川観光V字回復キャンペーンを上程させていただいているところでございます。

観光業の回復には1年、2年かかると言われておりますが、我々といたしましても、今後の回復を目指し、関係団体の皆様と協力しながら、共に知恵を出し合い、共に汗をかいていきたいという所存でございます。

以上でございます。

市長（金子健次君）

今の答弁に少しか補足をさせていただきたいと思っております。

壇上で矢ヶ部議員のほうから船頭さんに対する応援金について市民からの苦情がありましたよということでございますので、機会をいただきましたので、市民に分かりやすいような形で、なぜ船頭に対して応援金を交付したかについて私からも御説明をさせていただきたいと思っております。

川下りの船頭さんへのがんばる応援金は、新型コロナウイルス感染症緊急対策の第1弾として、4月30日の市議会臨時会におきまして議決をいただきました。

川下りの船頭さんは観光客に第一線で接客をされまして、本市が取り組むおもてなし事業の最前線で活躍していただいております。一番最初に会った人の印象で旅の印象が決まる、これは多くの方が共感をされるフレーズではないでしょうか。柳川を訪れた方が最初に会われるのは、やはり川下りの船頭さんであります。船頭さんの歌やどんこ舟に響く笑い声や拍手、どんこ舟に乗るとき、降りるときに差し伸べられる船頭さんの力強い手、優しさとユーモアあふれる筑後弁、方言での言葉、お客さんへの目配り、気配り、心配り、柳川の印象はまさしく船頭さんの双肩にかかっていると言っても過言ではないかと思っております。

しかしながら、昨年夏以降の韓国人観光客の急減に始まり、今回の新型コロナウイルス感染症により観光客が激減いたしました。船頭さんの収入が不安定となり、このままでは離職せざるを得ないという声が寄せられました。平時さえ船頭さんが不足していたり、待遇面の理由などから離職をされていると聞き及んでいたため、新型コロナウイルス感染症の終息後

に船頭さんが不足して、本市全体の観光客の受入れが難しい事態となった場合、飲食業や宿泊、お土産品など、観光のみならず、本市の経済全体に与えるダメージはかつてないものとなると危惧をしたところでございます。このため、川下りの船頭さんについては引き続き船頭として柳川観光の最前線で川下りを担っていただくため、特例的に支援措置を講じたものでございます。

私はこの新型コロナウイルス感染症は、地方のことは地方で考え、地方で決めることの重要性、自治体の在り方自体が問われているような気がしております。コロナ感染症対策に対するスピード感や施策面での地域の個性など、今後も柳川市は福岡県内の観光のトップランナーであり続けたいと考えているところでございます。

以上、私の考えを述べさせていただきました。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、本日現在、船会社6事業所のうちに幾つの事業所で何人の方が申請をされたのか、お伺いをいたします。

観光課長（山田秀太君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

今回の応援金につきまして、事業者の方の申請状況についてお答えいたします。

市内6事業者、約80人の船頭さんのうち、申請があったのは4社で55人分の申請がなされておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

当初、6事業所で約80人の船頭さんということではありましたが、結果的に4社で55人の申請がなされておるということでございます。

市長がコロナ支援施策の目玉として、イの一番に川下りの船頭さんに1人50千円やろうということでしたのが、何で6事業所全部しとらんのか。この市長の気持ち、心が船頭さんの事業所にも船頭さんにも届いていないのではなかろうか。どうしても私は解せません。

このことで市として何でこういう結果になったのか分析をされてあるのか、あるいはされていないのか、答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

6業者のうち2社辞退をされました。1社はその中で一番大きいところでございますけれども、社会保険とかいろんな形がきちんと整っているところでございます。市長のそういう柳川市の考え方については感謝を申し上げたいと。しかしながら、国の雇用調整助成金を受けて船頭さんに手だてをしたいということをおっしゃって、その分についてはほかのいろん

な対策に使っていただきたいと。そういうことで、ありがたいけど、国のお金で船頭さんに賄いますというお答えでございました。

雇用調整助成金を確保できる事業所については、そういうことでされたということで辞退されたということでございます。その一番多いところが二十数名の船頭さんを抱えてあるということでございましたので、そのことを報告しておきたいと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱりそういうことは周知をしてもらわんと、市民は中身は分からんけんですね。私は正直、よこしまな考えかもしれませんが、この申請をされなかった2つの事業所は何か疑念のあるとやなかろうかと思っておりました。私は今の答えを聞いて、幾らか留飲が下がりました。

これから言うのは、私はそのよこしまな考え方は自分の思い込みだったと分かりましたけれども、あとの残りの1業者がどういう気持ちなのか、そこまでは問いません。

この件は最後にしますけれども、答弁は要りませんから、安心して聞きよってはいよ。

今度の政府がやった1人100千円の給付金、政府はほんなこつはやろうごとなかったんじゃなかやろうかと私は思わざるを得ません。なぜか。何で申請書にわざとらしく要らないという欄を設けたのか、私はこれはどうしても理解できません。100千円が欲しかけん申請するわけですから。要らない人は申請するはずがありませんよ。金の要らない人がどこにありますか。私は柳川市にはそういう人はおられないと思う。片方では国民に一日も早く届けたい、給付金をやりたいと言っておきながら、あんな要らない欄を設けたばかりに、要らない欄に間違っってチェックした人に対しては、やっぱり市はほんなごてあなつつあん要らんとかんも、これは間違いやなかかんもといっって問い合わせる結果になるわけです。そうすると、それだけ時間も遅れ、問い合わせることによって電話料もかかる。無駄な時間と費用がかかるわけですよ。

そこで、私は市長をお願いをしたいですが、例えば、市長会等を利用していただいて、あの要らない欄は要らんとやなかったかと、現場が混乱するようなことはやめてほしいと、よかつたら何かの場で強く訴えてもらいたいと思って、この質問は終わります。よかですか。はい、どうぞ。

市長（金子健次君）

今回の特別定額給付金につきましては、5月1日に職員総動員で、郵送という形で全戸配付いたしました。そして、その分の郵便物については木、金、土に着いたというふうに思います。そして、月曜日には柳川市役所に直接ですね、100千円はほんなごてもらわらんじやろうかと、3人で300千円もらえるやろうかと心配をして、わざわざ書類を持参された方もたくさん並ばれました。職員のほうもマンツーマンで、これは大丈夫ですよ、これで結構で

すよと受け取りました。そういう中において、現在97%交付をいたしております。

今、矢ヶ部議員が言われる箇所のところによらないという方は数名はいらっしゃいました。それはそれとして受け止めておきたいと。ただ、97%ですから、あと3%の方を、これは新谷議員のほうから質問がありましたけど、そういう知らない人、手続を怠っている人、そういう方たちにはいろんな形で、民生委員さん等を通じて、請求をされないのかと、そういうことをですね、個人情報を大切にしながら、守りながらやっていきたいと思います。

今の御意見、提言の分については、囲みの欄については、いろんな形で申し上げたいというふうに思っています。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、次の項に入ります。

マイナンバーカードの浸透はということでございます。

コロナ緊急経済対策で国民に1人100千円が給付をされました。一日でも早く国民の手元に届けるということをキャッチフレーズに始められたオンライン申請であります。マイナンバーカードの暗証番号を忘れた人が役所の窓口で殺到されて混乱したという報道がなされているわけです。

御存じのように、2016年1月にこの番号の利用が始まりまして、4年が過ぎました。

そこで、質問をしますが、柳川市民のマイナンバーカードの浸透はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

市民課長（乗富英一君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの浸透はどのようになっているかとの御質問ですが、マイナンバーカードの交付率でお答えします。

4月末現在で12.9%となっております。

参考までに申し上げますと、全国平均の交付率は16.4%、福岡県の平均は15.0%となっております。

本市では昨年1月から住民票の写しや印鑑登録証明書など、8種類の証明書がコンビニで取得できるコンビニ交付のサービスを開始しております。昨年12月までの1年間で1,894件の利用がっております。

また、国においては、来年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使えるよう準備が進められているところであります。カードの利便性は今後ますます高まってくるので、市民の皆様積極的にPRしていきたいと考えております。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

国民の交付率は16.4%、柳川市はそれよりも3.5%も低い12.9%であったと。

そこで、質問をしますが、今回の件でカードの暗証番号を忘れてしまったと窓口は何人の方がお見えになられたのか、お尋ねをします。どうぞ。

市民課長（乗富英一君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

給付金の申請が始まって、マイナンバーカードの暗証番号を忘れた、またはオンライン申請で間違った暗証番号を5回入力したためにロックがかかってしまったという方が市民課の窓口に来られました。いずれの場合も、カードを初期化して暗証番号を再設定する必要があります。

この初期化の作業は、5月の処理件数で申し上げますと、市民課では81件行っております。また、大和市民サービス課では6件、三橋市民サービス課では8件、合計95の方が見られました。1日当たりの平均で申し上げますと、5.2人ということになっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

なぜこんなに普及率も悪いし、暗証番号を忘れたかといいますが、行政が悪いんですよ。最初発行するときに、こういう場合に必要だからちゃんと覚えとかやんばんもち言うたらんもんやけん、大概の人がその申請のときに、ああ、そんなら自分の生年月日ばしようかと、1622とか4桁しとるけれども、やっぱり何年かたつうちに忘れてしまうわけですよ。だから、最初のときにぴしゃっと、いざというときには暗証番号は必要ですから何かメモしとってはいよとかしとけば、こんな混乱はなかったと思いますから、やっぱり最初の窓口でのやり方、どうしてもなかなかマイナンバーカードが浸透せんもんやけん、政府が早うせろ、早うせろと言うた。そればかりに、普及することだけを考えて、肝腎要ば言うたらんもんやけんがら、やっぱり私はこういう結果になったのだらうと思います。

そこで、カードの暗証番号を忘れたということで窓口が混乱をしたとか、あるいはトラブルが起きたとか、そういう事例はあったのでしょうか、どうでしょうか。

市民課長（乗富英一君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

カードの暗証番号を忘れたなど、窓口へ来られた方は5月の連休明けの7日、8日に集中いたしました。それでも7日が18人、8日には11人となっております。テレビなどで報道されているような窓口での大きな混乱は発生しておりません。

先ほど市長が説明しましたとおり、本市ではいち早く申請書の郵送を行ったため、オンラインによる申請が少なく済んでおります。結果的に窓口の混乱も避けられ、市民の皆様がいち早く給付金が届けられたと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今後またこういう発行者がかなり増えると思います。そのときは必ず窓口で一言、暗証番号は忘れんごとしとかやんばんもということをやっぱり言うべきではなからうかと私は思います。

次の項に入ります。

新規採用者の指導はでございます。

職員の新規採用に対しまして、条件付任用期間はどうなっているか、伺います。

人事秘書課長（高田啓介君）

条件付任用期間はどうなっているかという御質問でございますけど、地方公務員法に「職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。」と定められているところでございます。つきましては、条件付採用の期間は6か月ということになります。

なお、4月1日に新規採用職員に交付しております辞令には、条件付任用期間を6か月とすると明記いたしているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

試験に通って採用された者はるんるんで来て、ようとそういうことも聞きよらんとやなかやろうか。6か月ばんもとかなんとか、もううれしゅうしなんな。やっぱりそういう指導は特にしてもらいたいと思います。

それでは、新規採用者の指導はどのようになっているかについて伺います。

人事秘書課長（高田啓介君）

今年度の新規採用職員の場合で申し上げます。

採用試験合格者に対しまして、任用前の2月4日に新規採用職員事前説明会をまず開催いたしまして、入庁するに当たっての各種手続の説明、その後に服務をはじめとする職員になるための心構えを説いているところでございます。

そして、4月1日に入庁後には、本市の独自研修といたしまして、柳川市役所職員としての心構えを学び、職員としての意識と自覚を高めるとともに、職務に必要な基礎知識や技能の習得を目的に、新規採用職員研修・前期というのを実施しているところでございます。

主な内容といたしましては、本庁舎におきまして3日間の日程で、職員の服務や接遇、行政組織などの研修を行っております。その後、研修所研修といたしまして、例年ですと大野城市にあります県内全市町村で構成する福岡県自治振興組合が設置しております福岡県市町村職員研修所での3泊4日の新規採用職員研修・前期に参加させているところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で本年度は中止になっているところでございます。

さらに、条件付採用期間満了の10月1日には、今年度初めて独自研修といたしまして新規採用職員研修・後期の開催を計画いたしているところでございます。その後、2日間の研修所での研修・後期に参加を予定しております。

このように、新規採用職員に対しましては、入庁前から職員としての心構えや職員に必要な基礎知識や技能の習得に努めているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今年の場合は4月1日採用の2か月前の2月4日に新規採用者に対して事前の指導を行った。自覚とか、そういう問題をしたということでございます。

それでは、条件付任用期間中にたまたま欠員となった場合、いろいろ言えば問題になりますから言いませんが、採用試験での次点の人を繰上げ合格するというようなことはないでしょうか。よかったらよろしく願います。

人事秘書課長（高田啓介君）

職員採用試験で第2次合格者、すなわち最終合格者及び補欠合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載をさせていただいております。昨年度の採用試験で申し上げますと、名簿登載期間は第2次試験の合格発表を行いました11月18日から本年2月28日金曜日までといたしております。

もしその期間中に辞退者が出た場合には、名簿登載者の補欠合格者から順次採用することといたしておるところでございます。

じゃ、名簿登載期間を2月28日までにどうしてしたのかということございまして、4月1日から新規採用職員を採用する場合、補欠合格者をいつまでも期待を持たせまして他の就職の機会を奪うような状態にはできないと。また、採用予定者には欠格事項の調査とか配属先の決定などのほか、給与、共済、年金等の加入事務の手続等が必要でありまして、約1か月余りの期間が必要であるためでございます。

つきましては、先ほど議員御質問の条件付任用期間において職員に欠員が生じた場合ということでございますが、昨年度の場合では名簿登載期間が満了しておりますので、欠員が生じた採用試験区分の補欠合格者を繰り上げて採用することはできません。

なお、先ほど議員から言われました条件付任用期間中に欠員になった場合、採用試験の次点の者を繰り上げての採用ということになりますと、先ほど申し上げました名簿登載期間をいつまでにするのか、または名簿登載期間の延長ができるかなどの検討がまず必要になってくると思います。そして、名簿登載期間に関する課題の整理を行ったり、他の自治体の状況などを参考に研究していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

いや、私は気持ちとしてね、たまたま試験に次点で落ちた、次々点で落ちたという人をやっぱり何とか助けてやるような方法がないやろうかと思って、この問題を質問したわけですが、2月28日までに打ち切った。採用は4月1日で、それから6か月間の任用期間があると。それまでどうか助ける方法がないかどうか、よかったらひとつ今後の検討課題としていただければありがたいなと思って、この質問を終わります。

最後になります。水質浄化対策についてであります。

これは水路の水質浄化対策でありまして、市は本年3月に第2次環境基本計画をつくられました。期間は令和11年度までの10年間です。第1次計画ができて、10年が過ぎました。結果、水がきれいと感じている市民はいまだ少なく、今後もより一層の取組が求められるとされております。

市は昨年9月5日に西鉄柳川駅西口に掘割を引き込みまして、川下りのどんこ舟の乗下船場を2024年度中に設ける計画を発表されました。計画によれば、掘割の引き込みは駅前でストップになっております。となりますと、よどみが心配されます。悪臭等が心配されます。

そこで、質問をしますが、掘割のよどみ、悪臭等の対策はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

生活環境課長（江口英範君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

水質浄化対策といたしましては、生活環境課では合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付いたしまして、設置者の費用負担を軽減し、掘割の水質改善を図っております。

平成21年度からはくみ取便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への転換、いわゆる改築の場合におきまして、市独自の上乘せ補助を継続して実施しております。それで、合併浄化槽の設置促進を図っております。

なお、平成21年度から令和元年度までの11年間における改築に係る補助実績につきましては1,259世帯で、使用人員は5,239人でありまして、汚水処理人口普及率の上昇につながっているところでございます。

また、公共下水道事業区域におきましては、下水道への接続を促して汚水処理対策を進めております。

さらに、EM菌による環境対策といたしまして、EM活性液やEMボカシを作成し、庁舎や公民館にて配布事業を実施しております。利用されている市民の方からは、台所やトイレで使っている、ぬめりや臭いが以前よりしなくなったなどとの評価をいただいているところでございます。また、例年7月に市民の方と西鉄柳川駅西側一帯の水路におきましてEM団子を投入し、ヘドロの減少対策を行っております。

次に、本市が西鉄柳川駅西口に計画している新設掘割の整備において、よどみや悪臭等の

対策はとの御質問にお答えいたします。

新設の掘割は奥が行き止まりとなっておりますので、矢ヶ部議員御指摘のとおり、流れがないと、よどみや臭いが発生しやすくなります。そこで、事業を担当しております都市計画課において、本流となる二ツ川から水を引き込むポンプを設置する方法など、水を循環させる様々な対策について検討が進められており、こうした対策の中から、より効果的で効率的な方法が選択され、議員御指摘のようなことが発生しないよう進められる予定となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

現在もE M菌による環境対策をされていることは当然知っております。効果もそれなりに上がっていると思います。私は別にE M菌をやめなさい、取りやめなさいと言っておるのではありません。E M菌も続けた上で、さらにと思いを込めて、参考とする価値があるのではなかろうかと今から言いますが、それは西日本新聞の本年1月9日号に「中国で水質浄化急成長 代理店10都市で契約」との見出しで、大牟田市の中古車会社の会長が環境事業に乗り出されまして業績を伸ばしているという記事を目にしたからであります。水質浄化対策の一助にされたらと思っておりますが、いかがでございましょうか、お答えください。

生活環境課長（江口英範君）

E M菌による環境対策を続けた上で、さらなる水質浄化対策の一助にでもというふうな御提言だと思います。

議員おっしゃられます事業所につきましては、生活環境課職員も新聞の記事は見せてもらって周知を図っておりますが、まず、当該自治体への聴き取り等を含めまして、その事業所におきます水質浄化に関する実績や効果等について調査研究をしたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

コロナが完全に終息をしまして、柳川市はやっぱりよかのう、川がきれいになったと再び柳川市にどんどんお客さんが見えられることを心からこいねがいをしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時41分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、17番藤丸正勝議員の発言を許します。

17番（藤丸正勝君）（登壇）

17番藤丸正勝でございます。本市では不幸にして4名の新型コロナウイルスによる感染者が確認されましたが、その後、現在まで幸いにして感染者は確認されておりません。感染拡大しなかったことは市民の皆様が各自自粛された結果だと思ひ、しかしながら、経済、教育は停滞し、今後、早急に経済や教育の回復が待ち望まれるところでございます。

4月7日に新型コロナウイルス緊急事態宣言で事業所の時間短縮や派遣切り、パート・アルバイト切りなどで生活困窮や、学生アルバイト、派遣社員等、借家住まいの方々のつらい声、切ない声、うめき声といひますか、そういうふうな声が聞こえてきました。このような状況の中で、4月30日、柳川市議会のほうへ第1弾として新型コロナウイルス緊急対策補正予算として263,350千円提案され、最短で5月8日に中小事業者、市民の皆様には国、県、市より給付され、柳川市はスピード感があり、非常に感謝の言葉もありましたが、その中で、柳川市独自のがんばる応援金に多くの皆様方から、なぜとか、あの方たちにだけとか、そういうふうな言葉を聞き、これは差別しとるんじゃないかという抗議や不満の声も聞かれました。この件はこの後、自席より質問いたします。

次に、小学校、中学校の関係でございますが、まず、小・中学校の休業による授業の遅れはないか、また、その遅れに対する対策はどのようにするかと。特に、高校受験を控えた中学3年生の受験指導について、また、小学6年生の私立への受験について、これは今後、教育委員会としても考えなければならないことだろうと思っております。

それと、緊急コロナ対策第1弾、第2弾、第3弾については自席のほうからまた質問をいたします。

17番（藤丸正勝君）続

まず、学校教育課のほうへお伺ひいたします。

3か月間休業ということで、教育の遅れがないか。教育委員会の考え、指導方法ですね、それをお伺ひいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

藤丸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

長期にわたります学校休業で授業の遅れはないか、それと、対策はどうしているかというふうな御質問かと思ひますが、確かに約2か月半、学校を休業しておることによりまして、かなりの授業時数が潰れたことは事実でございます。

したがいまして、学校教育課、教育委員会といたしましては、この遅れを取り戻すべく、学校行事の大幅な見直し、それから、土曜授業の導入等によりまして、まずは授業時数を確

保することによりまして授業の進度を何とか通常に戻すということを第一に、現在、授業を進めているところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

それでは次に、私が一番心配するのが、先ほど言いましたけど、中学3年生の高校受験、これはやはり一番家庭の中でも、遅れがないかとか、全国的な休業ということで、レベルというか、それも一緒だと思いますけど、やはり2か月半、約3か月の休業でかなり個人的に格差が出ているんじゃないかということもありますので、その高校受験に対しての教育委員会の指導方法を教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

先日、来年度の高校の入試日程が発表をされました。県立高校の一般入試は3月10日ということで、ほぼ例年どおりのスケジュールという形になりました。私立中学校の入試もほぼ例年どおり、私立高校につきましては1週間ぐらい早いかなという形で、大体例年どおりのスケジュールになるかというふうに考えております。

県立高校の学力検査につきましては、県のほうで特定の志願者が不利にならないように考慮して出題をするということになっております。

私たち柳川市の教育委員会といたしましては、まずは定められた学習内容、こちらをきちんと学ばせる、そして、その学力の定着を図る、こういう当たり前の話なんですけれども、これをまずきちんとやっていくということが大切であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

教育委員会の方向性としてはそういうことで、授業に格差や生徒間の格差がないように指導をお願いしたいと思います。

それから、長期間こういうふうな休みがありますと、春休み、夏休み明けには自殺者が非常に増えるというようなデータがありますが、このようなコロナウイルスによって自宅の中で過ごして、非常に精神的に不安定な子供たちもいると思うんですね。そういう方たちが学校に出てきて、仲間と楽しく語らえばいいけど、やはり家の中に閉じ籠もって学校に出てきて、いろんなことがあり、自殺に追い込まれるようなことがないように、教育委員会のほうではどういうふうな指導方法を持っておるか、ちょっとお聞かせください。

教育長（沖 毅君）

藤丸議員の質問にお答えいたします。

学校が休校となり、議員御指摘のように、学校再開前後に自ら命を絶ったり、また、家庭内のDV等を懸念する報道が今しきりと出ております。また、休校中は感染拡大予防のため

に学校の先生や友達と会うこともなかなか難しかったということで、悩みを抱え込んでしまった子供が多かったというふうに私も思っております。

そういう子供たちの心の問題を解決するために、学校再開後、学校ではまず担任を中心に組織的に児童・生徒の観察、要するに様子をしっかりと見るということを行っております。また、学校再開後に直ちに心のアンケートを実施するなど、子供たちの悩みなどを早期に把握して対策を取るようにしております。観察、また、アンケートの結果、特に配慮を要する場においては、配置しておりますスクールソーシャルワーカー、また、スクールカウンセラーをはじめ、特に配慮を要する場合は児童相談所、警察とも連携していくようにし、早期に問題を解決するように努めているところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

教育委員会の方向性としてはそういうことで、一人の犠牲者もないように御指導をお願いしたいと思います。

それから、次はコロナ対策なんですけど、PCR検査の件をお聞きいたします。

南部地区にPCR検査センターの設置がされたということでございますけど、みやま市のどこに設置されたか、ちょっと分からないけど、どちらのほうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えします。

柳川山門医師会と大牟田医師会との共同により、ドライブスルー方式のPCR検査センターが令和2年5月7日から設置され、毎週月曜日と木曜日の午後に検査が行われておりますが、場所は非公表でございます。これは厚生労働省が示す地域外来・検査センター運営マニュアルにより、設置場所及び連絡先は一般への公表は行わないものとするとしており、当該検査センターにおいても、検査を求める人が殺到することを防ぎ、感染のリスクを少しでも減らすために公表をいたしておりませんので、御理解をお願いいたします。

17番（藤丸正勝君）

ということは、柳川市も補助金は出しておるけど、設置した場所は公表されないということですね。ということは、感染して初めて、その場所が分かるというわけですかね。

そうしますと、自分で感染の疑いがあるなという方は直接PCR検査というのは受けられないというわけですね。ということは、何か順番があってこのPCR検査を受けるといことになるわけですか、お伺いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われるように、直接検査を受けることはできません。

PCR検査につきましては、新型コロナウイルスに感染したのではないかと疑われる場合に、保健所内にある帰国者・接触者相談センターから医療機関へ紹介され検査が行われる場

合や、医師会等が設置する検査センター等の利用により検査が行われる場合などがございます。

今般御質問の柳川山門と大牟田の両医師会により設置されたPCR検査センターで検査を受けることができるのは、医師の紹介状がある大牟田・みやま・柳川市民が対象となっております。したがって、検査センターでPCR検査を受ける場合は、まずはかかりつけの医師に相談をされ、紹介状を書いていただいて初めて検査を受けることが可能となります。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

かかりつけの医師の紹介状が必要というわけですね。

それでは、次の中小事業者へのがんばる応援金申請書の件でお伺いいたします。

まず、本市の中小事業者へのがんばる応援金の給付申請書には、実際にこの方は行かれて私は相談されましたけど、Aの方は添付書類ですね、柳川市が発行しておる書類の3番だけ、緊急事態宣言後、5月31日までの間に連続して2週間以上休業して感染拡大防止に協力した事業者ということで、その中身は添付書類の5番に書いてあります。このとおり持っていって、Aの方はそのまま受け付けられたと。そしてまた、Bの方が同じように申請に行ったら、1番、2番、国の持続化給付金の確認書とか、福岡県の持続化緊急支援金の確認書、これを持ってこれないと3番の柳川市の緊急事態宣言後に柳川市が出している給付金は受け付けられないと断られたということでございます。

ということは、大和町の受付の最初の入り口で話が統一していないのかということなんですよね。せっかく申請に行って、1人は受け付けた、1人はそのまま帰って、どうしても受け付けられないと。国、県の確認申請を持ってきなさいと。こういう国、県のとを何ですぐ出されますか。大変難しいでしょうが。総務部長は簡単でよかち言いよったばってん、これは本当にやったら難しかったですよ。私も実際やりましたが。そういうのを個人の方に言われて、Bの方は大変悩んで、また来られました。それで、すぐ市のほうへ相談に行きましたら、いや、これはちょっと言葉が足らんやったというようなことで言われたけど、今現在、その受付はどういうふうになっておるか、お伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えを申し上げます。

藤丸議員からは中小事業者へのがんばる応援金の窓口の対応についてということでのお尋ねでございます。

まず、中小事業者へのがんばる応援金の給付対象事業者につきましては、国の持続化給付金の対象事業者、また、県の持続化緊急支援金の対象事業者及び緊急事態宣言後から5月31日までの間に連続して2週間以上の休業等により感染拡大防止に協力した事業者の3つの要件のいずれかに該当した事業者と、そういうふうに行っているところでございます。

藤丸議員のほうからは、2週間以上休業した事業者が中小事業者へのがんばる応援金を申請しようと、がんばる応援金事業実施本部に問い合わせた、また来たところ、担当者から休業による申請では受け付けられないといったことを言ったという苦情を聞いたが、窓口ではどのような対応がなされたのかと、そういうお尋ねかと思えます。それについてお答えをいたします。

がんばる応援金事業実施本部では、2週間以上の休業をされている事業者につきましては、まずは国の持続化給付金や県の持続化緊急支援金への申請を御案内申し上げて、その後、市の中小事業者へのがんばる応援金への申請を御案内申し上げてきたところでございます。それは2週間以上の休業により大きな収入減となっていると、そういうふうに見込まれることから、国や県の持続化給付金もぜひ受給してほしいと、そういう考えでおったところでございます。まず、国、県への申請を御案内しておりましたけれども、休業で申請をしたいという人には、本人の申出どおり、休業での申請を受け付けたところでございます。

私たちとしましては、国も県も、そして、市も支援金を受けていただきたいと、そういう思いで対応してまいりましたけれども、誤解を与えたところがあったというふうに考えております。今後はそういうことがないような形でしっかり頑張っていきたいと思えますし、頑張っていらっしゃる中小事業者の支援をしっかり今後も引き続き頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

17番（藤丸正勝君）

いや、それは頑張るとはいいけど、受付の窓口ではいろんな話があるのを一本化したというわけですね。

今、答弁の中で、1番、2番、国、県のを説明してから3番の2週間以上の休業ということです。やはり大体3番の申請者が一番多いんじゃないですか。それで、1番、2番の国、県のことを説明するからなかなか分からなかったということで、まず最初、あなたは1人で何をしているかという業種によって大体分かるじゃないですか。床屋さんとか、パーマ屋さんとか、飲み屋さんとか、焼き鳥屋さんとか、そういう人たちはなかなか国、県のほうには申請しないんじゃないですか。だから、まず一番多いのは3番目の緊急事態宣言後2週間以上休業したという方だから、そういうふうな指導をですね、1番、2番をあんまり強く説明するから間違ったんじゃないかならうかと思っておりますので、今後、注意をしてもらいたいと思えます。

次は緊急対策で第1弾のがんばる応援金の中には、多くの市民や、この市議会議員の中でも全協の中で反対の声も出ておりました。納得できない応援金が計上されておりますが、市内の事業者の皆様方はこの支援金を本当にありがたいと、早くスピーディーに支援金が出てありがたいと感謝されている言葉をしっかり聞きます。しかしながら、なぜをまた言われる

わけですよ。なぜあの方たちがということで言われます。このなぜとか、あの方たちというのは、市長、分かりますか。市民の声は、あの方たちとか、なぜと。誰のことを言っているか分かるでしょう。答えをお願いします。

市長（金子健次君）

なぜ川下り船頭さんだけかということ、いろんな協議の中において質問があっておりますので、そのことだと思います。

今、前者の矢ヶ部議員のほうから御質問いただきました。その趣旨については御説明をしたわけでございます。これについて非常に批判もあったよという御指摘をいただいておりますけれども、そういうことで6事業者に説明をいたしまして、そのうちの4業者が申請をなされたということでございます。

柳川市の観光の第一線で活躍していただいております船頭さんには、そういうことで配慮をしたということ、それには自分は納得していないよというようなことだと思いますけれども、ぜひ矢ヶ部議員の質問に答えたような形で御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

17番（藤丸正勝君）

先ほどの矢ヶ部議員の答弁に納得してということでございますけど、なかなか納得されない部分が結構あるわけですよ。この柳川市を支えているのは観光だけじゃないんですよ。観光業者の川下り業者だけじゃないんですよ。中小企業、派遣社員、パートさん、アルバイトの皆様方、そういう方たちが柳川を支えているわけですよ。そういう方たちに底辺を広げた補助金を出すのがやっぱり市長の施策と思うんですね。こういう個人的に限定した補助金の出し方というのは、これは間違いじゃないかと私は思っております。

先ほどの答弁で、特例ということ言われたですね。特例的に船頭の補助金を出したと。特例ということで市長は出されますか。これは特例で出したと、そういうふう言われたけど、これは会社の問題じゃないでしょうか。船会社の経営上の問題でしょう。市が施策とするのは、観光課でこういう船頭さんの育成とかすることが施策じゃないですか。それは観光課のほうでいろんな事業をやっておるから、その中の一つとして船頭育成もやっておるでしょう。

そういうことで、やはりなぜあの方たちというのが非常に多い。さっきも言ったが、これは柳川市民を差別しているんじゃないかと。柳川市民の約6万5,200人の方たちを差別しているんじゃないかとというような意見もございませう。この中には、家賃補償の問題とか、妊婦の補助とか、介護施設の事業所、ひとり親家庭とか、いろんな手厚い緊急コロナ対策支援として非常にいい提案もされております。その中で、第1弾にこれが出たということで、皆さん何でかと。第2弾、第3弾というのは非常にいい緊急対策支援事業ですよ。それが第1弾に出たから、皆さんが脳裏に残っておるわけですよ。市長は俺たちを差別しよると

じゃなかかと。それが自分の保身のための売名行為とか、そういうふうなことをやっぱり言われてくるわけですよ。市長としてはいい施策としてされたと思うんですけどね、これは市長だけの考えじゃないんでしょう。これは庁議の中で決まったわけでしょう。部長、市長の中で、市長だけで決めるわけじゃなかろうから、庁議の中で部長あたりが発言して、それを取り上げたんじゃないですか。そこら辺をちょっとお伺いします。

市長（金子健次君）

かなり厳しいお言葉をいただいておりますけれども、私が市民を差別してそういうことを議会のほうに提案したわけではございませんので。（「ちょっとよう聞こえん」と呼ぶ者あり）差別をしたとあなたが言っているけれども、そういう気持ちは私は取り消していただきたいなというふうに思っております。

経緯については、私が提案をしておりますので、最高責任者でありますので、提案権者としては私でありますけど、経緯については部長のほうからお話をいたしますけれども、誰に支援をするか、市内のどういう業界や市民、事業に対して本市として支援が急がれるのかという観点から、職員と共に知恵を絞ってきました。第1弾から第3弾までの緊急対策を検討して、予算案を議会に御提案しておりました。私はあくまでも他市に見られるような専決処分をしたわけではございません。一方的に私が提案して予算をつくったわけじゃありません。議会に相談をして、説明をして、承認をいただいて、その執行をしたわけでございますので、そこんにきを履き違えてもらいたくありません。

いろんな形で今回のコロナ対策支援については、職員と一緒に頑張ってやってまいりました。5月の連休中も多くの職員が交代でやりましたし、応援米やノリを休まずに配付してくれました。今回の新型コロナウイルス感染症の緊急対策についての評価は、厳しいことを言われますけれども、これから受けようと思います。私たち執行部はそのときそのときで最善と考える知恵を絞った施策を議会に御提案したわけでございます。私はそのことについては自負心がありますし、堂々と私たちの職員と一体となった取組については後世の評価を受けようというふうに考えているところでもございます。

17番（藤丸正勝君）

いや、第1弾、第2弾、第3弾、これは非常に市民の皆さんは評価しておられる。私はそれを否定するもんじゃないですよ。ただ1つだけ、この件については市民の皆さんが納得できないと。私は大体これは一般質問しないように思っておりましたけど、急遽、日曜日にこれを出しました。

でも、やはり4月28日の全協ですか、あのときに議員から反対意見が出たじゃないですか。出たでしょう。これはおかしいと。船頭に50千円の給付金を出すのはおかしいというのは、全協の中で3名の議員が反対意見を言われたでしょうが。だから、私は何かの方法でやってくだらうと思えばよかったら、そのまま船頭1人50千円という提案があったから、それはやっ

ぱり市民の皆さんにはぱっと広がって、何でということで、4月30日の臨時会がありましたね。そのときに私は質疑しました。質疑した後に、やはり電話と直接、いろんな方から話がありました。俺たちは何でかと。それなら、タクシー運転手、観光バス運転手、観光ボランティア、そういう観光に携わった人たちはどうするとかいというようなことを言われました。

この船頭さんが離職するということは、会社の内容が悪いから離職するんじゃないですか。私はそういうふうを考えるわけですよ。やはり会社が経営をしっかりしておれば、雇用調整助成金という国の制度があるじゃないですか。前は8,300円やったとが、今度、27日の国会で15千円という雇用調整助成金が決まったと。そういうふうなことを利用していくのが会社じゃないだろうかと思っているわけですよ。会社経営に柳川市が参加しているように私は感じるから、忖度か何かがあったんじゃないかと、そういうふうによっぱり考えるわけですよ。

そういうところで、もう支払いはしてあると。支払いはしてあるから、皆さんは泣き寝入りですたい。船頭さんには50千円くれらっしゃったげなやっかんもということで、これは私たちの財政調整基金からげな、あなたたちの貯金たんも、柳川市民の貯金の中から出してあったんもというような説明を私はせないかんわけですよ。もっといい補助金から出せばいいですよ。財政調整基金という市民の皆さんがためたお金の中から、特例ということで市長は言われたけど、私は特例に出したということは初めて聞きました。全協の中でも特例的に出したということは私は聞いておりませんが、そういう特例だったら何でも出されるわけですか。それはちょっと私はおかしいと思うですよ。

市長（金子健次君）

決まった経緯については部長から話をいたしますが、今、執行部と議会というのは民主主義の二代表制の中で、そして、執行部は提案権、そしてまた、議会は審議権の中で審議をしていただきます。その中に、いろんな意見を出されて、そして、議決をして執行していくわけですが、何人かの方がいらっしゃったということは、それは承知をしております。しかし、そのことについて提案をして、詳しく具体的に説明をして執行していくわけですから、民主主義の中においては、そういう議会の審議権を御提案して審議されて、そしてまた、そのことを執行していかなければならない責務を私は負っているわけですので、執行したわけです。特例というのは、その中では、こういうことでの観光の先端でやっている人に対しては特例的なことを考えましたという説明をしたということでございますので、誤解がないようお願いをしておきたいと思っております。

経緯について少しだけ部長のほうから説明したいと思っております。

総務部長（平田敬介君）

新型コロナウイルス緊急対策を市の執行部内部で決めていった経過というのを若干ここで報告させていただきたいと思っております。

緊急対策の第1弾から第3弾までは、最終的には新型コロナウイルス感染症対策本部というのを2月に設置しておりますので、そちらのほうで確認をして決定しています。対策本部のメンバーは、市長、副市長、教育長、部長全員、健康づくり課長、総務課長、人事秘書課長、財政課長というメンバーで、本部長は市長であります。

そこで決定はしますけれども、新型コロナウイルスが結構蔓延をしてきた4月3日以降、毎朝、登庁日に8時半から市長、副市長、私、保健福祉部長、産業経済部長、それと、関係する課長による会議というのを朝1時間ほど持って、毎日、いろんな感染状況を確認したり、感染対策、それから、市内の経済対策の協議を続けてまいりました。そして、感染症対策は国の指針など、県の方針などを見ながらやってくるわけですけれども、経済対策ということにつきましては、柳川市の現状を見ながら、どこに柳川市として力を入れていくかということをやったり考えていかなければならないということになります。

議論するときは、ああじゃない、こうじゃないといろいろと意見を出し合いますが、やはりどこかで議論のたたき台となる資料や原案というのが必要になりますので、緊急対策に関しましては、私が緊急対策の取りまとめをするようにと指示を受けておりましたので、第1弾の緊急対策、船頭さんへの応援金を含めた原案は私のほうで作成をしまして、朝の会議や対策本部での議論を経て、執行部としての成案になっているということでございます。

その中で、第1弾から第3弾まで見ていただくと、いろんなところに多岐にわたって支援の手を伸ばしておりますが、なぜ最初に船頭さんだったのか、そこがおかしいという御指摘もあります。いろいろと最初に議論をするときに、柳川の経済の中で、観光都市として他市にないところはどこなのか、他市にない職業は何なのかと考えたときに、川下りという観光資源、それを体一つで支えてある船頭さんたちが、6社があると聞いておりましたけれども、雇用関係が社員との関係であるところ、そうじゃないところ、いろいろ聞いておりましたので、不安定な状況に置かれつつあると、そういうことから、離職をされるということであれば、川下りのない柳川の観光というのはなかなか考えづらいと。ここに支援の手を政策として差し伸べるということをして第1弾の中に優先順位として、政策の順位として入れ込んだということでありまして。第2弾、第3弾に出てきた政策につきましても、それぞれの中で議論は申し上げてきましたけれども、そういう経過で第1弾で出させていただいております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

私はコロナウイルス感染症緊急対策を否定はしよらんとですよ。否定はしとらんと。それはいい提案ですよ。しっかりと庁議の中で話合いをして提案したと、それはいいことですよ。しかしながら、船頭が離職すると。離職しないために、だったら50千円上げましょうかと。50千円もらってから離職したらどうされますか。私は船会社に補助する分は何も言いません。船会社に補助する分は、それはみんな納得するだろう。しかしながら、離職しないために50

千円給付して、やめられたらどうしますか。そこまで考えることはないやろうけど、何かこれはどさくさ紛れにこういう予算を組んだんじゃないかならうかと私は一人思っているわけですよ。

これは議会にこういうことを提案して、第1弾は議決されました。しかしながら、ほかの事業が全部ついておるじゃないですか、264,350千円の。これに対して議決ができておるわけですよ。一つ一つの項目に賛成、反対を取れば、それは分からないですよ。一括提案だから、これは議決されたからというように考えてあろうけど、私は一項目一項目の決を採ったら、反対の方もおらっしゃろうと思う。私は全部これが反対とは思っていません。やっぱり執行部としては、柳川市民のためにしっかりと考えて提案されたがんばる応援金、これは評価します。これを私は全然否定していないわけですよ。だから、市長がですね 私は市長が、いや、これはちょっとおかしいじゃないかと思わなかったやろうかということをお願いいたしますよ。

まだ言おうごたるばってんがら、そういうことで、私はこれは監査請求をしておりますので、皆さんたちに一応お知らせをしておきます。

これで終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後0時21分 延会

令和2年6月17日（水曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

令和2年6月17日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

順位	質問者	質問事項
2	4 番 今村 智子	1. 死亡に伴う手続きについて (1) 手続きの流れ (2) 新火葬施設「有峰苑みやま柳川」 (3) 新型コロナウイルス感染予防対策 (4) おくやみコーナー
3	9 番 近藤 末治	1. 学校教育関係 (1) 新型コロナ禍による学校行事について (2) 夏期授業の対策は 2. 道路維持管理について (1) 市道の舗装補修状況は (2) 道路上への樹木対策は

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆様おはようございます。5番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症による雇用、営業、生活などにおいて、働く人々、市民は厳しい立場に立たされています。そして、およそ3か月近い休校で児童・生徒たちは憲法が保障する教育の機会均等を脅かされています。そうした働く人々、市民、児童・生徒に今こそ救済の手が差し伸べられなくてはなりません。

また、学校が臨時休校中にもかかわらず、医療関係者等、どうしても預からざるを得ないとして開所されていた保育園、学童保育所の保育士、支援員の皆様に感謝申し上げます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金、持続化給付金をはじめとした様々な窓口業務に忙殺されておられる行政及び商工会議所などの関係の方々に敬意を表しま

す。

早速、新型コロナウイルス感染症に対する学校と市の対策について一般質問を行います。通告の順序を入れ替えて、先に市の対策について質問しますので、よろしくお願ひします。

この後は自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願ひいたします。

5番（新谷信次郎君）続

新型コロナウイルスに対する市の対策について質問いたします。

6月1日、社会福祉協議会を訪ねまして、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の状況についてお聞きをしました。

3月23日から6月2日までの相談件数、実に358件、緊急小口資金貸付けは昨年度1年間で40件でしたけれども、このコロナ対策の期間中78件、総合支援資金貸付けは昨年度たった1件だったのが18件と、これまでに例がないほど急増しているということでした。

しかし、こうした対策についての広報は市報5月1日号に1回掲載されただけです。私が目にしたのではその市報の5月1日号、（現物を示す）こういうふうに緊急資金の貸付けのお知らせが載っていました。もっと周知する必要があるのではないかと思います。これだけ急増している、労働者、市民の皆様の緊急の要望が強いわけですから、市報に再度掲載する等の対策を検討できないでしょうか。

また、市のインターネットのホームページで今まで3回クリックしないと緊急貸付けに関する案内を見ることができません。柳川市ホームページを開けば、次のクリックで見ることができるようできないでしょうか。

保健福祉部長（島添守男君）

緊急小口資金及び総合支援金は、先ほど議員がおっしゃったとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業等により生活資金でお困りの方々へ社会福祉協議会が特例貸付けを実施している事業でございます。

これらの制度につきましては、市のホームページ、社会福祉協議会のホームページのほか、市報5月1日号にも掲載したところです。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援や緊急対策等も併せてホームページ、広報紙に掲載しておりますけれども、緊急小口資金、総合支援資金の2事業については社協だよりへの掲載もお願ひし、それ以外の経済的対策等と併せて、各機関、団体などに広く周知いただくようお願いするとともに、本市としても、早期に活用されるよう情報収集、提供に努めたいと考えておりますので、適宜ホームページ、広報紙への掲載などにより、市民の方々へ広く情報提供と周知徹底を図ってまいりたいと思ひます。

なお、ホームページにつきましては議員御指摘のあったところですので、1回でクリックできるように改善したところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

私もホームページを見ましたところ、1回のクリックですぐ緊急貸付けの社協のページに移るということが改善されているようです。そこはよかったです。

ただ、これだけ要望がたくさんある中で、もっと周知を徹底するという意味で、この新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な生活資金の緊急貸付けに関する御案内というのが社協のほうで配布されておりますけれども、このチラシを市報の7月1日号に同封するという対策はどんなふうでしょうか。

保健福祉部長（島添守男君）

緊急小口資金及び総合支援資金の緊急貸付けは、現段階におきましては新型コロナウイルス感染症の影響による特例として7月末日までとされ、今後の状況次第では延長もあり得るということでした。これらのチラシを市報と一緒に配布することにつきましては、今後の状況を見ながら、社会福祉協議会と協議して、先ほども述べましたとおり、適宜ホームページ、広報紙への掲載などにより、市民の方々に広く情報提供と周知徹底を図ってまいりたいと考えます。

なお、7月1日の広報に他の緊急対策と併せて再度お知らせするように準備をしているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

早急な対応をありがとうございます。

次に、新型コロナウイルス感染症防止のために、3月2日以降、臨時休校が行われました。柳川市内の学童保育所は、3月2日以降、ほとんどが朝8時から開所したり、4月20日以降は平日午後1時から開所となったりしました。そういう変更に伴って学童保育所は臨時的対応に大変だったようです。

この間、幾つかの学童保育所を訪ねたとき伺った話です。ふだんからも保護者からのいろいろな連絡、問合せがありますが、ナンバーディスプレイつき電話であれば、一旦切った場合、再度かけ直すときにすぐに返信できて便利になるということでした。学童保育所にもコロナ対策の予算があるこのときに、ナンバーディスプレイつきの電話を設置できないでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

御質問にお答えする前に、まずは、この場をお借りしまして、保育園等の先生方、また、各学童保育所の主任支援員や支援員の皆様方には、今回の新型コロナウイルスの関係で登園自粛の対応とか、子供たちの健康管理、消毒の徹底に細心の注意を払いながら学童保育所や保育園等の運営をいただいていることに対しまして、本当にこの場を借りて感謝申し上げます。

それでは、先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

学童保育所へのナンバーディスプレイつき電話機の設置についてでございますが、議員がおっしゃいますように、ナンバーディスプレイつきの電話機は電話番号の履歴が残って、折り返して電話をかけるときなど大変便利がよろしゅうございます。また、防犯対策としても有効性が高いと考えております。

現在、電話機を含めた学童保育所の備品関係の買換えにつきましては各学童保育所の予算で購入をしていただいているところですが、今回の補正予算で新型コロナウイルス感染防止の対策費として学童保育所の予算を計上していますので、その対象になればと考えておりましたけれども、残念ながら、この電話機については補助の対象にはならないという回答でございました。

しかしながら、ナンバーディスプレイつきの電話機については、学童保育所の主任支援員さんの定例会議がございますので、そういった場でこの利便性、有効性、そういったものを説明させていただきまして、次回の買換えの際にはぜひ参考にしていただきたいということをお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

そのような会議等での周知をお願いしたいと思います。

そのときに学童保育所で伺った話の中にこういうケースがありました。仕事が減って収入が少なくなったというある母親の話があったそうです。それで、支援員さんが学童費用の半額減免という制度がありますよという説明をされたそうです。学童保育所に預けている保護者の中に新型コロナウイルスによる経済的影響が出ているのではないかと思います。学童保育費の減免はどのようになっていますでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

学童保育所の育成料の減免につきましては、保護者が就学援助を受けている場合に育成料の2分の1を減免いたしております。

5 番（新谷信次郎君）

学童保育の半額減免を受けるためには就学援助を受けておかななくてはならないということですね。分かりました。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症に対する学校教育の対策について質問します。

柳川市内の小・中学校は5月25日から全面再開されました。文部科学省、福岡県教育委員会は、学校再開に当たって、3密解消、マスク着用、手洗い・消毒等の対策を通知しています。

その実態について質問いたしますけれども、まず、柳川市校長会、柳川市養護教諭部会が作成しました「学校生活における新型コロナウイルス感染症対策について」という文書が出

ております。私もコピーを手に入れておりますけれども、この文書について、校長会、養護教諭部会はいつ、どういうメンバーで話し合ったのですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員御指摘の「学校生活における新型コロナウイルス感染症対策について」という文書でございますが、柳川市立小学校長会の発案によりまして小学校長会が自主的に作成をされました。その後、中学校の校長会のほうにも提供、活用を呼びかけられたというふうな経緯でございます。

作成につきましては、小学校長会の担当者が原案を作成いたしまして、5月21日、小学校長会の代表数名と養護教諭部会代表2名で内容を確認したところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

文書のほうは柳川市校長会、それと、柳川市養護教諭部会となっておりますけれども、中学校の校長、それと、中学校の養護教諭は、5月21日の内容確認のとき参加していたのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

あくまで小学校の校長会のほうで作成をされ、中学校のほうはどうされますか、いかがですかということで提供をされた。中学校長会のほうでは非常にいい取組だということで、それを活用しますというふうに受けられたというふうに聞いております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

この「学校生活における新型コロナウイルス感染症対策について」というのは、学校において児童・生徒の指導の一番基本になる文書だろうと思います。そういう文書を作成するときに、5月21日の確認のときに、中学校の校長、あるいは養護教諭が参加していないというのは非常におかしいと思います。これだけの重大な時期に学校を再開している中で、児童・生徒の感染を防止するために、どのようにしなくてはならないかという対策についての文書ですから、やはりこれは小学校、中学校の校長、養護教諭がきちんとそろった場でしっかりと検討した上で文書を発出してもらいたいと思います。文書の名称は「柳川市校長会 柳川市養護教諭部会」というふうになっているわけですから、作成、確認をするときには、小学校、中学校、両方きちんとそろって検討、作成をお願いして、この件については終わりたいと思います。

引き続いて、「学校生活における新型コロナウイルス感染症対策について」、先ほどの文書、細かい規定をつくっていますが、学校での実態はどうでしょうか。3密を避けるといっても、昭代中学校の3年生は2クラスで81名、1クラス40名か41名、三橋中学校の3年生は3クラスで114名、1クラス38名ですが、3密を避けるため、文科省も基準として示してい

る最低1メートルの間隔が守られているでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

各学校とも教室内ではできるだけの間隔を取るよう生徒の配置をいたしております。しかしながら、人の密度を下げるのにはクラスの人数等々で限界もございます。飛沫を飛ばさないようにマスクの着用、教室の換気と併せて手洗いの徹底など、感染症の対策を行っているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁で人の密度を下げることには限界があるというふうにありましたけれども、さきの文書「学校生活における新型コロナウイルス感染症対策について」には、基本方針、3密の条件が重ならないようにというふうにありますし、私たちも社会生活のあらゆる場面で3密は駄目ですと呼びかけられ実行しています。しかし、40人学級では1メートル間隔さえ取れないという実情です。こういう事態があるからこそ早急な30人以下学級が必要ではないでしょうか。今回のような感染拡大防止のために30人以下学級早期実現の声を上げなくてはならないのではないかと思います。

この回答は後で教育長の見解として一緒をお願いします。

次に、私たち、このようにマスクをつけておりますけれども、普通のマスクは、マスクの網の目をサッカーのゴールネットに例えると、ウイルスはゴマ粒ほどの大きさと言われております。いわゆるウイルスを吸い込まないようにするという点では非常に心もとないわけですが、児童・生徒にはマスク着用を呼びかけられておりますけれども、その実際効果と暑さが増す中でマスク着用が守れるのか、それについてお聞きしたいと思っております。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校におきます基本的な感染症対策といたしまして、飛沫を飛ばさないということが非常に大切なことであるというふうに考えております。その面からもマスクの着用を徹底するということは感染症拡大予防に非常に大切であるというふうに考えております。

一方で、運動を行う際やこれからの暑い時期にマスクを着用する場合は、十分な呼吸ができない、あるいは熱中症になる、こういったリスクが懸念をされるところでございます。

このような状況でマスク着用による体へのリスクを考慮いたしまして、学校の体育の授業、昼休み等の外遊びのときには、マスクを外すような指導をいたしております。そして、マスクを外した場合については、ふだん以上に感染リスクを下げるために児童・生徒の間隔を十分に確保する、密閉・密集・密接の3密にならないよう感染リスクへの対策を行っております。

また加えまして、登下校の際のマスク着用につきましても、熱中症予防の観点から、児童・生徒の間隔を十分に空けること、生徒同士で向かい合って大声でしゃべらないこと、こ

うしたことに気をつけることで着用しなくてもいいというような指示を出しております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

さきの柳川市の校長会、養護教諭部会で作成した「学校生活における新型コロナウイルス感染症対策について」には、登校時よりマスク着用というのは白抜きして強調してあるわけですね。しかし、今答弁の中にありましたように、登下校中、これは3密を防いでいればマスク着用はしなくてもよいということですから、そのように改正をしてほしいし、そのことが熱中症予防も含めて現実的な対策ではないかと思えます。よろしくをお願いします。

次に、毎日の校舎内の消毒が必要になっておりますけれども、非常に学校の現場の先生方に労力がかかっているのではないかと思います。

そこで、政府の第2次補正予算総額31兆9,114億円のうち、学校に最低1,000千円を配分するということになっています。その予算で消毒、検温チェック等を行うスクールサポーターを兼ねた臨時職員雇用は検討できないでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員御指摘のとおり、児童・生徒が利用する場所の消毒につきましては新たに増えた業務として学校現場の大きな負担となっております。また、児童・生徒の健康管理につきまして検温、健康観察等を以前にも増して慎重に行う必要がありまして、教職員の負担が増しているところでございます。

議員お尋ねのスクールサポーターでございますが、国の第2次補正予算の中でスクールサポートスタッフの配置が盛り込まれております。こちら実施主体は都道府県、政令市ということで、県のほうから学校に配置をしていただくような形を考えられているというふうに考えておりますけれども、教職員の負担軽減のためにもぜひとも配置していただくよう要望していきたいというふうに考えております。

ただし、このスタッフにつきましては消毒のためだけのスタッフではありませんので、やはり教職員が協力して消毒に当たってもらう必要はあると思えます。

また、議員の質問にありました各学校最低1,000千円の件につきましても国の補正予算の中にございますので、情報を収集しているところでございます。こちらにつきましては、感染症対策の強化に必要なものの購入経費として充てられることが想定されております。人件費はちょっと難しいのではないかというふうに考えておりますが、こちらのほうも鋭意情報収集して活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

スクールサポーターの配置については、いわゆる未配置校には1名程度の追加配備をするという文科省の方針があるようです。そしてまた、サポート内容としては、授業・学習サ

ポート、見守り、校内の消毒などのサポートをしてもらうという内容。必ずしも教員免許が必要ではないということもあるようですので、これも国や県と同時にぜひ連携をして呼びかけを進めてほしいというふうに思います。

次に、休校措置の基準についてお伺いします。

北九州市は5月23日から第2波と思われる感染者が出ました。感染者総数は6月15日までに155人、残念ながらその中に小・中学生の感染者が13名出ております。

そういう中で、6月1日の毎日新聞には、北九州市の新型コロナウイルス対策でアドバイザーを務める市立八幡病院の伊藤重彦院長がこのようにおっしゃっています。全市一斉休校は意味がない。ウイルスが市内からなくなることはないとした上で、感染者が出た学校は休校して感染拡大を防止し、出ていない学校は児童・生徒をさせながら対策を講じることが重要だという見解を述べています。

また、日本小児科学会も5月20日、海外での報告ではということではありますが、学校や保育施設の閉鎖は流行阻止効果に乏しいと指摘しています。

こうした専門家の指摘を検討していますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

児童・生徒、または教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合の臨時休業の必要性につきましては、様々な知見、また、今回の北九州市での小学校の感染拡大の経過、こちらは現在、厚生労働省のクラスター対策班が中間報告等を出しておりますが、こういった感染拡大の経過、こういったものを参考にしながら臨時休校するのかどうかという実施の有無、規模、そして、期間、こういったものについては検討することにいたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

学校の休校措置は児童・生徒の教育の機会均等や児童・生徒の未来を奪うことになりかねません。ある政治家の政治的なパフォーマンスで学校を一斉休校するとか、そういうことは決してあってはならないと思います。

ですから、市内の児童・生徒にもし感染者が出ても全市一斉休校ではなく、感染者が出た当該校のみの休校でよくないでしょうか。教育長の見解はどうでしょうか。

また、先ほど申しました今回のような感染拡大防止のために30人以下学級早期実現の声を上げなくてはならないのかと思いますけれども、併せて教育長の見解をお願いします。

教育長（沖 毅君）

児童・生徒、または教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合には、まず、保健所と連携をします。その上で感染者の学校内における活動の対応、様子、それと、接触者の多寡、多いか少ないか、また、地域における感染拡大の状況、感染経路等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮しまして臨時休業するかしないのか、する場合は一斉か当該校だ

けとするのかなど、慎重に判断していきたいというふうに考えております。

また、少人数学級についてでございますが、35人、もしくは30人学級などの少人数学級は新型コロナウイルス感染拡大対応等の衛生的にも、また、教育効果を上げる教育的にも望ましいものというふうに考えております。

しかしながら、少人数学級には人材の確保と財政上の課題があり、単独の市町村で対応することはかなり難しいというふうに思っているところでございます。

そのため、これまでも県教育長会等で取りまとめて国に対して要望をしてきているところでございます。今後もこのように様々な機会を捉えて実現に向けて要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

確認ですけれども、教育長の今の答弁の中に、仮に臨時休校をする場合は感染者が出た当該校だけの休校という選択肢もあり得るということによろしいでしょうか。

教育長（沖 毅君）

先ほど述べましたとおり、する場合については、一斉か当該校だけとするのか慎重に判断していきたいと、両方あるということ結構でございます。

5番（新谷信次郎君）

私もまだ中学校しか回っておりませんが、児童・生徒たち、長い休校にもかかわらず、一生懸命学校の指導に従って休校し、そして、学校に出てきております。子供たちが物を申すわけではありませんけれども、やはりこの3か月近い休校というのは子供たちにとっての、特に未来にとっての大きな損失ではなかったかと思えます。だからこそ、休校措置については柳川市独自の責任としてしっかり慎重に判断をお願いしたいと思えます。

最後に、水難事故防止について質問します。

昨日、矢ヶ部議員からも取り上げられましたけれども、6月2日に大木町の掘割で小学生兄弟2人の水難事故があり、貴い命が亡くなりました。その前後、有明新報にはこういう記事がありました。5月31日午前11時36分、大和町栄の川で小学生3人が泳いでいます。またもう一つ、6月1日午前1時13分、三橋町高畑のクリークで高校生13人が泳いだり、騒いだりしていますという記事が載りました。2本目は高校生ということもありますけれども、私はこういうところに児童・生徒の休校措置のストレスが出ていないか、非常に気がかりです。

児童・生徒はあれもこれも禁止されている状態です。学校でのプール授業はありますでしょうか。また、アクセスジャパン、筑後広域公園プールで泳げるように、小・中・高校生には土日や夏休みに無料措置を検討できないでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、学校のプールについてお答えをさせていただきます。

プールの授業につきましては、7月にプール開きを行いまして、プールの授業を開始する予定にいたしております。特に今年は大木町のような事案もございましたので、服を着たままプールに入る着衣水泳の授業を全小学校全学年で実施をいたします。これは確実に実施をいたします。

プールの授業についてはまた注意が必要となりますのが、特に狭い空間に人が集まる3密の状況が出てくることとございます。更衣室、トイレ、こういったものにつきましては子供たちが密集をしないように、一度に使用する子供の人数を制限いたしましたり、着替えに使う更衣室を増やす、こういった対応をいたしまして感染症予防の対策をできる限り取りながら、子供たちが安全に水泳の授業に臨めるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

生涯学習課長（新開文隆君）

引き続き、水難事故防止対策についてお答えいたします。

先ほど学校教育課長からも答弁がありましたとおり、B & G関連事業の一環として、毎年、着衣水泳教室を開催いたしております。カヌー等の技能や水泳指導、心肺蘇生法の講習を受けたB & G海洋性レクリエーション指導員の資格を持つ職員が指導を行い、平成29年度5校、平成30年度4校、令和元年度4校で実施いたしております。本年度におきましても学校と連携を図りながら、できるだけ多くの小学校で実施したいというふうに考えております。

次に、プールの利用でございます。

令和2年4月1日より民間プール活用事業として、市内にありますアクセスジャパン柳川にて市民の方を対象に温水プールの開放を行っております。この事業は小・中・高生も対象となっておりますが、小学生に限り、日曜日のみ保護者同伴にて利用できることとなっております。利用料金については通常900円のところを市が一部負担し、市民温水プール利用料同額の小・中学生100円、高校生以上200円で利用できるようにしております。

次に、夏休み期間の平日限定で市民温水プールから筑後広域公園プールまで1日2往復のシャトルバスを運行する予定としております。筑後広域公園プールでは小学4年生以上は1人で利用することが可能となっておりますのでございます。利用料金は県の施設のため夏季期間中、小学生200円、中・高生は250円と安価な利用料となっております。

これらの2つの事業を実施することにより、夏休み中の市内の児童・生徒の泳ぐという機会は確保できていると考えております。

さて、プールの利用料の無料措置についてですが、市内の体育施設利用において、児童・生徒であっても個人で利用する場合は御負担いただいております。プールの利用についても他施設とのバランスを考え、受益者負担の原則に基づき、御負担していただくよう願います。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今日の一般質問でそれぞれの担当部署、あるいは教育長からも現実的な対応について具体的な答弁も出てきましたので、大変うれしく思っております。

最後に申し上げたいのは、先ほども一言申し上げましたけれども、子供たちが感染しない、そして、子供たちの未来を守る、これは私たち大人の責任です。ある政治家の政治的パフォーマンスのために子供たちの学校教育をゆがめたり、あるいは大人の都合で子供たちへの現実的な感染防止が取られなかったり、そういうことがないように、この時期に私たち大人、そして、行政、政治家を含めて、真に子供たちにとっての必要な対策をこれまでできなかったことも含めて根本的に早急に改めることができるようお願いをして、私の一般質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様おはようございます。4番、公明党、今村智子でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表したいと思います。また、医療従事者をはじめ、感染症との闘いの最前線で御尽力されている方々に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

それでは、今回の一般質問で通告をさせていただきました死亡に伴う手続について述べさせていただきます。

昨年、御家族を亡くされた遺族の方からこのような声をいただきました。柳川庁舎に一人で死亡手続に行きました。職員の方から説明を受けたのですが、初めてで慣れないこともあり、不安な気持ちで窓口を回りました。各窓口では亡くなった家族の氏名、住所、生年月日等といった情報、また、届出人の情報などを何度も記入しなければならなくて、時間もかかり、本当に大変でした。もっと簡単に手続ができないものでしょうか。全国の自治体の中にはお悔やみコーナーを設置して遺族が行う手続を手助けされてあるそうです。高齢化が進む中で柳川市もぜひとも取り組んでいただきたいのですがと、お悔やみコーナーが掲載された

新聞記事まで頂きました。

このように、大切な人が亡くなり深い悲しみの中、死亡後の手続を行うことは遺族にとって大きな負担になっているようです。

そこで、本日は少しでも遺族の心に寄り添い、負担を軽くできるよう、本市の死亡に伴う手続について質問をさせていただきます。

質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

4番（今村智子君）続

死亡に伴う手続は度々経験するものではありませんので、初めて手続をされる方も多く、市役所に行ったときに何をどうしていいのか分からないことがほとんどだと思います。

そこで、お尋ねいたします。

遺族が初めに行う手続は何でしょうか。また、その後の流れを簡単に教えてください。

市民課長（乗富英一君）

最初に行ってもらう手続は死亡届を市役所に提出してもらうことです。死亡届は医療機関に備えてありますので、亡くなられた場合には医療機関から死亡診断書が記入された死亡届をもらいますので、必要事項である亡くなられた方の氏名や住所、本籍、届出人などを記入して市役所市民課、もしくは大和、三橋庁舎の市民サービス課に提出していただきます。

市役所のほうでは記載事項に不備がないかを確認した後、火葬許可証を発行します。御遺族の方は、葬儀が終わった後、火葬施設にその許可証を提出することで火葬が行われるということになっております。

市民課では火葬後に行う市役所での各種手続を分かりやすく案内するために、どんな手続が必要なのか一覧にまとめたチラシを火葬許可証と一緒に渡しております。遺族の方には亡くなられてから14日以内に市役所の関係窓口で手続をしていただくようお願いしております。以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。確認をさせていただきます。

まずは、医療機関から死亡診断書が記入された死亡届を提出し、その後、市役所のほうから火葬許可証をもらって、その後は葬儀が行われるということですね。また、葬儀が終わられて火葬をされ、それから、こちらだと思っんですけれども、頂いた分に沿って14日以内ということでおっしゃってありましたけれども、14日以内に各種の手続を行うという流れでよろしいでしょうか。（発言する者あり）ありがとうございます。

それでは次に、今回の行政報告で市長も述べられましたが、新しい火葬施設「有峰苑みやま柳川」について詳しく教えてください。

市民課長（乗富英一君）

新しい火葬施設「有峰苑みやま柳川」は、今年4月1日からみやま市と共同で供用開始し

ております。

建物は鉄筋コンクリート造り平家建て、建築面積は2,537平方メートルとなっており、火葬炉は6基を備えております。施設は、御遺族をはじめ、訪れる方々に安らぎと心和む雰囲気を感じてもらおうよう設計されており、利用された方からは、明るく適度に遺族のプライバシーが保たれた施設であることや、施設職員の懇切丁寧な対応などにお褒めと感謝の言葉をいただいているとのことであります。

新施設はみやま市瀬高町下庄にありまして、ここは柳川市民にとりましては非常に便利な場所です。例えば、山川の旧施設までは車で優に50分を要していましたが、新施設までは約半分の20分ほどで到着することができるようになりました。これまでと変わった点といたしましては、施設の使用料については無料から新しい施設では大人は10千円、11歳未満の子供は5千円と有料になりました。

このほか新施設ではインターネットによる予約システムが導入されたことで、葬祭業者が24時間ネットを利用して火葬の予約ができるようになりました。

また、1日当たりの火葬回数も、これまでは午前10時と午後1時、3時の3回を、新施設では午前10時、午後0時30分、2時、3時の4回と増やし、施設のサービスは一段と向上しているところであります。

新施設での火葬が始まり約2か月半が経過したところですが、4月、5月の2か月間で257件の火葬が行われました。1日当たり約4.2件の火葬となっております。

なお、瀬高葬祭場と山川町にあります旧有峰苑はいずれも解体される見込みで、瀬高葬祭場につきましては今年度中に解体が終わり、跡地は新火葬施設建設事業の第2期工事として駐車場や植樹帯が整備される予定になっています。旧有峰苑につきましては、周辺のミカン農園の収穫時期との重なりを避けて解体工事が実施される予定です。

以上です。

4番（今村智子君）

詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。新火葬施設「有峰苑みやま柳川」になって特に変わったということは、施設の使用料が無料から有料、大人の方が10千円、11歳未満の方は5千円になったということですね。また、火葬の回数も3回から4回に増えたということと、インターネットの予約で24時間の予約が可能。その予約というのは葬祭業者の方がされるということで、個人でされるわけではないということで認識してよろしいでしょうか。（発言する者あり）ありがとうございます。

そして、これまでの瀬高葬祭場と旧有峰苑はどうなるのというお声もありましたけれども、それも解体される予定ということですので、そういうふうに認識させていただきました。

それでは次に、また御質問させていただきます。

市役所の窓口で御遺族が行う手続についてでございますが、窓口を回る際は最低で何か所

ぐらいの課で何種類の届出などが必要になりますでしょうか。また、多い場合ですと、どれぐらいあるのでしょうか。それに時間的にはどれほどかかるかも教えていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

市民課長（乗富英一君）

遺族の方が行う手続は亡くなられた方によりケース・バイ・ケースになっております。例えば、独身のサラリーマンの方が亡くなられた場合、両親と同居して親が世帯主ということであれば、市役所での手続は必要ないという場合もあります。一般的なことで申し上げますと、高齢者の夫婦世帯で世帯主が亡くなられたという場合の手続としましては、健康づくり課や福祉課、税務課、水道課の4課で6種類程度の届出を出していただく必要があります。

届出が多い人では6課に10種類程度の届出が必要で、手続には約1時間から2時間程度かかっていると思われます。これはあくまでも実態調査をしているわけではありませんので、各課のほうの聞き取りを行った上での積み上げとなっております。

中には通帳や保険証など、手続に必要なものを持参されていなかったということで1日は終わらなかったという方もいらっしゃるようです。

以上です。

4番（今村智子君）

手続に要する時間が、もしかすると多い方では約1時間から2時間かかるかもしれないということですが、長時間の対応について新型コロナウイルス感染予防対策はどのような対応をされておりますでしょうか。

市民課長（乗富英一君）

死亡に伴う手続に来られた方への新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、一般の方と同様に、職員のマスク着用や窓口への透明なつい立ての設置、庁舎内の定期的な換気、業務後のカウンターの消毒などで対応しております。

以上です。

4番（今村智子君）

コロナ対策のためにいろいろと御尽力いただきまして本当にありがとうございます。

お隣の県であります佐賀県佐賀市は昨年11月から「福祉おくやみ窓口」を開設されておりますが、3月末より新型コロナウイルス感染予防対策として、死亡に伴う福祉関係、健康保険、介護保険、障害、年金の手続窓口は、原則電話での予約制にされたそうです。担当職員の方に伺ったところ、これまでは手続に来られる方が月曜日に集中し、三、四人待ちのときもありましたので、来庁者の集中を避けるため、予約は1時間区切りでしていますということでした。この電話予約制は3密を防ぐことになり、安心して市役所に行くことができる対応をされてあると思いましたので、御紹介をさせていただきました。

今後新型コロナウイルス感染の第2波、第3波が来ると叫ばれている中で、庁舎内の滞在時間

短縮のためにも、死亡に伴う手続を簡略化するなどの見直しが必要なのではないかと考えます。その件についての御意見をお聞かせください。

市民課長（乗富英一君）

大切な人が亡くなられたという深い悲しみの中、手続のため、市役所内の複数の課を回るということは大きな負担であると御推察いたします。

そのため、健康づくり課や福祉課など、関係課では御遺族の方の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応を行うよう心がけています。例えば、係をまたぐ手続には職員が入れ替わって対応したり、手続が終わった後は次の関係課まで同伴して案内したり、また、市役所以外の手続などは可能な限り説明や案内するなどをしております。また、市民課の取組としましては、高齢者や体に障害がある方が死亡に伴う手続に来られた場合、総合窓口の職員が声をかけ、窓口に座ってもらって、どんな手続が必要なのか聞き取った後、関係課に連絡しながら入れ替わりで職員が総合窓口に出向き手続を行っていただくといった取組も行っているところであります。

以上です。

4番（今村智子君）

おもてなしの心で対応をしてくださっていることに感謝をいたします。御遺族が高齢者の方やお体が不自由な方は総合窓口の1か所でも対応していただけるということは結構知らない方も多いと思いますので、ちょっとした看板なりを設置していただけると本当にありがたいと思っております。

先ほど御紹介しました佐賀市役所は、電話予約のほかにも御遺族の負担軽減につながることをされてあります。それはお客様シートに住所、氏名、生年月日など必要事項を記入、それを基に職員が決まった書式でパソコンに入力し、情報を関係各課で共有されるので、各窓口に行くたびに申請書へ何度も同じ住所、氏名などを記入することもなく複数の申請書を作成でき、受付時間が1時間から2時間かかっていたものが30分から40分に短縮をされたそうです。

本市においても福祉課のほうでは、今月よりインターネット、DVDを使った在宅介護予防教室を始められたようですが、オンラインを使った事業の導入は今後ますます必要になると思いますし、時代に応じた様式も新たに取り入れてあることはとてもいいことであると思っております。

死亡に伴う手続についても、例えば、オンラインで自宅と市役所をつなげれば、説明を聞いたり、相談などできるのではないのでしょうか。予算もほとんどかかりませんし、手続にかかる時間の削減、また、感染対策にも役立つと考えます。

そのほかにもお悔やみハンドブックという冊子を作成している自治体もあります。これは市役所での手続のほかに、市役所以外での手続も紹介されてありまして、死亡届を受付され

た際に渡されるので、事前に手続の内容が分かり、御遺族の安心につながっているようです。

本市でも在宅介護予防にDVDを作成されてありますので、お悔やみハンドブック同様に、お悔やみDVDなどを作られてみてはいかがでしょうか。御意見をお聞かせください。

市民課長（乗富英一君）

佐賀市役所の取組に似た取組としまして調査しましたところ、近隣では筑後市でも行われています。筑後市では死亡届が出された段階で市役所の関係課が情報を共有し、必要な手続の洗い出しを行います。遺族の方が死亡に伴う手続で来庁されたときは、回るべき窓口が一目で分かるような一覧表を整理された案内書を渡され、各窓口では住所や氏名などあらかじめ印字された届出書が用意されているため、手続が短時間で済むようになっています。

予算もかからず、御遺族の方の負担軽減にもつながることですので、今後、関係課と協議しながら調査研究を進めていきたいと思えます。

お悔やみハンドブックにつきましても、現在作成している手続を紹介したチラシをより分かりやすくした形でお渡しできるよう、調査検討を進めていきたいと思えます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。ぜひとも前向きに御検討していただけるようお願いいたします。

「おもてなしの心日本一」のまちづくりを目指す柳川市であります。市民へのおもてなしこそ最重要であると思えますので、お悔やみコーナーの設置等といった死亡に伴う手続の見直しについて、最後に市長のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

市長（金子健次君）

御提言いただきましてありがとうございます。乗富課長のほうから、佐賀市の状況、また、近隣の筑後市の状況については打合せの段階でいろんなことを聞きました。おもてなしの看板を上げていますので、より以上のことを目指さなければならないというふうに思っています。

お悔やみコーナーを設けたらということですが、それを設けなくても何とか、初めて訪れた柳川市役所に来て、感じがよかったと言えるような、そういう姿を私はこれから取り組みたいというふうに思っています。

今回の今村議員の一般質問を打合せする段階でそういうことでやろうというふうに決意を職員たちが思っていますので、期待をしてもらってもいいと思うし、そういうことで変わったねと言われるような取組をこれから一般質問の機会により以上に目指してまいりたいというふうに考えて、スピードアップ、来られた方がいろんな各種のかなりの数の各課をまたがっておりますので、1回でその場で済むということにはならないと思えますけれども、そういうことで近くの課まで案内をすとか、そういうサービスに心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

市長より期待をしていいというふうにありがたいお言葉をいただきましたので、これ以上の質問はございません。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

第3順位、9番近藤末治議員の発言を許します。

9番（近藤末治君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番、自民党柳誠クラブ、近藤です。ただいま議長からの発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今年2月頃から新型コロナウイルス感染ということで日本全国が大変なことになっております。もちろん我が柳川市におきましても、国内、また、外国からの観光客がゼロというようなことで、柳川の観光業界にも大変な痛手となっているところは申し上げるまでもありません。また、4月7日に東京、大阪、福岡など7都府県に緊急事態宣言が発令されまして、また、16日には全国に緊急事態宣言が拡大されました。自粛生活が要請されまして、このことによりまして多くの事業者や飲食業界も大変な状況となっております。また、東京オリンピックの延期やいろんなイベント中止ということにもなりました。

今回、私の質問は、1点目に学校教育関係ということで、新型コロナ禍における学校行事について、夏期授業の対策は、2点目に道路維持管理についてということで、市道の舗装補修の状況、道路上への樹木対策は、この2点についてお尋ねをいたします。

詳細につきましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

9番（近藤末治君）続

それでは、1点目の学校教育関係についてということでお尋ねをいたします。

まず初めに、新型コロナ禍によって4月16日に緊急事態宣言が全国に発令されました。小・中学校も一斉休校となったわけですが、その後、やっと5月25日に緊急事態宣言が解除となりました。柳川市におきましては5月18日から分散登校という対応をなさったわけですが、その間、小・中学校の卒業式、入学式等は中止となりました。

そこで、柳川市におきまして通年行事として、これは小学校に限ってですけれども、主な行事、これは月ごとにどのようなことが組み込まれているのか、お答えください。

学校教育課長（古賀 洋君）

通常、平年でありましたら、4月は入学式や新入生の歓迎遠足、5月は運動会、6月はプール開き、9月は合同芸術鑑賞会、9月から10月にかけては集団宿泊活動、陸上記録会、

10月から11月にかけては修学旅行、11月に学習発表会や白秋音楽会、そして、3月は卒業式、こういったものが小学校の通年の主な行事になります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。ただいま通年行事ということでお答えいただきましたけれども、今年も既に6月の中旬です。新年度になって行われなかった行事、もう既に入学式、それから、新入生の歓迎遠足、そして、保護者の皆さんが一番楽しみにされている運動会、このような主なものでも3事業が中止となったということですね。

それでは、これから先についても御答弁いただきましたけれども、現在の段階でこれから先、中止と考えてあるのはどのような行事ですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

4月、5月は臨時休業でございましたので、歓迎遠足、運動会は中止となりました。入学式につきましては当初中止といたしておりましたが、人生一度きりの行事でもありますし、感染の状況も今のところ落ち着いておりますので、参加者の制限、時間短縮など感染防止に最大限配慮をいたしながら、今月、6月に各学校で土曜授業の日を使って実施をいたしておるところでございます。

現在の段階では、集団宿泊活動、陸上記録会、白秋音楽会などの行事については中止とすることにいたしております。修学旅行、卒業式については実施する方向で考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。御答弁によりますと、陸上記録会とか白秋音楽会が既に中止ということに決定されているようですね。入学式は何か参加者を制限して6月中にやるということですね。

ところが、学校によっては地域と関係がある行事もあると思うんですよ。例えば、矢留小学校においては詩人の白秋先生の白秋祭、それから、1月25日の生誕祭ですかね、このように地域と関連した行事もあると思いますけれども、ほかにこのような地域と関連した行事がありましたら、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

特に小学校につきましては地域との関係が深うございまして、学校として子供たちが参加している行事もございます。地域との関連のある行事につきましては、白秋祭や白秋献詩、雲龍相撲大会のほか、子どもどろつくどんなどの地域の祭りなどがあります。

子供たちの参加については現段階では判断が難しいところでございますが、練習時間が必要となりますので、今後コロナウイルス感染拡大状況やそれぞれの実施団体と協議の上、早めに判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。現在の状況ではなかなか判断は難しいと思うんですけれども、あまり準備の必要のない行事について中止の決定等の時期を考慮するとか、そのようなことはお考えはございますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

それぞれの行事の意義や必要性、実施の方法、こういったものを検討いたしまして、その上で今年度はまず授業時数を確保いたしまして、各学校の各学年で学ぶべき内容をきちんと学ばせる、これが一番最優先だというふうに考えております。その上で時間の余裕が生じましたら取り組んでいくというふうな姿勢で学校行事については考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。今のお考えは、授業時間を確保しながら、実施できるものとかできないものとか選別しながら考えていくということですよ。

さて、先ほど今後中止される行事の中に小学校6年生の陸上記録会が既に中止ということと決定されているということですが、6年生にとってほとんどの行事が中止となるわけですよ。もう6月の半ばです。運動会とか、今言った歓迎遠足とかは既にはないでしょう。また今後も中止いろいろ言われましたけれどもですね。小学校の思い出として最終学年6年生は何にもなくなるんじゃないかと思うんですよ。唯一考えられるのが修学旅行ぐらいかなと。

それで、市内の全小学校合同の陸上記録会の中止ということ早く決定された、この大きな理由というのはどのようなことですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

市内全小学校合同の陸上記録会、今年度は大牟田市で実施をするようにいたしておりましたが、従来、記録会については各小学校において記録会の練習を1学期から始めておりました。そして、9月には本格化というふうな形で準備をしまいたします。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして約2か月間の臨時休校で、学習のおくれを取り戻すために、夏季休業の短縮、月1回以上の土曜授業、今年度限りの2学期制の導入、学校行事の見直し、こういったもので一生懸命授業時数の確保を図っている段階でございます。そのため、陸上記録会のための練習の時間が確保できないこと、また、会場への移動中の交通機関における3密の回避がなかなか難しいこと、感染リスクを考慮いたしまして、本当に誠に残念ではございますが、本年度は中止ということを決断させていただきました。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。中止の理由として練習時間が足りないというようなことですね。それと、移動するのに密集すると。以前は、私、記憶があるのは、3年くらい前ですかね、北と南にブロックを分けてやってありましたですよ。去年までは合同で昭代中学校ですかね、あのグラウンドでやっておられて、今回が大牟田のほうに会場を移すというようなことでバスで移動しないといけないから密集になる。そのような心配があるなら、例えば、以前みたいに北と南と分けてやるというようなお考えはできないでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

先ほども申し上げましたけれども、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によります約2か月間の臨時休業、この学習の遅れを取り戻すために、様々な方法によりまして授業時数の確保に努めているところでございます。

そのため、分散開催というふうになっても、市内小学校合同の陸上記録会のために授業時間を練習に充てるということが大変難しいというふうに考えております。また、移動中、競技中の3密の回避の対策を十分に行うというのはなかなか難しいとの判断で、苦渋の決断でございますが、本年度の実施を見送ることにいたしております。

ただ、場合によりましては、隣接する学校同士で合同での記録会など、学校で工夫できる範囲で個別の学校行事として開催することができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

先ほども申し上げましたように、最終学年の6年生に少しでも多くの思い出をつくってやれないかなと思って今回質問をしたわけです。

ちょっと余談になりますけど、私もこのコロナ自粛でテレビのワイドショーばかり見ておりました。どのチャンネルを回してみても、白鷗大学の岡田助教授ですが、この先生は特に感染について心配をされて、私にすれば、そこまで心配せやんじやろうかと思うくらいですね。その先生がこう言われましたんですね。夏の高校野球、これも中止になったんですけどね、これはぜひやってほしいなと。これは小さい頃から子供たちの夢をかなえさせてやりたいと。そして、何か先生のお話によると、コロナは紫外線に弱いと。そして、先ほどバスで移動せにやいかんとかというんだったら、バス1台だったら、2台、3台に分けてもいいんじゃないか。そして、宿泊が密集するなら、今ホテル、旅館は空いているから、そこを利用してやったらできるんじゃないですかと盛んに言われました。その結果かどうか分かりませんが、今回選抜で選ばれた高校が交流試合ということができましたよね。本当にテレビでも感動するような監督の涙を流された話とか、選手の喜び、こういうのがあるのは、小学生も6年生になったら、来年は自分が6年生になったら今までの記録を破ろうと、そういうことで頑張っている練習をしている子もいると思うんですよ。それで、何かできないのかなと思う

んですけども、やっぱりなかなか授業時間の関係とかで難しいんですかね。

さて、これは小学生の話でしたけれども、中学3年生、これは高校受験を控えておりますので、大変と思うんですけども、この中学3年生に対しての思い出づくり、これはどのようにお考えになっておりますか。

教育長（沖 毅君）

中3の思い出ということですけど、小学6年生も含めてお話をさせていただきたいと思えます。

今の中学校3年生は2年生のときに修学旅行に行っております。しかしながら、中3の思い出となる今年度の体育祭、文化発表会等については、残念ながら授業数確保の点から中止することにしております。

今後、中3、小6、最後の思い出となる卒業式については、感染状況によりますが、簡略化してもぜひ実施したいというふうに考えております。

今後の感染状況次第でございますが、感染状況が落ち着き、授業時数の確保が見込めるという状況になりましたら、今、議員言われるとおり、小・中学生の思い出、特に中3、小6の思い出となる体育祭、文化祭に代わる、例えば、中学校でありましたら、昔やっておりますけど、運動のクラスマッチ、それとか、今、課長が言いましたように、中学校区での、また、近隣校での、また、隣学校での陸上競技会というようなものも、そういう学校行事を市内小・中学校においてはぜひ実施していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。中学3年生になると、本当に受験が控えておりますから、もちろん授業時間の確保というのは大切でございます。しかし、片方にはそういうふうな思い出づくりも必要じゃないかと私は思うんですけども、ただいまの答弁によりますと、学校単位というか、学校の考え方ということで対応をするということになれば、この中学校はいろんな行事をやる、ところが、この中学校はやらないとか、そういうふうなアンバランスが出てくるんじゃないかと思うんですけども、そのような御指導はお考えになっておりますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

授業時数次第というのはございますけれども、できるだけ授業時数のめどがつかましたらいろんな行事を取り組んでいただきたいし、もちろんこちらのほうで学校行事の情報をつかんでおるわけでございますから、情報提供しながら、各学校において差が出ないように、こちらのほうから提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長（沖 毅君）

学校差が出ないようにということですが、小学校校長会、中学校校長会としっかり連携をして、同じような歩調でしていくように指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

御答弁ありがとうございました。最終学年の生徒、子供たちには思い出をつくってやっていただきたいと思います。よろしく御検討いただきたいと思います。

それでは次に、2番目の夏季授業の対策についてということで質問いたします。

柳川市では新学期がやっと5月25日から始まりました。授業時間の遅れを取り戻すということで、例年の夏休みの期間を短縮して8月6日まで授業を行うということになっておるようです。

そこで、私、要らぬ心配事でしょうけれども、7月の下旬から8月上旬、これは一番暑い時期にかかると思うんですよ、熱中症の心配もありますけれども、現在の教室の温度、冷房の温度はどのようにされてありますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

各学校でエアコンを使う場合につきましては、教室の温度の目安を28度というふうにいたしまして、エアコンの設定温度のほうは適宜調整をするということにいたしております。

以上です。

9番（近藤末治君）

28度で冷房して、その後、いろんな3密を避けるというような要請があって、密閉しとったら駄目だよということで教室を開けられるんじゃないかと思うんですよ。そのようなとき、せっかく冷えた冷気を入れ換えにやいかんということですよ。そうした場合、今言われた28度で教室の温度が下がるのかなと、これを一、二度ぐらい下げないと駄目じゃないかと思うんですけれども、電気料とかがかなり食うというようなことありましょう。しかし、7月から8月のこの2週間、本当にとても暑いと思うんですよ。

それで、私が提案ですけれども、二、三台ぐらい縦型の扇風機あたりをリースされて設置して対応するとかというお考えはないでしょうか。

教育部長（袖崎朋洋君）

先ほど課長が申しあげました室温28度という値はあくまでも目安でありまして、必ず28度にしなければならないとは考えてはおりません。近藤議員がおっしゃいますように、7月下旬から8月上旬にかけての2週間は非常に例年暑くなります。でありますので、そのときの天候や気温、湿度などの状況と児童・生徒の表情などをよく確認しながら、設定温度を調整するようにしております。

また、議員が提案されました扇風機やサーキュレーターをエアコンと一緒に使用しますと、

冷たい空気を室内に循環させることができますので、より涼しく感じる可以考虑しております。

今般の国の補正予算で各学校に補助金が配分され、学校における感染症対策の強化に必要な経費への支援がメニューに上がっておるようでございます。詳しい補助金の交付要綱がまだ届いておりませんので、現段階でははっきり申し上げられませんが、扇風機などの機器の購入が可能であれば、積極的に活用いたしまして教育環境の改善に結びつけたいと考えております。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。せっかく冷えた空気を、今言った空気循環とか、そして、子供たちが休憩時間に運動場から帰ってくると、教室の中は熱気むんむんでとても大変だろうと思うんですよ。それで、今、部長の答弁で国の事業とかを考えながら対応していきたいということでございますので、よろしく願いいたしまして、1点目の質問は終わります。

それでは、2点目の道路管理について御質問をいたします。

コロナ自粛ということで3か月ほどあったんですけども、私、あちこち散歩することができました。車で通るときはあまり感じなかったんですけども、実際に歩いて現場を見ますと、路面の凹凸、亀裂、そして、穴ぼけ、かなり舗装が傷んでいるところが見られました。小さい穴ぼけとかはすぐ連絡をいたしますとアスファルト合材で対応していただいておりますけれども、しかし、全面的に見ると、継ぎはぎだらけの状態なんですよ。もし自転車や歩行者がつかずいたり、転倒したりしたら、事故になったら大変なことと思うんです。だから、私も実際に今年2月ぐらいでしたかね、高島のところで穴ぼけにバイクが取られて交通事故がございました、その現場に遭遇したんですけどもですね。

そこで、道路維持管理費、この予算の中で対応をされておるのは路肩の修繕、護岸の修繕補強、それから、砂利の散布とか、そして、道路の側溝新設・補修、いわゆる直接市民の皆さんが迷惑をされている処理に使われると思いますけれども、今回あえて舗装だけに限って質問をいたしておりますので、舗装工事に限って平成28年度から平成30年度までの決算額について教えていただけますか。

建設課長（中村正光君）

市道の維持管理費の予算で舗装補修工事に使用している平成28年度から平成30年度までの3か年分の決算額についてお答えをいたします。

まず、平成28年度の道路維持費の工事請負費は約151,000千円で、うち舗装補修工事は約67,000千円です。

平成29年度の道路維持費の工事請負費は約156,000千円で、うち舗装補修費は約80,000千円。

平成30年度の道路維持費の工事請負費は約185,000千円で、うち舗装補修費は約90,000千円となっております。

道路維持費全体に占める舗装補修費の割合は3か年平均で約48%となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。大体維持の予算の半分ぐらいは舗装のほうに使われていると、対応されているということですね。

それでは、今言われましたけれども、それぞれ舗装補修の地元要望がほとんどあると思うんですけども、今の予算で何%ぐらいが対応できたのか、教えてください。

建設課長（中村正光君）

舗装補修の地元要望件数に対する整備済件数の割合についてお答えします。

まず、平成28年度における舗装補修の地元要望件数は64件、このうち平成30年度までの整備済件数は19件で、整備割合としましては約30%となっております。

次に、平成29年度における舗装補修の地元要望件数は83件、このうち平成30年度までの整備済件数は34件です。整備割合は約40%となっております。

最後に、平成30年度における舗装補修の地元要望は58件、このうち平成30年度までの整備済件数は24件で、整備割合は約40%となっております。

なお、平成28年度の整備割合が30%と低くなっておりますが、これは要望箇所調査の結果、緊急度が低かったためです。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。御答弁では30%から40%ぐらいは処理してきている。ということは、裏を返せば、70%から60%ぐらいが積み残されているということですよ。

以前、私が質問をしたんですけども、現在の路面状況は、先ほど申し上げたように凹凸とかある。それを見ますと、2層、3層になって、通常オーバーレイをかぶせるんですけど、その対応ではなかなか難しいと思うんですよ。それで、側溝からかなり上がって、これ以上は駄目だということで、今後は剥ぎ取って切削してから舗装をやり直す。そのときには切削にするとオーバーレイの3倍ぐらいかかると答弁をされておりました。

そこで、今、先ほど課長からの答弁の予算の対応はなかなか追いつかないと思うんですけども、何か事業として取り組めないのか、国とか県に対して補助の要望とかを模索、研究はなされておりますか。

建設課長（中村正光君）

現在、市が管理している市道の路線数は4,114路線あります。総延長にしまして約1,016キロメートルあります。

市道の維持管理にかかる費用は、道路の老朽化に伴い、今後も増加していくものと思われます。市といたしましては、いかに市民の皆様が今後も安全で安心して利用できる道路環境を維持していくかが重要であると考えております。

そこで、市の負担をできるだけ少なくし、その分、より多くの地元要望に応えられるよう、国の補助事業を活用しまして舗装補修工事を実施していこうということで、具体的に申し上げますと、令和元年度から事業費の約4割交付税措置がある公共施設等適正管理推進事業を活用しまして、老朽化による破損が著しい1路線、事業費にしまして30,000千円のアスファルト舗装の打ち換え工事を実施しております。

また、今年度、令和2年度からは事業費の約7割の交付税措置がある緊急自然災害防止対策事業で2か所、事業費約40,000千円を予定しております。

今後も引き続きこのような国の補助事業などを活用しまして市民の皆様が安全で安心して通行できるよう道路の維持管理を行ってまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

答弁によりますと、既に国あたりに働きかけて、令和元年度、2年度、それぞれその事業を使ってやったということですね。これは恐らくやられたところは大きい1級市道か何かと思うんですね。私が回ったのはその他の市道、いわゆる村中道路ですね。ここら辺の道路がかなり傷んでおりますから、そのようなことにも使えるのかどうか研究をしていただいて、やってもらえれば、先ほどのように、7割からの積み残しが幾分でも解消されるんじゃないかと。市の予算だけでは僅かな金で、道路交付税が入ってきておりますけれども、なかなかその金全部は使えないんですね。やりくりをされて対応されておるようですが、今後頑張って、建設課長の努力に期待をしていきたいと思っております。

この舗装の要望の解消というのが市民の方も一番喜ばれて、見た目にも美しいんですよ。今まで凸凹の道路が快適に行けると。事故の防止にもなりますので、今後勉強していただいて、よろしく対応していただきたいと思います。

それでは、最後の質問でございますけれども、道路上へ樹木がはびこって覆いかぶさっております。そういう箇所が見えます。先ほど言いましたように、私もずっと散歩しよったら、あるんですよ。そのような対応はなかなか難しいと思うんですけれども、現在、市では広報で流してはありますけれども、なかなか市報を見て、あっ、うちの樹木が道路上に出ているから、これは切らにゃいかんだろうとかという方、善良な市民の皆さんばかりだとは思いますが、それでも、そうでないのが現状です。

そういうことで、所有者不明や塀から樹木が道路上にかぶさってきているという箇所に、市として、市報の対応はされますけれども、ほかにいろんな対応はされておりますか。

建設課長（中村正光君）

議員御指摘のように、樹木が道路上にはみ出していると、道幅が狭くなることで見通しが悪くなり、自動車の運行に支障を来しております。また、歩行者及び自転車の通行の妨げにもなり大変危険である。そのため、市といたしましては、毎年8月の道路ふれあい月間に合わせ、道路上にかかる樹木は持ち主の責任において剪定していただくよう市報に掲載し、市民の皆様や事業者の方々に周知し、協力をお願いしているところでございます。

また、建設課が直接道路パトロールで発見、道路利用者から通報があった場合は、職員が現場に出向いて剪定のお願いをしているところでもございます。

しかし、それでも改善が見られない場合については、地元行政区長さんと一緒に所有者にお願いをして剪定していただくよう改善に努めているところでございます。

また、所有者が不明の場合は、区長さんなど近隣の方に聞き取りを行い、親族の方などの対応ができる方に御相談をするなど対策を講じておるところでございます。

今後も引き続き市民の皆様が安全で安心して通行していただけるよう、道路の維持管理に努めてまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。市報に掲載をして啓発をすると、そして、所有者不明のところは区長とか近隣の方をお願いして対応しているということですね。なかなか隣近所、あなたのところのあれが出とるけん切ってくれんかんもとか、なかなか個人的には言えないのが現状と思うんですよ。それで、建設課とか、そういうふうなことで対応していただいて、道路維持管理に道路維持管理というのは全てにまたがっておると思うんですけども、いろんな国、県の事業の採択条件に合うようなことを見つけていただいて、市道の管理をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午前11時46分 延会

柳川市議会第4回定例会会議録

令和2年6月18日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
人	事	高	田	啓	介
総	務	武	田	真	治
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	古	賀	順	一 郎
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	内	田		猛
水	路	松	永		久
子	育	竜		晴	美
商	工	古	賀	和	明
廃	棄	松	尾		強

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
						森		康	貴

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	20番 三小田 一美	1. 川下りを行っている河川の清掃について (1) 管理の主体

順位	質問者	質問事項
1	20番 三小田 一美	(2) 水草や、河川敷の雑草や木々の管理 (3) 上がり場の設置許可 (4) 観光協会の河川維持に対する役割 (5) 河川を営利使用している会社、団体の役割 (6) 市の役割 (7) 川下りコースの維持費用 2. 在宅介護の処遇について (1) 特別養護老人ホームの平均的入所費用について（自己負担額・保険負担額） (2) 申し込みから入所までの平均的待機月数について (3) 現在入所待ちの人員数について (4) 今後10年間の見込みについて（人員・ベッド数・職員数） 3. クリーンセンターの新築に伴う収集業者の募集方法について (1) 現在の募集方法について（募集条件・募集時期・募集の方法）
2	10番 佐々木 創主	1. 新型コロナによる影響と課題 (1) 行政運営、市民サービス
3	1番 白谷 義隆	1. コロナ禍における避難対策 2. コミュニティバス停留場の増設等

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、20番三小田一美議員の発言を許します。

20番（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。20番の三小田でございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

3月より始まりました新型コロナウイルスにより柳川市でも罹患者が出ましたが、大きく

なることもなく収まってくれましたが、この間の心配、緊急の対策、事業者への支援など、市執行部におかれましては綿密に対策案を取りまとめ、申請者の審査などの事務処理を役所一丸となって取り組まれたことに対しまして、心より敬意を表する次第でございます。

また、医療機関の従事者の皆様、介護施設で働かれている方の御苦労、いかばかりであったかと心より感謝を申し上げます。まだまだ北九州並みに第2波の襲来も予測できますので、ワンチームの心で乗り切ることが求められています。

それでは、本題の一般質問に入らせていただきます。

質問は分かりやすいように議席より一問一答で行います。議長のお取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

通告で福祉を最後にさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

20番（三小田一美君）続

それでは、ひとつお尋ねをしたいと思います。現在、柳川市の観光の目玉となっています川下りがありますが、この川下りが行われています河川、矢部川の支流、沖端川の二ツ川水門から沖端の二丁井樋までの管理者はどのようになっておられますでしょうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

水路課長（松永 久君）

二ツ川水門から沖端地区の二丁井樋までの管理者はという御質問でございます。

二ツ川水門から新町水門までは二ツ川となっております、福岡県南筑後県土整備事務所の管理となっております。

新町水門から二丁井樋までの水路につきましては、柳川みやま土木組合の管理となっております。

以上です。

20番（三小田一美君）

それは間違いはないでしょうか。（発言する者あり）観光協会ではないですね。分かりました。

それでは、お尋ねしますが、河川の維持管理の範囲はどのようになっていますか。

それと、国が管理をしています矢部川では堤防の整備、河川敷の整備、草刈り、川床の掘削などが行われていますが、川下りコースにおいてはどのようになっていますか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

水路課長（松永 久君）

まず、河川の維持管理の範囲はということでございます。

先ほど答弁した管理者の範囲と一致します。二ツ川水門から新町水門までは福岡県南筑後県土整備事務所の管理となっており、新町水門から二丁井樋までの水路につきましては柳川みやま土木組合の管理となっております。

川下りのしゅんせつ等につきましては、管理区分と同じように、県管理につきましては県土整備事務所、土木組合管理につきましては土木組合のほうで行っているところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、川下りコースの至るところに上がり場と称する船着場が設置をされていますが、これらの設置についてどのような許可が必要でしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

水路課長（松永 久君）

船着場ですね、乗船場の許可はという質問でございますが、乗船場の許可につきましては、占用許可というふうになっておるところです。

この許可を行うのも先ほどの管理区分者と同じになります。二ツ川水門から新町水門までは福岡県南筑後県土整備事務所の占用許可となりまして、新町水門から二丁井樋までの水路につきましては柳川みやま土木組合の占用許可となっているところでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、水面を利用して営業されている舟については、運航許可、もしくは水面使用料などの徴収は行われていますでしょうか、それを教えてください。

水路課長（松永 久君）

舟の運航許可はということでございますけれども、舟の運航許可というものはございません。

舟の水面使用料につきましては、占用料といたしまして、福岡県が管理する二ツ川につきましては県が徴収しているところでございます。占用料につきましては、舟の面積で1平方メートル当たり300円を徴収しているところです。

土木組合が管理する水路につきましては、舟に対する占用料は徴収しておりません。

なお、川下りの舟で営業する場合は、船舶安全法の規定により小型船舶機構による船体検査が必要になっておるところです。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

今、船舶の許可が要ると、そういうようにおっしゃられましたが、6人以下の場合は免許というか、許可は要らんとやないのですかね。そこを参考にちょっとお尋ねしたいと思います。許可か何か要りますか。車検証というか、6人以下なら要らないとやないですかね。ちょっとお尋ねしたいと思います。分らんならもうよかですよ。

水路課長（松永 久君）

6人以下の営業の場合が不要ということです。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、例えば、国立公園などで利用する場合、清掃維持費の協力費といった費用の徴収が行われていますが、これに類するような費用の徴収は行われていますか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

観光課長（山田秀太君）

他市の事例ということでよろしゅうございますでしょうか。（「はい、そうですね」と呼ぶ者あり）

他市の状況についてお答えいたします。

まず、松江市でございますけれども、松江市の堀川めぐりにつきましては、市のほうが外郭団体をつくられまして、運営元となっていちゃいます。このため、清掃も市が費用負担して業者に依頼してあるということでございます。

次に、人吉市の球磨川くだりにつきましては、上流に1社、下流に20社ほどの民間の会社があるということで、川の清掃であったり、浮いておるごみの撤収等、あと清掃活動につきましては、民間会社のほうで共同してボランティアでやっていちゃるということでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、川下りコース内の清掃維持費はどのようにして賄われているのか、また、負担をされているところごとに金額及び全体に占める割合をお尋ねしたいと思います、分かりますか。

観光課長（山田秀太君）

維持清掃ということでございます。

まず、市内の全長930キロの掘割の護岸等の維持管理につきましては行政で行っておりますけれども、清掃等に関しましては、市内の各行政区でございますとか団体の皆様に活動を行っていただいております。

川下りコースの清掃費につきましては、市と市の観光協会、各川下り会社などで構成します掘割環境整備機構で期間を分けて委託しております、一年365日、清掃船を回して川下りコースを巡回し、水上のごみの除去などを行っております。

次に、負担額といたしましては、令和元年度で市が4,165,875円、掘割環境整備機構が1,259,986円となっております。

なお、この掘割環境整備機構では、この清掃に加えまして、川下りコース沿いのライトアップ事業でありますとか、清掃船の補修、清掃したごみ運搬車の維持管理も行っていただいております。

また、「おもてなしの心日本一」事業といたしまして、道守柳川ネットワークと連携して、7月に約50団体、1,200人の方に参加していただいたり、2月に堀と道クリーンアップ大作戦で30団体、2,000名の方に川下りコース沿いの清掃をボランティアで参加していただいております。

最後に、それぞれの負担と割合でございます。

掘割環境整備機構の11事業所の加入者ごとの負担でございますけれども、令和元年度の実績で二ツ川に乗船場を持たれる川下り会社4社がそれぞれ250千円、それと、沖端周辺で船会社を営まれる2社がそれぞれ200千円、6社で1,400千円となっております、全体の69%の負担となっております。

次に、観光関連施設といたしまして、御花が200千円、北原白秋生家記念財団と観光写真事業者の方がそれぞれ60千円、合計320千円で全体の16%の負担、最後に、観光関連団体といたしまして、市の観光協会が250千円、商工会議所が60千円、計310千円で全体の15%の負担となっております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

だから、私は観光協会の会長をお呼びしてお尋ねしようかと、そういうふうに思っておりましたが、今回、観光協会の会長は出席できないということでございますので、代理の方にお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、負担割合のうち、観光協会が負担する部分の算出方法は協会加入全ての会社や個人の店舗が納付する会費から負担するということでしょうか、それを再度教えていただきたいと思っております。

観光課長（山田秀太君）

この観光協会の件につきましては、観光協会の会長に聞き取りを行ったところでございます。

まず、経緯につきましては、掘割環境整備機構の前身といたしまして、柳川市観光協会が自主的に河川美化委員会として活動していらっしゃる、各川下り事業者でありますとか、御花さんなどと川下りの清掃やライトアップ事業をやってこられたというところでございます。

そして、平成17年3月に河川美化委員会の活動の裾野を広げて、行政、市民と一体となって掘割を守り育てるためにこの掘割環境整備機構が発足されたということでございます。

この掘割環境整備機構の平成17年の設立総会におきまして、北原白秋生家記念財団でありますとか、観光写真の事業者でありますとか、商工会議所さんなどが新たに加入されたということでございます。

そして、観光協会の負担する部分の算出の範囲でございますけれども、川下りをされることによって、飲食業の皆様であったり、お土産屋さんであったり、目に見えない様々な業種の方が恩恵を受けていらっしゃる。柳川市の観光協会としましては、受益者負担の観点からその事業者の方々を代表して負担金をお支払いしておるといった回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

課長の答弁は私も分からなくてもございませぬ。けど、議会は議会、執行部は執行部、土木組合は土木組合と、そういうところは、やっぱりはっきりしていただきたいなと私は思っております。

それでは、次にお尋ねしたいと思います。川下りに関係する船会社、また、お土産店、飲食店、また、川下りのお客様によって利益を得ていると思われる範囲のところから徴収されていますでしょうか。

もしそうであるなら、その範囲はどのようにして決定をされているのか、教えてください。

産業経済部長（松藤満也君）

柳川みやま土木組合のほうにもお尋ねをしながら回答いたしたいんですが、組合での乗船場の占用料は徴収していないということございまして、舟1そう当たりの占用料ですね、使用料は今後も徴収する予定はないということでございます。

川下りの清掃費につきましては、心地よく柳川の川下りと水郷情緒を楽しんでもらうため、掘割環境整備機構と市の観光施策として応分の費用負担を行ったところでございます。

先ほどの観光協会長のお話にもありましたとおり、今後の川下りの清掃の在り方につきましては、受益者負担の観点からも、掘割の清掃美化活動や意識の啓発などを目的とする掘割環境整備機構で今後協議をいただきたいというふうに考えております。

先ほどいろんなところが恩恵を被って、それぞれの負担はということではございますが、川下りをするによって様々な業種、業態の方が恩恵を被っているということでございます。それを代表して観光協会も負担金を支払っているということで、議員から頂戴した意見については事務局である観光協会に報告をして、今後、さらなる清掃の在り方等について議論をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

20番（三小田一美君）

川下りは柳川の目玉と、そういうふうにおっしゃられておりますが、私もそうだと思います。それなら、その会議の中に土木組合や市も入られたでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

やはり市は市、土木組合は土木組合 観光協会があくまでも陳情、要望なんです。ちょっとお尋ねします。

産業経済部長（松藤満也君）

掘割環境整備機構の組織なんですが、当然アドバイザーとして土木組合、市の水路課、一応会員として柳川市も入っております。

以上です。

20番（三小田一美君）

土木組合はどんなふうやったでしょうか。土木組合は入られましたか。

産業経済部長（松藤満也君）

土木組合は事務局長がアドバイザーとして入っております。会議にも来てあります。

以上です。

20番（三小田一美君）

それなら、市の方と土木組合の方、何かおっしゃられたことはないですか。

言うちゃでけんばってんじゃん、やっぱり市、土木組合、観光協会ですね、ちょっと私は議会に長う務めておりますから、議会をなめとったことは私もあまり好きじゃないとですよ。やっぱりきちんと筋道を通していただいて、陳情なり、要望なり、そういうことであってから柳川市、土木組合が決めていくのが筋じゃなからうかなと、私はそう思います。もうちょっとよかですか。すみません。

産業経済部長（松藤満也君）

護岸とか、樹木の伐採とか、しゅんせつ、そういう維持管理を土木組合が行っていただいております。先ほども申し上げましたが、水面のごみとか水草の除去については、地域の方であったり、いろんなボランティア団体が清掃をやっておるといことでございまして、土木組合のほうは清掃まで手が回らない状況だというふうに思います。

このことは、川下り会社にとって掘割は自分の職場であると。当然、職場は自分たちの手で清掃するというのは当たり前だという感覚、そういう考え方からだというふうに思っております。

一方、市のほうには観光客の皆様からごみが浮いている、ペットボトルが浮いているという声も多数寄せられたことから、市のほうとしても、観光まちづくり推進委員会からの提言もございましたので、掘割をきれいにすることが最優先課題ということで位置づけをしまして、従来は市と機構の折半で維持費の負担をやっておりましたけれども、平成24年度から 従来は半日、午前中だけの清掃でございました。それを終日、365日しようというこ

とで、結果的に機構が4分の1、市が4分の3と、そういう負担をしてきたところでございます。

今後その清掃の在り方については、議員の意見もあると思いますが、これで終わるわけではございませんので、十分に協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

土木組合の中でも、川下りで舟1そう幾らかと、そういう話がいっぱい出ておりますよ。ただ、部長が今答弁なされたこと、それは私も分からなくてもなか。けど、やっぱり一本化というか、土木組合なら土木組合、あれで任せていただいて、一元化ですね、そういうことで進めていただくのが私は妥当と思います。これの順序ば違うと好かんち言いようが。議会もごまかしたりこうこうすつとは好かんち、私は心からしてもらうが一番よかったですよ。これは筋道として間違うとっですもんね。それなら、水田、田んなかの人たちあたりも、農地・水ででん田んなかの人たちでも幾らか出し合うてせやんでしょうが。やっぱり前向きに考えていただかやん。もうよかです、あとは市長に尋ねますから。すみません。

それでは、河川の維持管理という基本に立ち返れば、水を利用している農家や一般家庭も水利費として、年間、僅かではありますが、水利組合に負担をしています。そのように考えれば、水面に舟を浮かべて利益を得ている方々から水面の利用料として舟1隻当たりの金額を定め、管理者において徴収し、その費用及び行政からの補助金などで河川の維持管理を行う、俺はこれが本当だと思います。きれいな水、ごみが浮かんでいない水面、どぶの臭いがしない川、本来の姿と考えますが、いかがでしょうか。

今、部長もおっしゃられたごと、川下りは柳川の目玉と考えられますので、市長、ちょっとよかなら御答弁ばよかですか。すみません。

産業経済部長（松藤満也君）

市長答弁ということでございますが、土木組合の会長が市長ということでございますので、私のほうでお答えしたいと思います。

先ほどの答弁とダブりますが、土木組合にお尋ねしたところ、今のところ組合で1そう当たりの舟の水面使用料を徴収する予定はないということでございます。そういうことで御回答したいと思います。

以上です。

20番（三小田一美君）

だから、やっぱり一元化にするか、土木組合に任ず、そういうことにしてくださいよ。そうすると、何も問題は起きらんわけですよ。これが一番の妥当です。

じゃ、次に入りたいと思いますので、いいでしょうか、議長。

議長（樽見哲也君）

はい。

20番（三小田一美君）

それでは、収集運搬でお尋ねしたいと思いますが、これにつきましては、平成23年6月議会及び平成27年12月議会で一般質問をいたしました。十分な回答を得ることができませんでした。

執行部におきましては、その後、十分検討は重ねられているものと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

質問は、クリーンセンターの新築に伴う家庭用ごみ廃棄物の収集業者の選定方法であります。

収集業者の一般競争入札は実施していません、また、業者選定の公募はしていませんが、応募はしていただいていますとの回答をいただいています。業者の皆さんは勝手に応募をされていたのでございましょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

収集業者の公募はしていないのにどのようにして応募しているのかとの御質問だと思いますが、これは現在委託している業者に対して、次年度の受託資格審査を実施する旨の文書を例年11月頃に送付いたしております。

その文書に受託資格審査申請書のほか、会社等概要書や定款、従業員名簿、就業規則など18種類の必要書類の提出を明記しております。これを受け、受託業者は書類をそろえて申請されております。

なお、この申請にはどなたでも応募できることになっております。平成20年には可燃ごみ収集運搬業務に1件、また、不燃ごみ収集運搬業務には平成18年に2件、平成19年、平成22年、平成23年にそれぞれ1件の新規事業者が申請をされております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、ちょっとお尋ねしますが、業務を受託するに足る施設の具備、また、経営が健全であることが選定の条件という回答を前回得ていますが、業務を受託するに足る施設とは具体的にどのような施設を考えてあるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、その条件は、公募はされていないとのことですので、どのような形で明記をされていきますでしょうか、教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

市町村が一般廃棄物の収集、運搬、または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことですけれども、その処理法の施行

令第4条に示されておりまして、同条の第1号に「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」とあります。

この業務を遂行するに足りる施設とは、市内の住民や事業所から排出される廃棄物を安全かつ適切に収集、運搬するための車両、その車両を保管する車庫、さらに事務所を有する施設、それらの敷地などを有した施設と考えております。さらには、収集車の故障など急なトラブルに代わりの車両を手配できるか、また、機材等を保管するスペース等も必要だと考えております。

また、受託業務を遂行するに足りる施設及び人員及び財政的基礎を有するとは、受託業者選考委員会への添付書類に財務諸表を含む決算書の提出を求めています。その書類を同委員会の委員であります税理士によって経営内容の審査を経て、経営が健全であるかどうかの判断をされているところでございます。

また、このような条件について公表されているかということですが、この条件については、先ほど申しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の中に示されておりますので、市の条例等には明記はいたしておりません。ただし、それに関する問合せがあった場合についてはお答えをいたしているところです。

以上です。

20番（三小田一美君）

何か1つだけ漏れとるごたるような感じがしますが、前の二十何年やったですか、その前の前の田島部長のときは、洗車場を確保しておけば、それも含んでいきますと、そういうふうにおっしゃられましたからね。それもいいです。

次に行きます。

経営が健全であることとの回答を得ていますが、健全であることの具体的な指標を明記されておりますでしょうか。それをちょっとお尋ねします。

そしてまた、審査を受ける側としては、健全であることといった表現では甚だ心もとないと思いますが、審査員の心証によって合否が左右されとなれば、応募したくても尻込みするのではないのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

やはり会計士や税理士の意見を参考に指標を定めるべきではないかと考えますが、いかがでございましょうか、お願いします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

経営が健全であるかどうかということでは、先ほど申しました受託業者選考委員会の審査書類の中に決算書を提出いただいております。その決算書の中には財務諸表というのも含まれておりまして、その財務諸表を選考委員会のメンバーであります税理士の方から詳細に審査をいただいております。その中で、経営が健全であるかどうかの判断をいただいていると

ころでございます。

書類に関しては、こういった形で施行令の中に基準が示されておりますので、その基準を満たさなければならないということで考えているところです。

以上です。

20番（三小田一美君）

ありがとうございました。

許可業者に委託費の積算見積り、前に私、質問したことがありますけど、一応議事録が残っておりますからね、そのときは一緒に話し合うて何かしたような、そういう御答弁をもうたっですよ。ばってん、そういうことは今度はないやろうと思ってお尋ねしたいと思います。

許可業者に委託費の積算の見積りを取られたことはありますか、ちょっとお尋ねします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

許可業者に委託費の見積りを取ったかとの御質問ですが、委託費については、先ほどから申しております廃棄物処理法施行令に委託する場合の基準を示されておりまして、同条の第5号に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と示されております。

これを受けて、本市の委託料については、作業員、運転手の人件費や作業服などの消耗品費、車両の燃料代や、その車両の減価償却費などの諸経費を積み上げ、設計価格を算出し、予定価格を設定しておりますところでございます。その後、受託業者選考委員会で審査を通過した業者から見積りを取っており、それ以外の許可業者からの見積りは取っておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

この件については最後になります、今まで課長から答弁ば聞いてとっです、なかなか思うごといかんごたるふうに私は感じておりますが、そうじゃなかつですよ。やっぱり最小限の予算で最大の効果、削減もしていかな。今度はクリーンセンターもまた出来上がりますからね、それをちょっとお尋ねします。

それでは、許可業者に不都合が生じていないので、従来どおりに許可をしてきましたと、そう言われるようにしか私は思えません。新しいクリーンセンターの建設によりまして、今まで以上の維持経費を負担するようになっている現在、収集の経路の見直し、また、収集地区の見直しなど、経費削減に向けて執行部の努力がまだまだ私に対しては見えとらんです。

いま一層の努力をお願いするとともに、今後の取組に対して、市長、お考えがあるならよろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

三小田議員の質問にお答えをいたします。

経費削減をどう進めていくかは非常に重要な課題という認識をいたしているところござ

います。

議員御承知のとおり、現在、令和4年3月稼働を目指して、みやま市と共同でごみ焼却施設を建設いたしております。建設費は121億円と決まっておりますけれども、みやま市と本市の負担割合は、新施設稼働後1年間に両市から持ち込まれる可燃ごみの排出量で再計算するというようになっております。

私は市民の皆様の御理解と御協力を得て、可燃ごみに混入する資源物の分別を促進させることによって、最も大きな経費削減につながるものと考えております。

一方で、先ほどからお尋ねの廃棄物の収集運搬業務については、その公共性に鑑みまして、経済性の確保に加えて、業務を安定的かつ円滑に遂行することが重要だというふうに私も認識をしております。

現在、業務委託しておる業者は、収集場所や道路事情、地域性を熟知しておりまして、継続的、安定的かつ円滑に収集運搬業務が履行されておりますので、今後もこれまで同様の方法で契約をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

まだ福祉のほうがありますけど、私はこれで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。本日は新型コロナによる影響と課題というテーマで質問をさせていただきます。

中国の武漢を発生源とする新型コロナウイルスが世界中に感染が拡大し、いまだ衰える兆しが見えません。日本においても感染が拡大し、柳川市でも4人の方が感染されました。

4月7日には緊急事態宣言が発出され、社会活動そのものが自粛されたことから、国民の生活はもとより、経済、子供たちの教育、あらゆる分野に多大なる影響が出ました。そして、国、都道府県、市町村が様々な支援策を講じ、柳川市においても2回の緊急対策が講じられ、

今議会でその第3が提案されているところでございます。

現在、緊急事態宣言は解除され、徐々に社会活動、経済活動が再開されつつありますが、感染の収束は先が見えない状況であり、感染を防止するための対策は不可欠であり、社会活動、経済活動、日常生活の影響も長引くものと思われまます。

そこで、現時点における新型コロナ感染拡大による行政と市民サービス、市民生活への影響を検証し、今後、どういう対策を講じていくべきなのか、これから訪れる災害シーズンに向けた対策、そして、この状況を踏まえた業務運営の在り方、市民サービスの手法を構築していかななくてはならないと思います。

まず、今回のコロナ感染拡大で市の業務運営にはどういう影響があったのか、特に市民と接触する業務への影響をお尋ねします。

本日は持ち時間が40分という限られた時間でありまます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

感染防止のためには、手洗い、消毒、マスクの着用、密閉、密集、密接の3密を避けること、これに加え、人と人との距離を取ることが大切です。

本市におきましては、感染防止のため、職員はマスクを着用して業務を行い、接客のカウンターには飛沫による感染防止のため、ビニールを張ったつい立てを設置、加えて来庁者に対する感染予防対策への協力のアナウンスを各庁舎午前10時と午後3時に行い、これに合わせて換気を行うほか、業務終了後に庁舎内カウンターの消毒を行っております。

なお、換気につきましては、昼休みも行っております。

対市民の会議につきましては、会議を中止、延期できるものについては中止、延期の措置を行いました。

また、会議を開く場合は、手指消毒の徹底、マスクの着用、換気の実施、十分な距離の確保を行うなど十分に感染予防対策を講じた上で、短時間で終わるように工夫をして行うこととしております。

10番（佐々木創主君）

まだありますか、答弁。

子育て支援課長（竜 晴美君）

子育て支援課のほうで市民との接触が多い事業ということ挙げれば、子供たち、赤ちゃんの集団健診がございます。

まず、集団健診については、新型コロナウイルス感染防止のため、3月から5月まで、この間は実施をせず、延期をいたしております。6月以降は、4か月児健診と10か月児健診につきましては、当分の間、集団健診では行わず、各小児科の先生方の病院で健診を受けていただく個別健診というものに切替えをしております。

また、1歳6か月児健診と3歳児健診につきましては、集団健診の再開をいたしておりますけれども、3密の対策としまして、子供以外はマスクを着用、また、消毒の徹底、それと受付時間をずらす、控室も広い部屋を準備する、換気の徹底等々対策を講じて対処しているところでございます。

以上です。

人事秘書課長（高田啓介君）

私のほうからは、職員に関することで申し上げさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症によります職員の感染防止、感染拡大防止及び業務継続の維持に努めるために、業務に支障のない範囲で週休日を月曜から金曜日にも割り振る、分かりやすく申し上げますと、土日を平日に振り替えることによって1日の出勤者を減らしたり、また、公共交通機関を利用する職員を対象に時差勤務を導入したり、さらに妊産婦や基礎疾患を持っている職員、そして、公共交通機関を利用している職員を対象に在宅勤務などを実施してきたところでございます。

これらの状況を申し上げますと、週休日の割り振り変更によって、緊急事態宣言期間中の土曜、日曜の1日当たり平均で64.4人、率に直しますと20.3%が出勤しております。また、最も多かった日の出勤者は93人で、率に直しますと29.3%となっております。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

市民の皆さんと接触といいますかね、職員の皆さん同士の感染防止はもちろんのこと、特に1階の窓口、大和、三橋庁舎の市民サービス関係、非常に感染の危険の中、業務運営を行っていただいたと思います。

それから、特に第1弾、それと国の定額給付金ですね、ゴールデンウィーク前の全協の折に、ゴールデンウィークも含めてその支給に努力いただきたいということをや請しておりますけれども、市民の皆さんから柳川市は早かったと。私の家内の勤務先の同僚、他市の方々はまだ支給がないと。本当に柳川は早かったと思います。陣頭指揮を執られた市長をはじめ、職員の皆さんに感謝を申し上げ、市長、しっかり慰労をしてあげてください。一つの成果だと思います。

それで、接触業務と、それと民間も当然自粛ということで、民間企業では在宅勤務、テレワーク、それとかテレビ会議、得意先とのフェース・ツー・フェース、オンラインでの打合せとか、いろいろやられておったようでございますが、柳川市の業務でテレビ会議、オンライン会議、やられておるんですね。

人事秘書課長（高田啓介君）

オンライン会議につきましては、まず、遠隔地の人とコミュニケーションを取ることができる会議システムということで、知事会のように各県の知事さんが参加した会議が開催され

ているところでございます。（発言する者あり）すみません。

本市におきましても、西鉄柳川駅の周辺地区デザイン検討会議、そして、オセアニアオリンピック委員会とのズーム会議、インターネット・ズームミーティングアプリを活用しての在宅介護予防教室の実施のほか、団体の会議への参加やコンサルタントとの協議などに一部導入しているところがあります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

分かりました。それは外部の方々ですね。

私が聞いているのは職員間ですよ。毎週庁議もやられる。三橋、大和、本庁舎同士の会議、これはやっていないんですか。やっていないというのは、やれないのか、やれるのにやらないのか、それをお答えください。

人事秘書課長（高田啓介君）

今、議員御指摘の3庁舎間とかのオンライン等の会議につきましては、今、現状といたしましてはできていない状態でございます。（「できないんですか」と呼ぶ者あり）はい。

それで、そのためにはすみません。できない状態であります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、平成17年に合併して、例の合併特例債、これを一番最初に活用したのが地域イントラネット、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎、それと水の郷、図書館、旧柳川の7つの校区公民館、これを外部とは遮断された専用の光回線でつないだ。この議会のインターネット中継が始まったと同時に映像のやり取りもできるようになった。

それで、3年ほど前にこれを廃止するという方向性が出たので、せっかく2億円ものお金を使ってつくったんだから、何で廃棄するんだと。いや、民間のほうが活用しやすいと。だけれども、専用で外と遮断されたやつだから、これは取っておくべきじゃないかという話をしたんですが、メンテ、運用を含めて民間がいいと、それで民間に切り替えられて、地域イントラネットを破棄した。よくなるはずなのが、できないんですかね。それだけのシステムがないんですか。

企画課長（池末勇人君）

議員の今おっしゃってあります地域イントラネットにつきましては、今お話しのとおり、平成30年度に廃止をしております。

その理由といたしましては、当時はまだそういう光回線といいますか、インターネット回線があまり普及していない時代に3庁舎並びに施設をつないでございましたけれども、それよりも、民間のNTTのフレッツ光というものですけれども、そちらのほうが通信速度も速く、セキュリティ対策もありまして、維持費もより安いということで、そちらのほうに変更を

しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、イントラネットのことをおっしゃいましたが、私は総務省に確認したんですよ。地域イントラネットは古くて、ほとんどの自治体がそういう破棄、使っていないのかと、違うやつに切り替えているのかということで確認したら、とんでもないですと。全国1,700自治体のうちのほとんど全てがこれを導入し、これを基盤として、一般の民間回線との連携をさせたり、いろんな形で使っておるという話でございました。

その実態は、この話をしておりますと時間がありませんので、それで、オンライン会議と。オンライン会議どころか、ワイドショーなんかを見ておると、オンライン飲み会、一般の人がそんなシステムを何も金をかけずとも、スマホだとかタブレットでつながって、お互いの顔を見ながら、いろんな会話をしながら飲み会をやる。私の仕事でもオンライン会議をやっていますけれども、そういう時代にあって、行政がいまだできないと。これは非常に私は 会議ぐらいやっているんじゃないかなと、私は当然そうやっているんだなと思っていたんですが、嘆かわしいと思います。これは一つの反省点だというか、課題だと思います。

それで、特に窓口以上に介護であるとか、昨日も質問であってございましたけれども、介護予防、そういう相談であったり、ひとり親で子育てに悩まれて、幼児の虐待とかいろんな問題がある中で、子育て支援というのが非常に重要だと。そういう中、できなくなったと。対策は何か講じられていたんですかね。

子育て支援課長（竜 晴美君）

先ほど議員のほうからいろんな相談業務の対策を取られたかという御質問ですけれども、一例を挙げさせていただくと、柳城児童館がございましてけれども、柳城児童館のほうでは、当然自粛期間中というか、緊急事態宣言中は閉館をしております。その間、お母様方からの電話での相談とか、あとメールでの相談、それとフェイスブックのメッセージでの相談というのが非常に多かったというふうに報告を受けております。

そのことに関して、スタッフのほうで一応検討をされて、先ほど議員が言われたように、リモート等々で何か相談を受け付けることができないかということで御検討されて、今、よく聞くズームというものを活用して、5月8日以降、約4回程度、相談業務とか、ゆりかごセミナー、そういったものを実施されております。子育てに悩むお母様方からは非常に好評だったというお話は聞かせていただいております。

先ほど議員がおっしゃいましたけど、今現在、そのスタッフの方々、ズームのホストのパソコンは柳城児童館のパソコンを使ってありますけれども、ほかに2名のスタッフ 全部で3名で対応してありますけれども、ほかの2名のスタッフは個人の御家庭でズームに参加する、そして、相談者も参加して相談等を行っているというふうな状況でございます。

行政のほうで、何か市のほうで環境整備ができるかなということで今検討はしておりますけれども、そういったセキュリティーの対策等も含めて、リモートでの相談受付やセミナー、そういったものができるように、児童館だけではなく、そのほかの相談業務も含めて、補助事業の活用等も含めて今後検討していけたらというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

受益者というか、非常に困られている方、その窓口というか、支援をされている方々が取組を始められたと。ただ、市のネットワークというか、コンピューターシステム、非常にその辺がまだまだクリアすべき点があるということでございます。

それで次に、地元の経済、地域の事業、特に飲食業、観光業、運送業、宿泊業、業界全体で非常に大きな影響を受けて、それなりのいろんな取組を自ら知恵を出されてやっておられますけれども、製造業、小売業、いろんな影響が出たと思うんですが、その辺の影響の状況把握をしてあるのか、教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

では、お答えをいたします。

中小事業者へのがんばる応援金の申請のことでお答えに代えさせていただきたいと思えますけれども、5月1日から6月12日までに936件の申請があつているところでございます。

申請件数の内訳でございますけれども、国の持続化給付金による申請件数が468件、福岡県の持続化支援金による申請件数が109件、休業による申請件数は359件というふうになっているところでございます。

また、産業別で申し上げますと、宿泊業、飲食サービス業が258件、卸売業、小売業が189件、生活関連サービス業、娯楽業が155件、建設業が92件、製造業が59件、教育・学習支援業が44件、その他の産業が139件となっております。

このことから申し上げますと、観光関連産業、建設業、製造業など様々な業種において経済活動に支障が生じていると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

やはり宿泊、飲食関連が一番多いんですが、私もいろんな企業関係者にお話を聞かせていただいたんですが、同じ業種でも業種によって全く影響の度合いが違ふと。やはりそういう実態をしっかりと把握していく。それで、その課題解決のために改善策、柳川は柳川独自でもですね。先ほど業種、業種によって違ふと。地域によっても違ふと思うんですよ。全国の統計なり県の統計、九州の統計、それはイコール柳川にはならないと思うんですね。しっかり

今後もその状況把握をお願いしたいと思います。

それで、我々国民に定額給付金、1人当たり100千円、それと市の独自のがんばる応援金100千円、プラスして200千円、自立給付金とか、県、国、市、いろんな支援策があるんですが、税金がかかるのかかからないのか、その辺を教えてください。

税務課長（古賀順一郎君）

新型コロナウイルス感染症緊急対策として、国、県、市から支給された給付金等が課税対象となるかどうかといった御質問でございますが、まず、国税庁が示している例を見ますと、国からの持続化給付金、雇用調整助成金は課税対象となっております。また、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金は非課税扱いとなっております。

基本的には、減収補填等を目的とした事業者支援に関するものは課税対象となっております。よって、県の持続化緊急支援金、市の中小事業者へのがんばる応援金、川下り船頭へのがんばる応援金、それから、宿泊事業者や病院などへの支援金も課税対象と考えられます。

また、市が支給しておりますひとり親世帯へのがんばる応援金などの家計費支援に関する給付金については、見舞金とみなされる場合は非課税となっておりますが、需要喚起を目的とするものは課税対象となっております。

この家計費支援に関する給付金につきましては、各自治体でも給付の対象や目的が様々でするので、税務署の見解もいまだ明確にされておられません。今後、国税庁においても、確定申告までには課税上の取扱いに関して具体的な事例を示していく方針のようでございます。

ただし、各種給付金が課税対象となった場合でも、必ずしも税負担が生じるものではございません。事業者支援に関する給付金は、必要経費を補填するのであれば、支出そのものが必要経費となり、必要経費が収入を上回れば税負担が生じません。また、家計費支援に関する給付金についても、税法上の区分を一時所得として扱うため、その際には500千円の特別控除が適用されることとなり、実際には500千円を超えなければ税負担が生じないということになっております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

いずれにしても、事業ができない、できない間のやつを補填する、これは事業収入。ただし、いろいろ経費に支払うとか、その辺の事情等で違うと思いますけれども、これは相当長引く。その中で、いろんなところから税負担の軽減、減免、それと免除等の声も上がっておりますから、政府としてもその辺どうなっていくのか。現在の現行法での適用の除外とか、いろんなことが出てくるかもしれませんが、現状の制度の中でこうなんですよということは、やはり支給、支給ばかりではなくて、今、とにかくもらいたい、もらいたい、早く申請、早く給付してくれと、こういう声だけじゃなくて、実際、現行上はこういうのは税金の対象に

なりますよということも私はお知らせすることも大事じゃないかなと思います。

それで、当然給付金の申請ということは、売上げが入っておるわけですから、個人の収入、減る方も多くいらっしゃるでしょう。そうなると、柳川市への税収も当然減らざるを得ないと思うんですが、これは聞いてもしようがないですかね。その辺を見込みながら、どれだけ影響があるのかというのは、先ほどの企業の状況、それと給付金の状況、そういうのをしっかり柳川市で持っている、取得し得る情報をしっかり精査し、分析し、そして、逐次更新をしていくという作業が必要だと思います。

それで 40分は早いんですね。あと15分になりました。それで、今後、こういう現状にある、そして、まだまだ長引く。影響がどこまで続くのかという不安感の中で事業活動、経済活動、教育活動も続けていかないといけないと思うんですが、先ほどの話の中でいろいろ課題も出てきておりますが、じゃ、今後どういうふうにしていくのか。

まず、梅雨に入りました。災害シーズンが、柳川にとっては台風と雨、大雨、災害対応。先日、同じ質問で答弁がございましたから、簡単をお願いします。

総務課長（武田真治君）

新型コロナの影響下での災害対応ということですが、感染の危険性がある中での避難になりますので、まず、市民の皆様には避難の際に気をつけることを周知するために、6月1日にチラシを全戸配布しております。

その中で、避難所が過密状態になることを防ぐために、事前に自宅2階への垂直避難や安全な親戚、知人宅への避難などを御検討くださいと。2番目に、新型コロナウイルス感染を恐れて、避難はちゅうちょしないでくださいということ。それと、マスクや手洗いなど避難所での衛生管理の徹底、避難する際の健康状態の確認をお願いしたところです。

また、避難所の感染防止対策として、パーティション、簡易ベッド、マスク、テント、換気扇風機などの購入費を6月の補正予算として16,479千円上程させていただいております。

また、既に作成しておりました避難所運営マニュアルに加えまして、新型コロナウイルス感染症対応の避難所運営マニュアルを作成したところでございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、先日の質疑では、大体平均すると1次避難所当たり多いときで5.何人ですか、今のところ、そう過密になった例はないと。ただし、どういう状況が起こるか分からない。

それで、これは答弁は要りませんが、1つ提案ですけれども、民間の宿泊事業者さん、今、観光客が来ない。県内修学旅行を誘致しようとか、県とか柳川市も含めているんな取組をしていただいておりますが、そういう事業者さんの部屋を借り上げ、当然避難所として使うわけですからサービスも何も無い、布団も使えない。避難所と同じように自分で飲食物、毛布なりを持って行って、1階か2階なのか、隔離したような形で使うなり。

それと、前から私、総務課長は今年度からですから、前の総務課長を含めて、子育て世代、子供を避難所に連れていくとやかましいと。当然子供はじっとしとかんですよ。だから、迷惑になるので、わざわざ宿泊料を使ってそういうところに泊まっているんですけど、どうにかしてもらえんでしょうかという話があったので、何度も何度も言っているけれども、全く実現せん。ここの施設は子供連れだけの施設ですから安心して来てくださいと、それぐらいのことは運用仕方次第でできるわけですから。それとか、市営住宅の空き部屋、県営住宅の空き部屋、民間アパートの空き部屋、いろいろあるじゃないですか。そういうところまで知恵を絞ってやっていただきたいと思います。

それで、今後の緊急対策ということで、今回のいろんな対策、この国難と言われる状況、12年前のリーマンショックのときとよく比較されますけれども、あのときは4回か5回にわたって国の補正予算が編成されて、柳川市にもいろんな給付金が来ました。先ほどの国民1人当たり100千円、あのときは国民1人当たり12千円、お年寄りの方は25千円でしたかね。柳川市への給付金の交付額が11億円、今回は100千円ですから66億円ですか。リーマンショックのときは4回か5回に分けて来た国の給付金の総額が23億円か25億円、とっくにあのときのやつを1回で超えとるとですよ。

それで、まだまだ長引く、これからどういうやつが来るか分かりません。そういった意味で、私は収入の下支え、何とか皆さんに頑張ってもらって収入を得ていただく、所得を得ていただく、そういう対策も柳川独自の政策もしっかり検討しながら、状況を見ながら、情報を分析しながらやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

それで、最後に業務運営の在り方、先ほどいろいろ申し上げましたが、接触業務、会議、今後の業務運営の在り方、今現在どういうふうにやっつけようかと検討されておるのか、お願いいたします。

人事秘書課長（高田啓介君）

先ほど議員のほうから御質問もありました、まずオンライン会議等につきましては、先ほど実例を本市の場合で挙げさせていただいておりましたが、これにつきましては、新型コロナウイルスの感染防止はもちろんのことでございますけど、まだ一部ではあります、業務の効率化も図られてきているというところだと思います。

さらに、県からも市町村との各種会議において、ウェブ会議の活用のための環境整備の依頼も来ているところであります。

このように、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の中で、働き方の新しいスタイルとして、オンライン会議などが実践例として挙げられているというところでございます。これからまた、いつ新型コロナウイルスの第2波、第3波がやってくるか懸念される中で、今後このような事態が発生した場合への備えとして有効であると思っております。

また、市役所の各部署においても、さらなる効率的な業務運営が可能となり、これからの

防災、防犯、医療とか教育、地域経済の活性化など、様々な分野でオンライン会議などを活用したICTの効果的な利活用を図っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

一方で、どのような住民サービスができるのか、財政面ではどうなるのか、環境整備や運用に伴う課題は何があるのかなどを整理し、検討していかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

当然これは柳川のみならず、先日の国会の委員会中継でもデジタル化と、国がそういうのも支援していくと。今回の補正予算で子供たちのオンライン授業、まず、そのための条件整備としてタブレット。ただ、通信環境云々の課題もありますけれども、それで、オンライン会議とか、当然そういう流れなんですね。

平成22年当時だったと思いますけれども、議会で3庁舎の統合というのを議論したことがありました。そのときに現3庁舎体制と1つの庁舎に統合した場合のメリット、デメリットというのを洗い直して、市のほうで試算もしていただきました。

3庁舎間の移動によって、会議とか打合せで職員の皆さんが移動する。これを統合すると、移動しないと10,000千円のコストカットができると試算した数字を出していただきました。そうすると、例えば、庁議であるとか、ちょっとした打合せとか、それをオンライン会議ができれば、わざわざ 当然対面じゃないとできないケースもありますけれども、当然そうならざるを得ないというか、なるべきだと思いますし、そういう学校の授業であるとか、子育て支援の相談、なかなかあそこに相談に行こうという一歩、子育てにしても介護にしても、いろんな市民相談、相談窓口に行こうという気持ちは相当要るらしいんですね。我々はしょっちゅうここに来ておりますから、来ればいいじゃないですかと言うんですが、いや、そげん言うばってんと。

先ほどズームという話が出ましたけど、ズームは映像で両方の顔を見れるんですが、こっちの顔を見せたくないという場合は出せなくてできるんですね。だから、そういう活用もできると思いますし、例えば、災害時、沖端川の新村と矢部川に数か所、監視カメラ、ただし、まだ河川改修、堤防のかさ上げ、済んでいないところはいっぱいあります。災害の危険が増すと消防団の方、市の職員の方、いろんな現場に急行される。そうすると、そこでスマートフォンいっちょ持って、ズームなり、スカイプなり、いろんなシステムでその映像を見ると、対策本部でそれをリアルタイムで見れて、どげんかいと、いや、まだ大丈夫ですと。なら、こっちの人員をこっちに回してくれとか、そういうこともできるようになるので、いろんな使い方ができると思うんですよ。

ぜひ早急に導入できるように検討いただきたいと思いますし、当然それによってコストカット、業務の効率化にもつながると思います。そういうことで、ポストコロナで現代の働き方、業務運営のやり方というのを今回を契機に検討していただきたいと思いますし、市長、何かありますか。市長、答弁がありましたら。

市長（金子健次君）

いろんな形で御提言をいただきまして、ありがとうございました。

今回、国のほうも3か月も休んだ子供たちのために……（発言する者あり）少しだけ話させてください。1分だけで終わりますので。

そういうことで、ICT化については積極的にやっていきたいというふうに考えます。昨日の今村議員からの分も含めて、今後検討していきたいと思います。

私は今回、非常事態宣言が解除になっておりますけれども、新たなスタートというふうに思っております。そういう意味では、これから拡散しないような形、また、経済の再生という形の2本立てでいかなければならないと思いますけれども、今、私は地域が試されておるといふふうに思っております、地域の中で柳川市のいろんな努力で、職員の努力で、また議会の支援を受けて、市民の支援を受けて再生しなければならないというふうに思っております。

観光についても少し時間がかかるとは思いますけれども、頑張っていきたいという気持ちですが、1分になりましたので、終わります。

10番（佐々木創主君）

ぜひ議長、また議会でもこういう状況の中、みんな集まれないと、そういうインターネットでの委員会もできると思います。議会改革の委員長、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで、最後に、いろんな対策をこれまで取ってこられました。先日の一般質問で船頭さんの応援金、もっともらしいというか、その思いは分かります。しかしながら、緊急性、逼迫性、命の危険、食料もままならない貧困家庭、それと医療関係者に言わせると、いつここで患者が出るやろうかと。患者が出たならば、しばらく休業せんといかん。そうなったら、我が医院はどうなるやろうか。そういう感染恐怖と経営の恐怖、そういうのにさいなまれながらいらっしやる方がいらっしやる。

武漢の義援金、今から思うと、本当あげんか状況であんなことをやるべきじゃなかった。それは助かったと思いますけどね。そういった意味で、政策の決定、取捨選択、そこんには職員の皆さんしっかり認識していただいて、政策を遂行していただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。1番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。本日は質問時間が短縮されていますので、執行部におかれましては簡潔に、質問事項のみに答弁をしていただくようお願いをいたします。

それでは、一昨日の緒方議員、先ほどの佐々木議員の質問と重複するところもありますが、コロナ禍における避難対策についてお尋ねをしたいと思います。

今なお新型コロナウイルスとの闘いが続く中、本格的な梅雨の到来とともに台風の季節を迎え、避難所における新型コロナウイルス感染症への対策が急務となっております。

そこで、お尋ねをいたしますが、このコロナ禍における本市の避難対策はどのようになっているのでしょうか。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

総務課長（武田真治君）

コロナ禍における避難対策ということですが、先ほど佐々木議員の御質問に回答したところと重ならない部分でお答えしたいと思います。具体的な避難所での対策ということでお話をさせていただきます。

まず、受付時に避難者に消毒液等で手指の消毒をしていただきます。次に、体温測定を行い、避難所の受付用紙に検温結果やせき症状などを記入し、健康状態をチェックします。マスクの着用を確認して、着用がない場合は着用をお願いし、持参していない場合はマスクをお渡しします。

次に、避難所内の3密対策といたしましては、補正予算でお願いしております換気用扇風機を活用しまして、複数の窓、出入口等を1時間に2回以上開放し、十分な換気に努め、対人距離2メートル以上のスペースを確保します。

発熱やせき症状の人への対応といたしましては、2階建ての避難所の場合は2階の部屋へ誘導をいたします。平家建ての場合は可能な限り別室のほうを用意します。別室が複数準備できない場合や1部屋に複数の者が避難する場合は、対人距離2メートル、または1人当たり4平米以上を確保します。しかし、距離の確保が困難な場合は、簡易テント内に簡易ベッドを設置して柔軟に対応していきたいと思っております。また、第2次避難所の開設時は、体育館などではパーティションで間仕切りを行って、発熱者等には簡易テント内に簡易ベッ

ドを設置して対応をします。

このような対策で避難所における感染防止に努め、市民の皆様が安心して避難できるようにしたいと考えているところです。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

今回、コロナウイルスの蔓延によって、避難所対策が非常に全国的に問題となっております。

そうした中で、本市ではこのコロナウイルス対策に対しての避難所の感染防止のマニュアル等をつくってありますか。

総務課長（武田真治君）

本市では既存で風水害マニュアル、避難所運営マニュアルがありました。今回、従来の避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対応の避難所運営マニュアルを追加する形で5月31日に作成をしております。

このマニュアルは既に全職員に周知をしておりますので、マニュアルに沿って避難所運営を行うこととしております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

マニュアルはあるということですが、もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

避難所の感染症対策でよく問題になるのが、トイレ、そして、避難所内における移動に伴う密集、密接だと言われておりますが、そのことについてはどのようになっているのでしょうか。

総務課長（武田真治君）

トイレ等における密集、密接の対応なんですけれども、避難所には通常のトイレ、そして、多目的トイレがあります。そのため、どうしても避難者の皆様には共同して使用をしていただくこととなりますので、マスクや手洗い、消毒などで感染防止対策を取ってトイレを使用していただきたいというふうに考えております。

なお、発熱などの症状がある避難者がいた場合は、発熱者の方が多目的トイレを使って、他の避難者は通常のトイレを使うように、そういうふうなお願いをしたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

一昨日の緒方議員のときも、先ほどの佐々木議員の中でも出ましたが、避難所に避難される方は5人ぐらいだという答弁がありました。5人ぐらいならさほど問題はないんでしょうけど、ただ、大人数になったときに、トイレの中で大勢の人が一緒に使用する、あるいは移動する場合に動線の中で人と接触する機会が多いと思われるんですが、そうしたときどうい

うふうにされるかはマニュアル等には記載されていないのか、考えていないのか、教えてください。

総務課長（武田真治君）

コミュニティセンターも限られた空間ですので、どうしても動線とかを別にすることができませんので、そういったマスクや手洗い、消毒などで感染防止策を取っていただきたいと思っていますところでは。

以上です。

1番（白谷義隆君）

考えていなければ、ちょっと提案になりますが、まず、トイレには一緒に大勢の方が行かないようにする、それは基本だろうと思いますよ。そういったことも考えておかなければ、それこそ密集、密接は防げないと思いますよ。そして、避難所の中での動線は、あくまで課長は五、六人という前提で話をされているのかもしれませんが、何人になるか分かりませんし、例えば、一時期に30人とかの避難所も実際にコミュニティセンター等ではあっておるわけですからね。ですから、そうした避難所内での動線についてもやはり考えておかなければ、みんなが避難所内で交差したりなんたりすると、先ほど密集、密接を避けるためと言われましたけど、私はそこら辺は非常にまずいんじゃないかなと思いますけど、考えていなければそういうことも今後はマニュアルとしてちゃんとつくっていただきたい、そのように思います。

それと、先ほど2メートル以上のスペースを確保するという答弁があったようですが、そうした場合、1人当たりのスペースは当然広くなります。1施設当たりの避難者数は少なからざるを得ません。もちろん1施設における避難者はできるだけ少なくすることが求められてはいますが、各避難所における収容人員の把握はされていますか。

総務課長（武田真治君）

避難所に収容できる人数ですけれども、まず、通常の場合をお話いたします。

通常の場合、避難所に収容できる人数は、第1次避難所が21か所で2,498人、第2次避難所が28か所で4,500人、合計で6,998人となっております。第1次避難所の中で、市民会館、大和生涯学習センター、三橋生涯学習センターを除く一般的なコミュニティセンターなどの1か所当たりの収容人数は、これでいうと平均で87名となっております。

ただし、先ほど議員おっしゃいましたとおり、対人距離を2メートル取ることにしておりますので、その場合で計算をして推定いたしますと、第1次避難所が1,535人、第2次避難所が2,787人、合計で4,322人と推定をしております。柳川市民会館などを除いたコミュニティセンターなどの1か所当たりの収容人数は平均で53名というふうに推定をしているところです。

以上です。

1番（白谷義隆君）

トータルを聞いても仕方ないんです。各避難所の人員をお尋ねしたわけですが、普通のコミュニティセンターで50名ですか。（「53名です」と呼ぶ者あり）

そうすると、例えば、2メートルの幅を取って、そして、通路を確保して、私はよく分かりませんが、ただ、うちのところのコミュニティセンターを思い浮かべて、実際50人も入るとは思われませんが、それは間隔を2メートル取って、そして、移動時に人と密接、密集しない、そういったスペースを取った後の収容人数ですか。

総務課長（武田真治君）

2メートルの対人距離を置いた上での人数を言っております。

ただ、先ほどの平均の中にはもう少し大きい、例えば、柳川農村環境改善センターとか、蒲池農村環境改善センターとか、そういったところも含まれての数字ですので、少し大きくなっているとは思いますが。

以上です。

1番（白谷義隆君）

個々の避難所での人員を把握しなければ、平均で取っても避難した場合に何ら意味はないじゃないですか。やはり各避難所ごとに大体何名くらい収容できるかというのは事前に把握をしとかなければ、いざ避難者の方が来られたときに果たしてどこまで収容できるのか。途中で、来られて、いや、もうこれ以上入りませんとか言われてもでけんわけでしょう。

ですから、そこら辺、先ほどの課長の答弁では、2メートルの間隔を取って通路を取ったときに50人という数字が私はあまり納得はできないんです。

その次に、それを踏まえて聞いたかったんですが、今までの実績として、収容人員が2メートルの間隔を取って、今まで避難された実績でその避難所に収容し切れないといった施設は出てくるんですかね。

総務課長（武田真治君）

まず、避難所、コミュニティセンターが五十何名というのは少し多いのではないかということでお尋ねですけれども、具体的にもう少し申しますと、例えば、豊原コミュニティセンターは38名、大和コミュニティセンターは33名、皿垣コミュニティセンターも33名、そういったことで実際想定をしているところでございます。

それとあと、実際に避難所に収容できる人数は足りるのかということでございますけれども、前年の災害時の避難者数は、自主避難で第1次避難所を21か所開設しただけでしたけれども、8月28日の大雨の際が合計で113人、9月22日の台風17号の際が215人となっております。また、平成24年の九州北部豪雨の際の避難においては、第1次、第2次避難所とも開設をしておりますが、一番ピークのときの避難者数は2,829人となっております。

先ほど答弁したとおり、新型コロナウイルス感染防止対策を図った上での収容できる人数

は、第1次、第2次避難所を合わせて4,322名と想定しているところでありますので、避難所の数は足りるのではないかと考えているところです。

以上です。

1番（白谷義隆君）

私は避難所の数を言っているわけじゃなくて、避難所に避難してこられる方が、1つの避難所で収容人員を　今、大和のコミセンは33人と言われましたけど、私は最初から個別の避難所を聞いているわけで、平均で聞いても仕方ないじゃないですか。大きいところもあれば、小さいところもある。皆さんが満遍なく振り分けて避難されるわけじゃないんですから。そこは当然、避難所ごとに数字を出すべきだとさっきから何回も言っているじゃないですか。

ですから、例えば、ここに資料をもらっておりますけど、平成24年の九州北部豪雨では、豊原小学校では405人の方が避難をされているんですね。そうしたときに、今回、2メートルの間隔を空けたときに、豊原小学校で405人の方を収容することができるのかどうかということなんですよ。そこら辺どうですか。

総務課長（武田真治君）

確かに405人の方は収容できなくなると思います。それで、そういう場合は、もし近くのどこか違う避難所に避難することができれば、そちらのほうに移動をお願いしたり、例えば、平成24年の九州北部豪雨のときは、三橋公民館に避難されていた方は三橋庁舎への移動とか、そういうことをされています。ですから、そういったことを1つは考えているところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ですから、そういうことを聞きたいんですよ。よその自治体では、事前に仕切りとかなんとかを実際現場でしながら、何人入るのかといったシミュレーションをされているところもあるじゃないですか。そういうことをして、そして、どこの施設にどれぐらいの人が入ると。それで、オーバーした分についてはどう対応するのかというのは、それは事前にそういった対策を考えておかなければ、台風、梅雨のときに、外は大雨で暴風の中に来られても、入れませんよと帰すわけにいかないでしょう。

ですから、そこら辺をもう少し慎重に私は検討をしておく必要があるだろうと思うんですけど、どうもあまり計画が、マニュアルはつくられたということですが、今聞けば、どれだけつくってあるのか分かりませんが、全くそういった対応ができていないんじゃないかと思えますけど。

総務部長（平田敬介君）

先ほど豊原小に405人の例があるということでしたけど、本当にそういう方たちがこのコロナ禍の中で押し寄せたら、体育館の中だけでは不可能だと思いますので、そういうときに

は各校舎の2階以上に分散して教室を活用するとか、そういう臨機応変な対応が必要になると思います。

そこで、今回、コロナに対応してのマニュアルをつくって配っておりますが、実際に訓練として練習をしておかないと、ぱっと職員のほうもそういう対応が取れるかどうかはありますので、今その訓練の計画も総務課のほうではしております。

それと、臨機応変な考え方をですね、やはり3密を避けるという工夫をどうやってするかというのを、マニュアルだけじゃなくて、その場に合った対策も取れるような訓練が必要かなというふうに、今、白谷議員の質問を聞いて感じたところでございます。そのようなこともやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

1番（白谷義隆君）

臨機応変と言えば聞こえはいいんですけど、想定される分は事前に想定しておくべきじゃないんですか。想定される分は全て想定しながら、その中で対応を事前に考えておく。当たり前のことじゃないですか。そうした中で、どうしても突発的なことが起こったときは、それは臨機応変でしょうけど、事前にそうした対策は取っておくべきだと思いますよ。

ちょっとあんまり時間がありませんのでね。

それと、前回、緒方議員の質問の中で福祉避難所の話が出ましたね。そのときの答弁で、市内の老健施設等と協定を結んでおるという話がありましたけど、実は新聞報道でこういった新聞記事があったんですね。大牟田市は福祉避難所として協定を結ぶ19の施設に受入れについてのアンケートを実施したと。結果、受入れ可能は、社協が運営している老健施設1か所だけだったと、そういう新聞記事が載っていました。

ですから、市内の老健施設等と協定を結んでいると言われましたけど、現実には大牟田ではコロナの問題で受入れ可能はなかったんですね。そこについては、柳川市としてはそのことはどのようにされたのか、そういったアンケートなり、あるいは実施される予定があるのか。

総務課長（武田真治君）

市としましても、協定を締結しております老人福祉施設9施設、それと、障害者施設5施設に問合せをしております。老人福祉施設9施設のうち、受入れ可能と回答されたのが5施設、状況によると回答されたのが2施設、あと2施設は協議中ということでございました。また、障害者施設5施設のうち、受入れ可能と回答されたのが2施設、状況によると回答されたのが1施設、受入れは難しいと回答されたのが2施設でございました。

合計で7施設が受入れ可能との回答がありましたので、少しは安心したところなんですけれども、新型コロナウイルスの感染状況によっては受入れが難しくなる状況も考えられますので、いずれにいたしましても、災害対策につきましては災害のあらゆる事態を想定して、

万全の対策を取るよう努めたいと思っております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

そこら辺は電話での確認は取ってあるということですが、ぜひそこら辺も配慮をしていただきたいと思います。

それと、先ほど発熱者や体調の悪い人の対応について説明がありました。2階へ移すとか、別室を準備するとか。そうしたときに、発熱者や体調が悪い人の人的な対応はどのように考えてありますか。例えば、看護師とか保健師とか、そういった人的な対応はどのように考えてありますか。

総務課長（武田真治君）

人的な対応といたしましては、まず、そういうふうにならざるに具合が悪くなった人がおられた場合は、従事者がおりますので、その方からすぐ対策本部のほうに連絡をいただきたいと思っております。対策本部のほうで保健福祉環境事務所なりと協議いたしまして、保健師さんを派遣するか、あるいは医療機関につなぐか、そういったことで対応したいと思っております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

暴風雨の中で来ていただくこともなかなか無理があると思いますし、最初から全部の施設に配備することも現実的には不可能でしょうし、取りあえずはそういうふうな対応をしていただくということですので、細部についてはもう少し詰めていただきたいと思っております。

それと、先ほど第2次避難所ではパーティションで間仕切りをしたい、あるいは簡易テント、簡易ベッドを設置するということでしたが、第1次避難所ではそうした間仕切り等は考えていないんですか。簡易テントも含めて。

総務課長（武田真治君）

基本的な考えとしては、パーティションは体育館での避難の際の仕切りとして使用したいと思っております。しかしながら、例えば、1つの避難所で避難者が多くて2メートルの間隔が取れないときとかは、パーティションを使用して3密を防ぐことなど、状況によって避難対策の備品を最大限活用できるようにしたいと考えているところです。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

先ほどから何回も言いますが、5人とか6人の場合はいいんでしょうけど、10人、20人になった場合はそういった仕切り等をされたほうが避難者の皆さんも安心されると思うんですよ。ですから、そういった間仕切りはできるだけ使っていただきたい、そういうふうに思います。

ちょっと時間がありませんので、次に行きたいと思っております。

次に、コミュニティバスの運行についてお尋ねをいたします。

私は平成30年12月議会で公共交通の在り方についてお尋ねをしたわけですが、そのとき、コミュニティバスの充実を図りながら、新たな公共交通の在り方を研究したいという答弁をいただいております。

それで、今日はコミュニティバスの充実という観点から、最近、市民の皆さんから寄せられた意見を基にお尋ねをしたいと思います。

まず、停留所の件ですが、市民の方から、あめんぼセンターに止まる便がなく、にしてつストアから歩いていかなければならない、困っていますという意見をいただきました。調べてみれば、蒲池、昭代、両開ルートはあめんぼセンターを通りますが、大和、三橋ルートは通っていないようですので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続けていきます。

それと、これも別の市民の方からの御意見ですが、停留所に座るところがなく、バスを待つ間、立っているのがつらい、ベンチの設置はできないかということです。なかなか高齢者や体の不自由な方にとっては切実な問題です。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、フリー乗降制についてお尋ねをいたします。

以前、市民の方から、最寄りの停留所が自宅を過ぎたところにあり、降りてから長い距離をまた歩いて帰ってこなければならぬ、自宅付近に降りることはできないかとの相談を受けたことがありました。

これについても、さきの議会で停留所以外でも乗り降りできるフリー乗降制について再度調査をするとの答弁がりましたが、その後どのようなになったのか、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

議員からの御質問ですけれども、まず、1点目のコミュニティバスがあめんぼセンターに大和、三橋ルートにつきましては停車をしないというようなお話ですけれども、これにつきましては、現在、コミュニティバスは市内全域を9ルートに分けて運行をしております、ルートごとに病院、スーパー、市役所など、生活に不可欠な施設に立ち寄りながら運行をしております。

御質問のように、市民の方からのバス停の設置要望等につきましては、企画課のほうの窓口で受付をいたしまして、バス停設置要望書を提出いただきまして、柳川市の地域公共交通協議会で協議をしているところです。

議員もおっしゃいますように、蒲池、両開、昭代ルートはあめんぼセンターにバス停として止まっておりますけれども、大和、三橋ルートでは止まっておりません。これは同じような図書館といたしまして、大和では雲龍図書館、三橋では三橋図書館がありますので、そちらを御利用いただけるようなルートということで考えております。その他の個別の事情で自宅付近を通るルート以外の施設に立ち寄りしたいという場合には、利用者に対しまして乗り継

ぎ等の御案内をしているところでございます。

1番（白谷義隆君）

乗り継ぎをと、雲龍図書館があるということですけど、それでは、例えば、蒲池、両開ルートもその地区に図書館があるわけですけど、そこには止まらないのか。それと、市内の図書館のそれぞれの蔵書数を教えてください。簡潔にお願いします。

企画課長（池末勇人君）

今、御質問ですけれども、蒲池、昭代、両開の各図書館につきましては、コミュニティバスの利用といたしまして、まず、蒲池ですけれども、こちらは直接バス停はございませんが、蒲池ひがしルートにおきまして、隣の施設であります蒲池農村環境改善センターにバス停がございますので、そこで降りると約100メートルぐらいで施設のほうに行けるということになります。

次に、昭代ですけれども、こちら分館自体にバス停はございませんが、300メートル圏内にバス停がございますので、そちらから歩いていただくということになります。

最後に、両開の分館ですけれども、こちらは有明まほろばセンターに併設をされておりますので、まほろばセンターのバス停で下車していただきますと、すぐ御利用いただけるということになります。

あわせて、蔵書数ですけれども、令和2年3月31日時点での蔵書数をお答えしたいと思います。

まず、本館のあめんぼセンターですが、こちらは25万5,692冊、三橋図書館は9万1,632冊、雲龍図書館は3万1,949冊、両開分館につきましては2万8,187冊、昭代分館は3万7,560冊、蒲池分館は3万6,878冊、水の郷分室は1万1,363冊となっております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

蒲池、昭代、両開ルートは1か所は直接止まるということでしたけど、雲龍図書館も直接は止まらないんでしょう。大和庁舎に止まるんでしょう。ですから、雲龍図書館までは歩いていかなければならないんですよ。ですから、状況的にはよそと変わらないんですよ。別に雲龍図書館だけがそこに止まるわけじゃありませんのでね。

しかも、先ほど言われましたけど、雲龍図書館は市内の図書館の中でも蔵書は少ないほうじゃないですか。3万冊ぐらいだったでしょう。そしたら、図書館の利用を考える場合は、やはりあめんぼセンターだろうと。あめんぼセンターは、柳川市立図書館の本館でしょう。なぜ本館に 主要な公共施設は、やはり1つのルートの中で止まるようにしていただかないと、高齢者の方の利用が多いわけですから、歩いていたり、あるいは乗り継ぎをとわれますけど、1つの停留所ですぐ来るわけじゃないんですからね。30分も40分も待たないかんわけですから、やはり主要な施設には1つのルートの中で止まると、そういうふうな方策

を私は取るべきだと思うんですよ。どうですか。

企画課長（池末勇人君）

今、議員がおっしゃいますように、主要な施設ということであめんぼセンターも定めておりますので、今回、三橋、大和のルートがそういうことで止まっていないというのは、図書館等を利用される場合につきましては予約等で御利用いただけるということもございまして、そのように考えておりましたが、議員のお話をお伺いしまして、再度検討をしたいというふうに思います。

以上です。

1番（白谷義隆君）

困っておりますのでね。やはり蔵書から見たときに、雲龍図書館に行くより、資料も含めて、やはりあめんぼセンターがあるんですね。ですから、やはり市民の方は蔵書が多い、資料も多いあめんぼセンターを利用したいというのが当たり前のことだろうと思いますので、ぜひそこら辺については検討をお願いしたいと思います。

それと、ベンチの件について簡潔にお願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

ベンチにつきましては、現在、コミュニティバスでベンチを設置しておりますのが柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎、JA柳川蒲池支所などがございましてけれども、そのほかにも市が設置していない地域並びに自主的につけられているベンチが19か所ほど存在をしております。しかしながら、市内のコミュニティバスのバス停は現在で161か所ございまして、複数ルートで利用するバス停で、乗り継ぎの拠点となり得るバス停に優先して設置をしているところでございます。

また、ベンチ自体の管理の問題や道路管理上の問題のない可能な場所に設置をしておることですので、現実的に全てのバス停にベンチの設置は難しいかと思われますけれども、今後、待合環境の整備には十分配慮しながら、ベンチ設置の可否を踏まえて必要に応じて検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ベンチの設置については、確かに交通事情もあるでしょう。中には、車道に設置をしてあるところもあるようです。ですから、なかなか難しいところはあるんでしょうけど、それでも、先ほども言いましたが、コミュニティバスの利用の充実を図るということで、今後、地域公共交通の在り方について検討をしていきたいということでしたから、やはり高齢者の方がいつ来るか分からない　いつ来るかということもないんでしょうけど、5分も10分もそのまま立っておくことはかなりやっぱり厳しいと思うんですよ。

ですから、どうしても車道とかできないところもあるかもしれませんが、私は工夫次第

であるだろうと思いますので、ぜひもう一度精査して、設置できるところは一台でも多く設置をしていただくようお願いをしたいと思います。

時間が終わりましたので、これで私の一般質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時18分 散会

令和2年6月25日（木曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

令和2年6月25日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第37号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

議案第39号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 財産の取得について

議案第46号 財産の取得について

議案第47号 財産の処分について

請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

建設経済委員長報告について

議案第48号 令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

教育民生委員長報告について

議案第38号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第40号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程(3) 議案の上程について

議案第55号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(樽見哲也君)

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(藤丸正勝君)(登壇)

皆さんおはようございます。令和2年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、6月24日に議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしました。その結果を報告いたします。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第55号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長(樽見哲也君)

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月10日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、及び6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第37号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額「396億5,875万1,000円」に、歳入歳出それぞれ「9億1,977万6,000円」を追加し、補正後の予算総額を「405億7,852万7,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、絵画等修復業務委託料に係る修復する絵画の場所、農業施設の感染症拡大防止対策方法、及び農産物販売促進支援のPR方法、西鉄柳川駅自由通路西口エスカレーターの修繕内容、小中学生全児童生徒分のタブレット整備に係る今後の活用方法、地域密着型施設等整備事業に係る施設整備対象地域の考え方、ピアス跡地売却に係る取得時との単価の違い、プレミアム商品券に係る販売方法についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第39号 原案可決

本案は、柳川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に関するもの、及び長期譲渡所得の特別控除の創設など条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、寄付金控除の対象となるイベントの本市での対象状況について、及び住宅ローン控除の適用要件についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第45号 原案可決

本案は、財産の取得についてであります。

近年、本市内においても進行する防火対象物の高層化への対処のため、放水塔付消防ポンプ自動車を購入しようとするものであります。

審査の過程で、車両購入に係る入札執行方法についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第46号 原案可決

本案は、財産の取得についてであります。

老朽化に伴う消防団第3分団及び第11分団の消防車両の更新のため、消防ポンプ自動車2台を購入しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第47号 原案可決

本案は、財産の処分についてであります。

市内大和町鷹ノ尾の市有地「ピアス跡地」について「企業誘致など、市の活性化に寄与する用途に活用する」との方針のもと、活用に向けた条件整備を進めておりましたが、売却先が決定したことにより財産の処分を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)請願第5号 採択

本件は、地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書についてであります。

地方自治体の果たすべき役割が拡大し、またより複雑化した行政需要への対応が求められている中、公的サービスを担う人材が限られており、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しており、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまより建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了し

ましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第48号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金「5億7,042万8,395円」のうち「1億1,000万円」を減債積立金に、「700万円」を建設改良積立金に積み立て、「1億50万7,946円」を自己資本金に組み入れ、残余を令和2年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により教育民生常任委員会の報告をいたします。

6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第38号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、必要な額を増額するもので、歳入歳出それぞれ「300万円」を増額し、補正後の予算総額を「89億2,677万1千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第40号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、関連する本市条例の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について改正を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第44号 原案可決

本案は、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和4年春に稼動する新ごみ焼却処理場の建設に係る本市の負担割合の削減及び施設長寿命化に向け、市指定の可燃ごみ袋及び資源物専用袋の価格等を改定することにより、可燃ごみ減量と資源物分別の促進を図るため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第37号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第39号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第45号 財産の取得については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第46号 財産の取得については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第47号 財産の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は総務委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号 令和元年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第38号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第40号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第44号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第55号を上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番（佐々木創主君）（登壇）

議案第55号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書が採択されたことを受け、総務委員会委員全員で提出するものです。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第55号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 橋 本 憲 之

柳川市議会議員 荒 木 憲